

敦賀市 こども計画

~つるがいきいきこども未来総合プラン~



令和7年3月
敦賀市

敦賀市こども計画策定にあたって

敦賀市では、平成27年に「つるがいきいき子ども未来プラン」を、令和2年度に「新つるがいきいき子ども未来プラン」をそれぞれ策定し、子ども達の成長を敦賀市全体で支え合うことを目的に、子育て環境の充実を図るため施策を進めてまいりました。



現在、我が国は急激な人口減少に直面しており、敦賀市におきましても、この課題に対する対策強化が求められています。このような中、人口減少を政策課題とした市政の全体的な方向性を示す「第8次敦賀市総合計画」では、「子育て・教育」を重要な政策テーマとして位置付け、結婚から出産、そして子育てまでを一貫して支援し、生み育てやすい環境の提供を目指して取組を進めているところです。

この度、第8次敦賀市総合計画の方向性を踏まえ、従来の「つるがいきいき子ども未来プラン」を継承し、新たに、若者世代への支援、貧困対策等を含んだ「敦賀市こども計画～つるがいきいきこども未来総合プラン～」を策定いたしました。本計画は、基本理念を「すべてのこども・若者がしあわせに暮らすまちづくり」と定め、こども・若者の権利が尊重され、自ら意見を表明することができ、最善の利益が図られるまちの実現を目指すことを目的としています。市では、この計画に基づき、全てのこども、子育て世帯の方々への支援施策を総合的に推進し、今後も全力で取り組みます。

本計画に沿って、次代を担うこどもたちが将来にわたり、幸せに生活できることを目指し、市民の皆様と一体となって、さらなる支援の充実を図りますので、引き続き、皆様方のご支援、ご協力をお願いします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、子育て支援に関するアンケート調査、こどもの生活状況に関するアンケート調査、こども・若者ニーズ調査、こどもワークショップ、パブリックコメントなどで御協力いただきました皆様方に心から感謝申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

敦賀市長 米澤光治

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 こどもに関する施策の動向	2
3 計画の法的根拠と位置づけ	3
4 計画策定体制とプロセス	5
第2章 敦賀市のこども・子育てをとりまく現状	7
1 敦賀市の状況	7
2 アンケート調査結果からみえる現状	19
3 こどもの意見聴取	36
4 敦賀市の課題	41
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念	45
2 基本的な視点	46
3 計画の体系	47
第4章 施策の展開	48
1 親と子への切れ目のない支援	48
2 こども一人ひとりの成長を育む環境づくり	60
3 子育て家庭を地域で支える環境づくり	78
4 すべてのこども・若者の立場に立った支援	94
5 若い世代の生活基盤の安定の支援	101
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	107
1 教育・保育提供区域の設定	107
2 人口の見込み	108
3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	109
4 地域子ども・子育て支援事業	115
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	133
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	134
第6章 計画の進行管理	135
1 施策の実施状況の点検	135
2 国・県等との連携	135

資料編	136
1 敦賀市子ども・子育て会議設置要綱	136
2 敦賀市子ども・子育て会議 委員一覧	138
3 敦賀市こども計画（素案）に係るパブリックコメントの実施結果	139
4 こどもの権利条約	140
5 用語集	146

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、令和2年度から令和6年度を期間とする「新つるがいきいき子ども未来プラン（第2期敦賀市子ども・子育て支援事業計画・第4期敦賀市次世代育成支援対策行動計画）」において、「子どもたちの成長をみんなで支えあうまちづくり」を基本理念として、施策を進めてきました。

第8次敦賀市総合計画では、「好循環が継続する、発展し続ける地域」と地域ビジョン（基本理念）を掲げ、結婚支援や子育て支援等、様々な人口減少対策に係る施策に取り組んできました。

今回策定する「敦賀市こども計画」は、こども・若者の権利が保障され、健やかに成長できるとともに、将来にわたって幸せに生活できることを目指して、必要な取り組みを進めていく計画です。この計画は、「こども基本法」に基づく市町村こども計画として策定する計画で、これまでの子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画を内包するとともに、若者世代への支援や貧困対策も含む計画として策定するものです。

2 こどもに関する施策の動向

国のこどもに関する施策は、こども基本法に基づく『こども大綱』が中心となっています。大綱では、「こどもまんなか社会」を目指すという方向性が掲げられ、すべてのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長でき、その権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活できる社会の実現を目指すとされています。

『こども大綱』の基本方針には、こども・若者の権利を保障して最善の利益を図ること、こどもや若者等の意見を聴くこと、こどもや若者等のライフステージに応じて切れ目なく支援すること、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること、若い世代の視点に立つ結婚や子育てに関する希望の形成と実現を支援すること等が記載されています。また、『こども大綱』は、ライフステージ別の重要事項として、以下のような取り組みが必要と考えています。

ライフステージ	主な取組
こどもの誕生前から幼児期まで	<ul style="list-style-type: none">● 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保育・医療の確保● こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
学童期・思春期	<ul style="list-style-type: none">● こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等● 居場所づくり● 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実● 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育● いじめ防止● 不登校のこどもへの支援● 校則の見直し● 体罰や不適切な指導の防止● 高校中退の予防、高校中退後の支援
青年期	<ul style="list-style-type: none">● 高等教育の就学支援、高等教育の充実● 就労支援、雇用と経済的基盤の安定● 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援● 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 計画の位置づけ

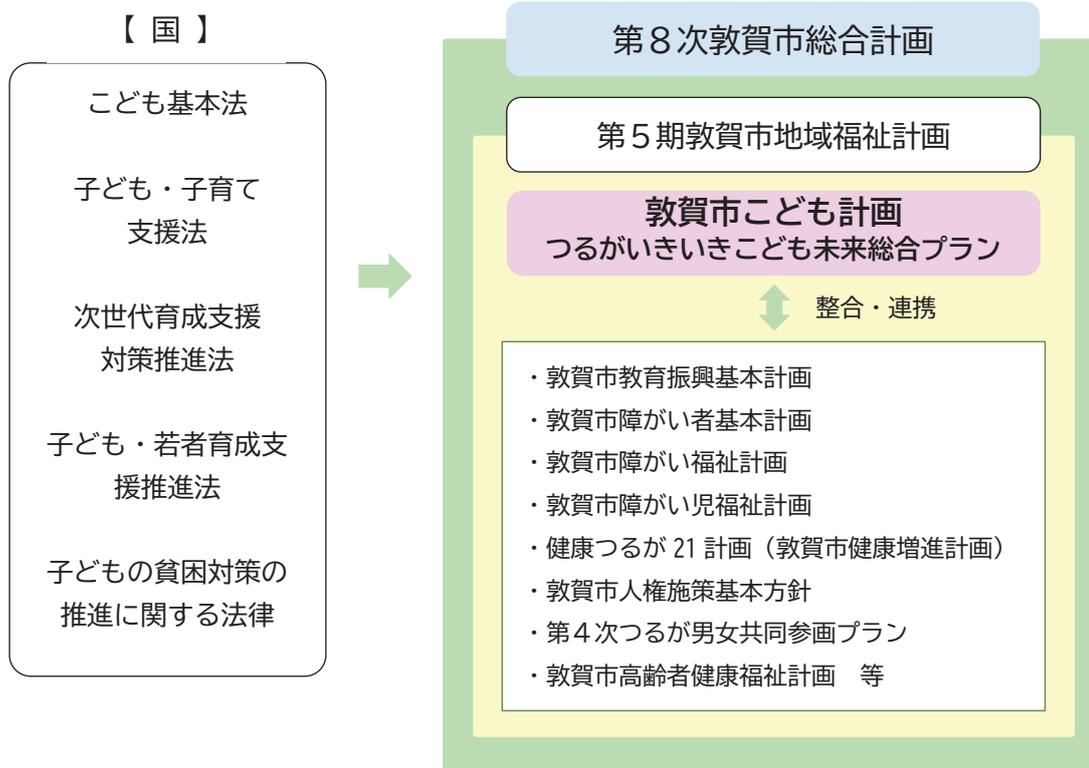
本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」として策定するもので、こども大綱及び福井県計画を踏まえて策定する計画です。同時に、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村子ども・若者計画、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画を含む形で策定する計画です。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、子ども・子育て支援に関する各事業の実施目標等を掲げています。

また、本計画は次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」として位置付けるとともに、「第8次敦賀市総合計画」や関連する分野別計画との整合性を図りながら策定しました。

こども関連施策の概要

法律	市町村計画に関する規定	その他	第2期計画の範囲 敦賀市こども計画の範囲
こども基本法	市町村こども計画（第十条2） 市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> こども施策に関する大綱（第九条）について定められ、市町村こども計画はこれを勘案して策定する。 こども施策に係るこども等の意見を反映することが規定されている。（第十一条） 	
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画（第六十一条） 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 記載事項（基本的記載事項、任意記載事項）が規定されている。（第六十一条2、3） 	
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画（第八条） 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。	<ul style="list-style-type: none"> 一般事業主行動計画（常用雇用100人超の事業主）の策定。 特定事業主行動計画（国及び地方公共団体）の策定。 子育てサポート企業の認定（くるみん認定）。 	
子ども・若者育成支援推進法	都道府県子ども・若者計画等（第九条2） 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（中略）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（中略）を定めるよう努めるものとする。		
子どもの貧困対策の推進に関する法律	都道府県計画等（第九条2） 市町村は、大綱（中略）を定めるよう努めるものとする。		



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
				

4 計画策定体制とプロセス

(1) 敦賀市子ども・子育て会議の設置

本市における子ども・子育て支援施策をこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、保護者代表、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「敦賀市子ども・子育て会議」を設置し、本計画の内容について協議しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て当事者の現状やニーズを把握するとともに、こども・若者本人の意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査の概要は以下の通りです。

①子育て支援に関するアンケート調査

調査対象	就学前：敦賀市在住の未就学児童（0～5歳）の保護者 小学生：敦賀市在住の小学生（6～12歳）の保護者
調査期間	令和6年8月5日～令和6年8月28日 （調査基準日：令和6年8月1日）
配布数	就学前：1,200人　小学生児童：1,200人
回収数	就学前：575人（47.9%）　小学生：540人（45.0%）
調査方法	郵送による配布・回収（Webによる回収も含む）

②こどもの生活状況に関するアンケート調査

調査対象	敦賀市在住の小学4年生以上の児童（小学校高学年） ※小学生児童に対する子育て支援に関するアンケート調査に同封
調査期間	令和6年8月5日～令和6年8月28日 （調査基準日：令和6年8月1日）
配布数	600人
回収数	226人（37.7%）
調査方法	郵送による配布・回収（Webによる回収も含む）

③子ども・若者ニーズ調査

調査対象	敦賀市在住の13～34歳の市民
調査期間	令和6年12月5日～令和6年12月27日 (調査基準日：令和6年12月1日)
配布数	3,000人
回収数	685人(22.8%)
調査方法	Web調査

(3) こどもの意見の聴取

小学生・中学生の座談会を実施し、今の敦賀市に対する意見や要望について、こどもたちの生の意見をお聞きしました。

①子どもワークショップ

調査対象	市内の小学校4年生～中学校3年生(17名)
実施日時	令和6年12月21日(土)
実施方法	グループをつくり、意見や要望等を付箋に記入し、その後意見交換を行いました。 <内容> 「敦賀こどもみらいのまちの居場所のアイデア」

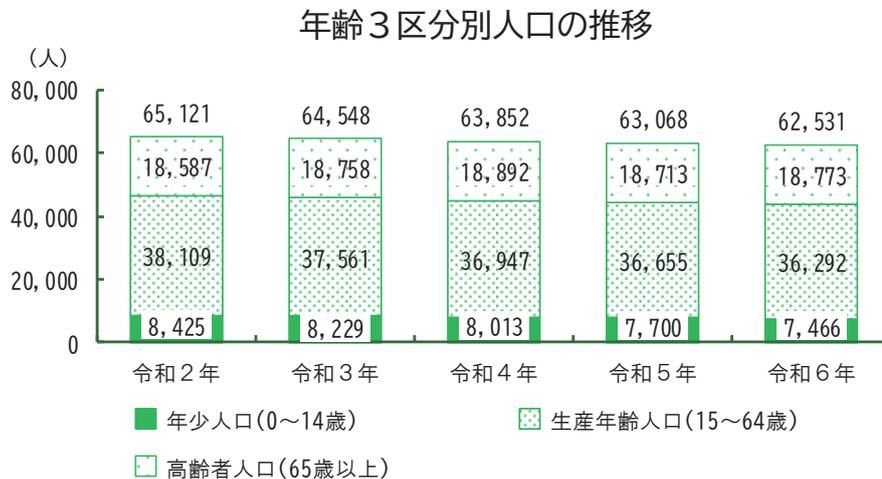
第2章 敦賀市のこども・子育てをとりまく現状

1 敦賀市の状況

(1) 人口の状況

①年齢3区分別人口の推移

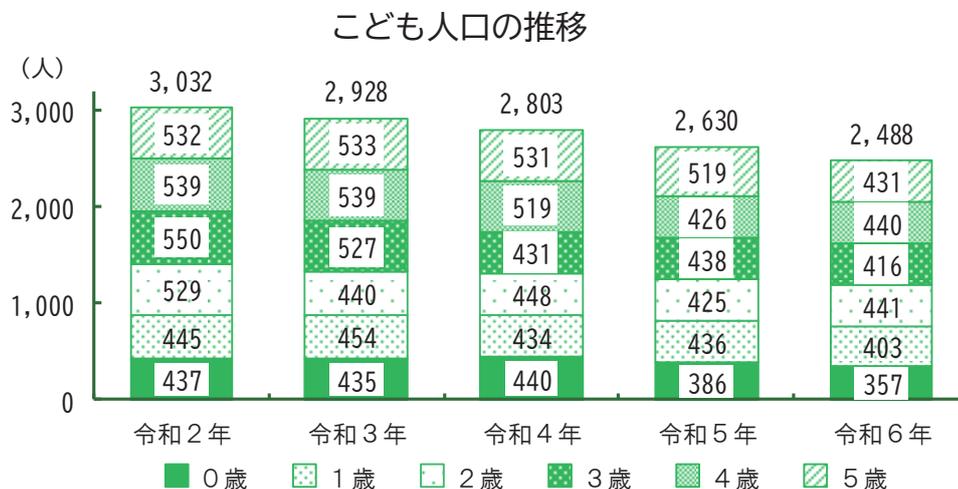
本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年で62,531人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は18,000人台で大きな変化はなく推移しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

②年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳のこども人口は年々減少しており、令和6年3月末日現在で2,488人となっています。

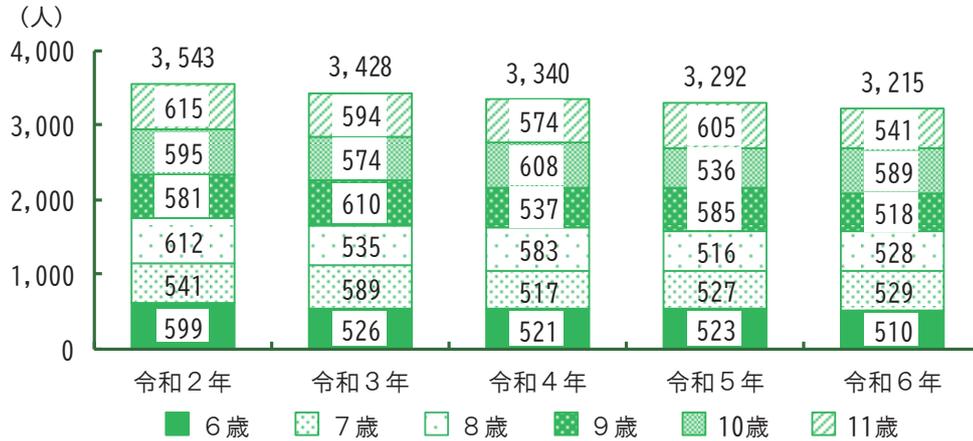


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

③年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳のこども人口も年々減少しており、令和6年4月現在で3,215人となっています。

こども人口の推移



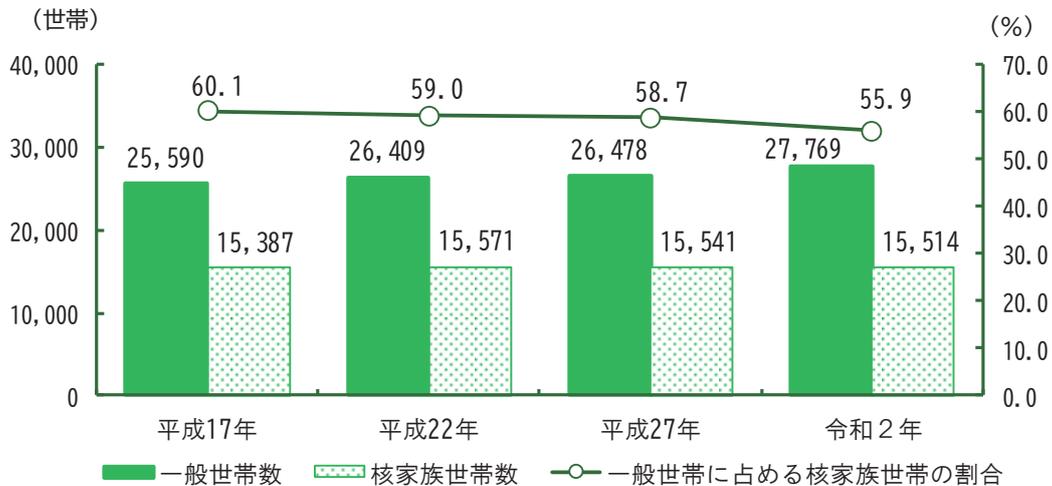
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 世帯の状況

①一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は横ばいで、令和2年で15,514世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、一般世帯数の増加に伴い減少しています。

世帯の状況

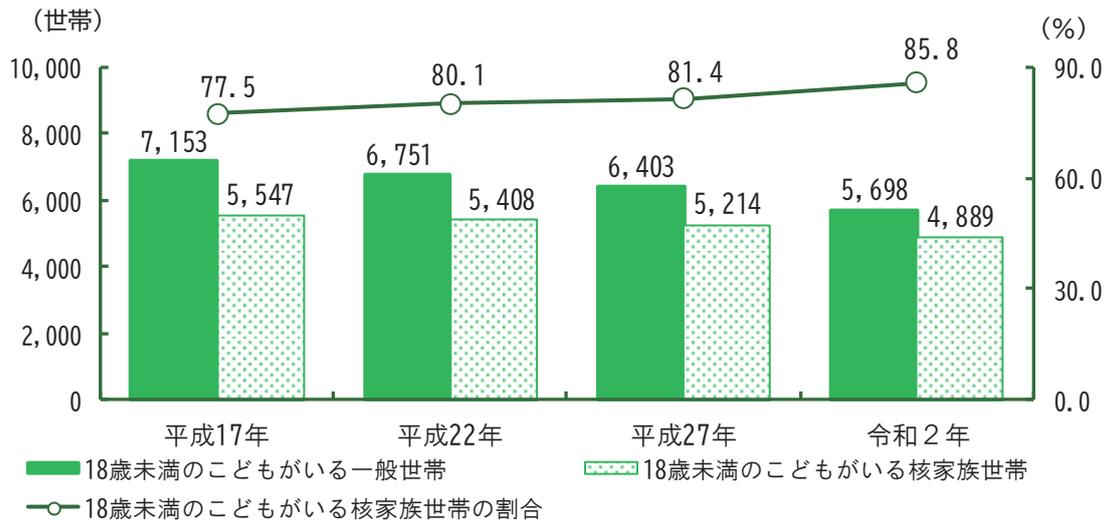


資料：国勢調査

②18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少しており、令和2年で5,698世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は、増加傾向がうかがえます。

18歳未満の子どもがいる世帯の状況

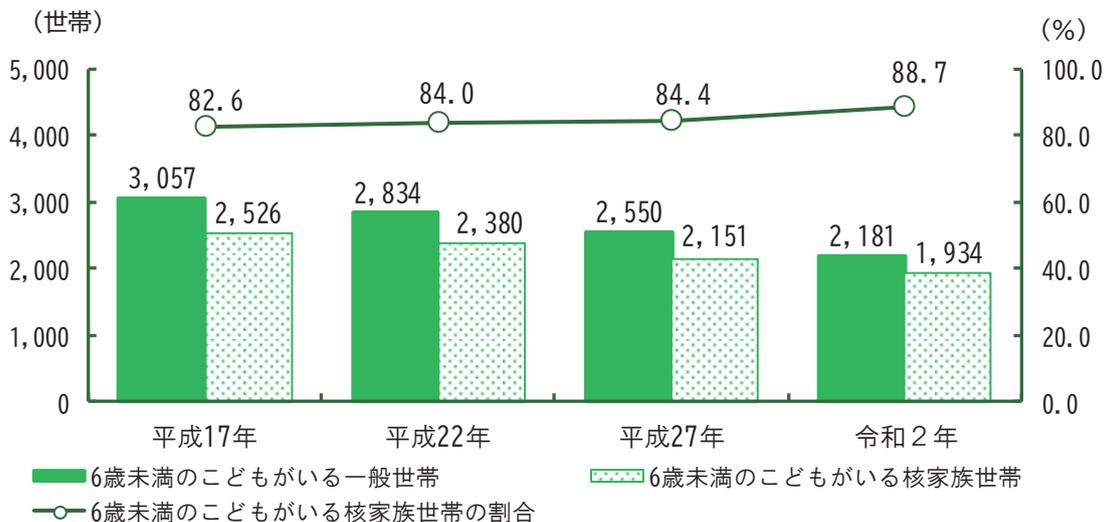


資料：国勢調査

③6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少しており、令和2年で2,181世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は、増加しています。

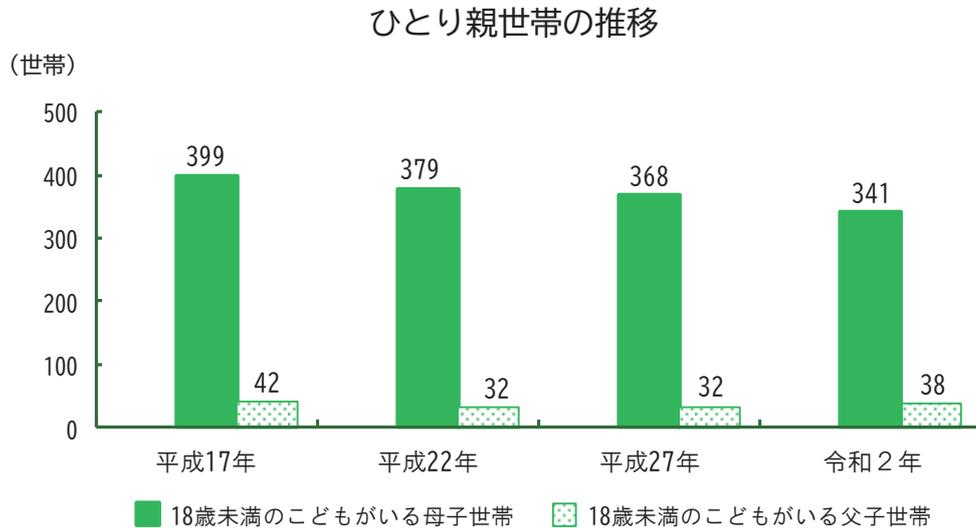
6歳未満の子どもがいる世帯の状況



資料：国勢調査

④ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は減少しており、令和2年で341世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は減少傾向でしたが、令和2年は増加しており38世帯となっています。

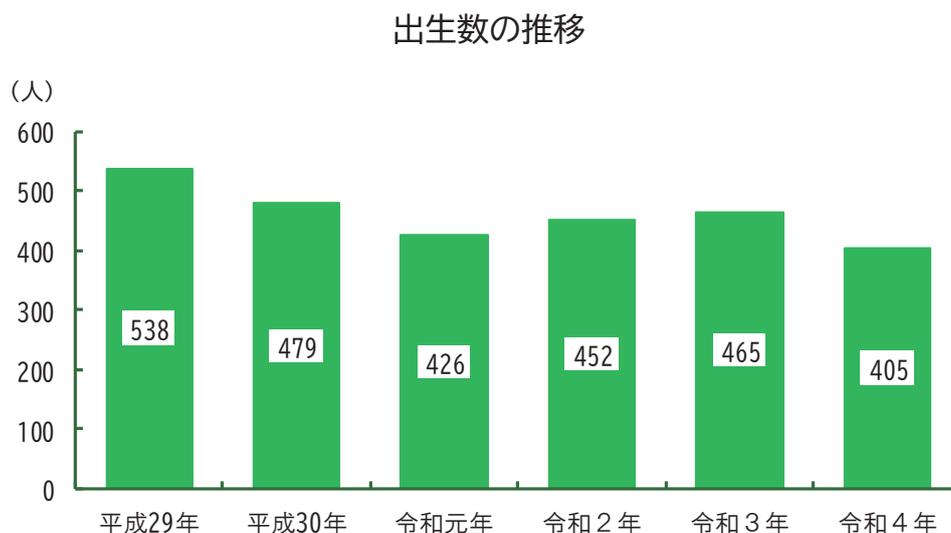


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

①出生数の推移

本市の出生数は令和元年以降増加傾向でしたが令和4年には減少し、405人となっています。

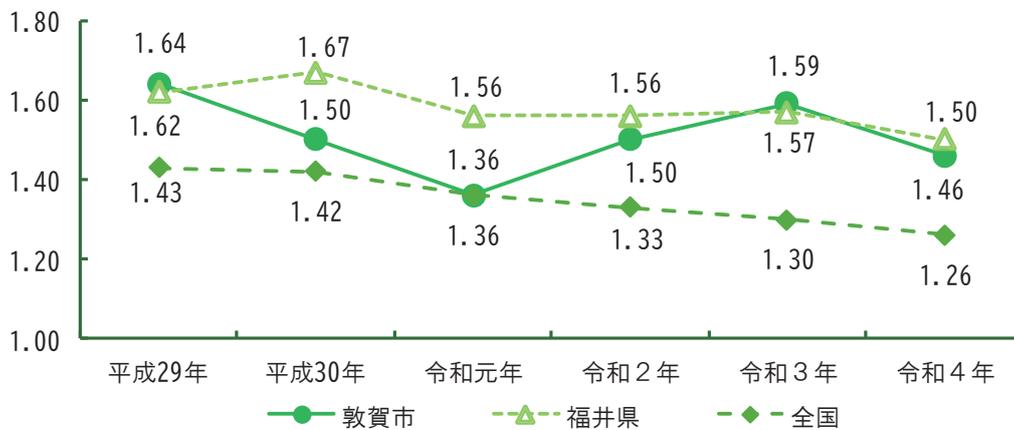


資料：福井県の「出生に関する統計」(H25～R4)の概況

②合計特殊出生率の推移

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均のこどもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は令和2年以降増加傾向でしたが、令和4年は減少し1.46となっています。また、全国と比較すると同等か高く、福井県と比較すると令和3年にはやや高くなっていましたが、令和4年はやや低くなっています。

合計特殊出生率の推移

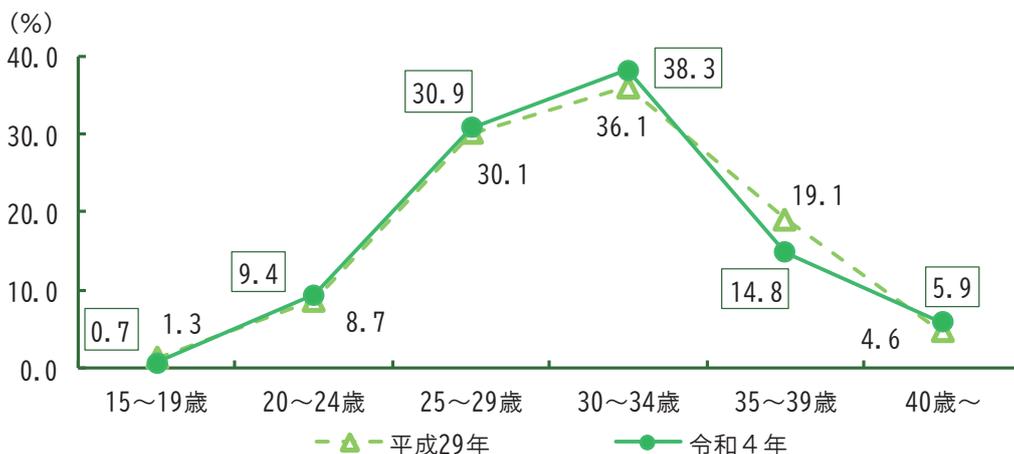


資料：市の統計、厚生労働省人口動態調査（県・全国）

③母親の年齢（5歳階級）別出生構成割合の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生構成割合の推移をみると、平成29年に比べ令和4年で20～24歳、25～29歳、30～34歳、40歳～で増加しています。

母親の年齢別出生構成割合の推移

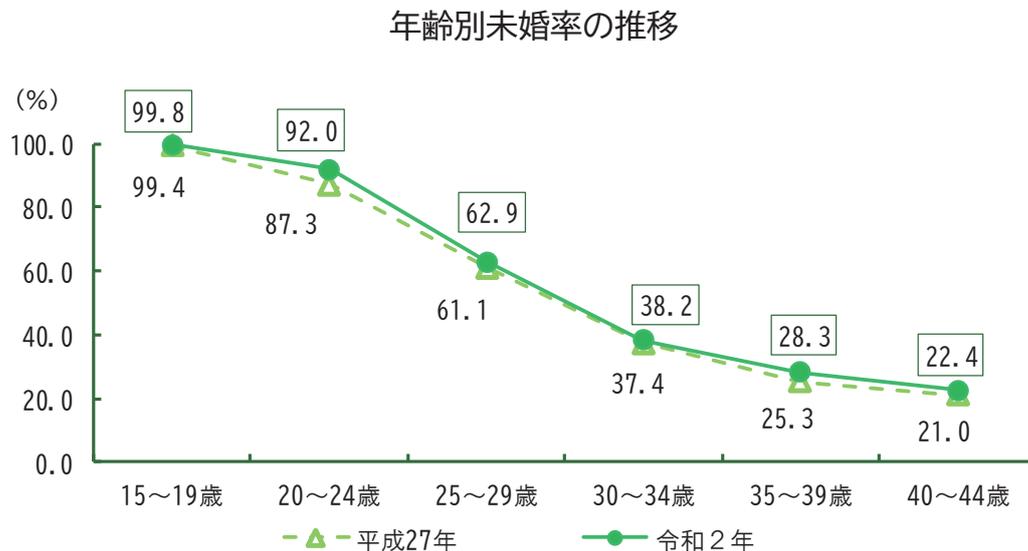


資料：福井県の「出生に関する統計」（H25～R4）の概況

(4) 未婚・結婚の状況

①年齢別未婚率の推移

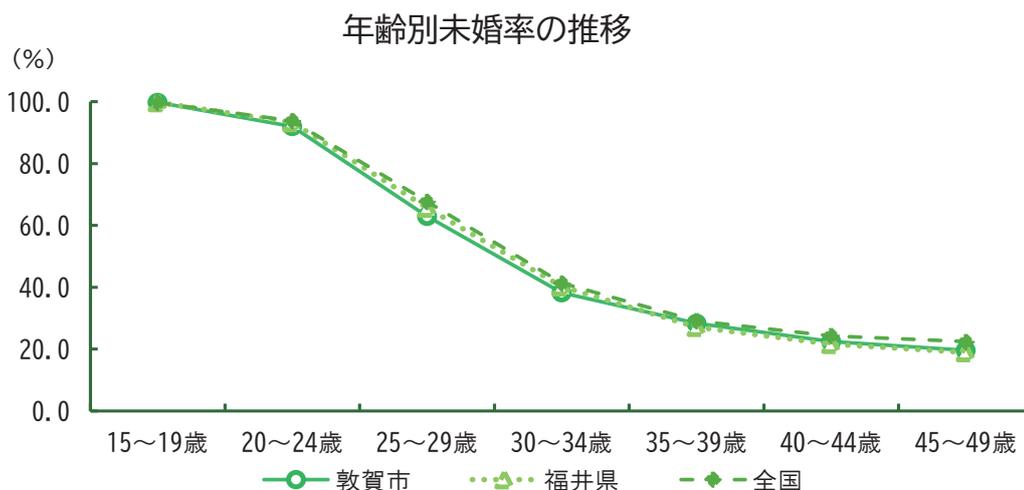
本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成 27 年に比べ令和 2 年で全体的に未婚率は増加しており、特に 20～24 歳と 35～39 歳で増加しています。



資料：国勢調査

②年齢別未婚率（国・県比較）

本市の令和 2 年の年齢別未婚率を全国、福井県と比較すると、20 歳から 34 歳で全国、福井県より低い傾向となっています。



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
敦賀市	99.8	92.0	62.9	38.2	28.3	22.4	19.6
福井県	99.8	93.3	65.7	40.2	27.1	21.6	18.9
全国	99.7	93.8	67.7	41.3	29.1	24.2	22.4

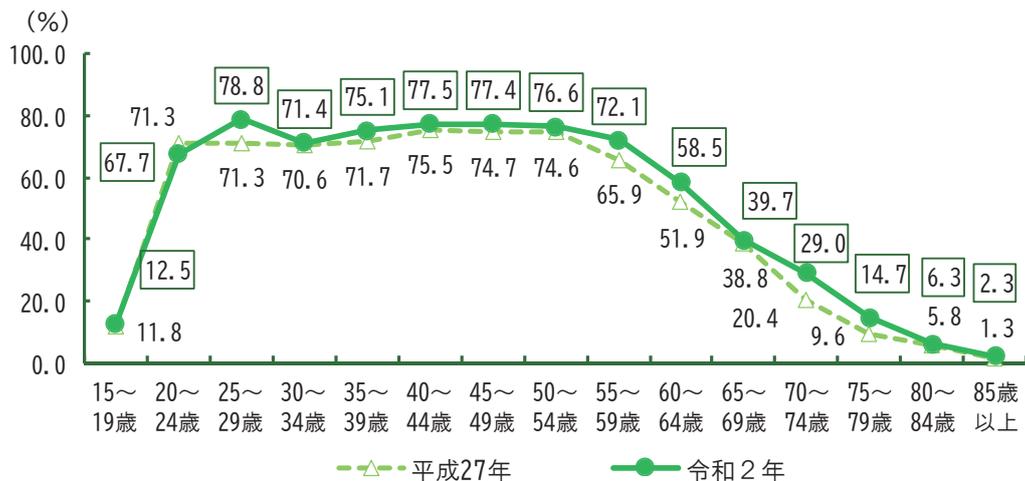
資料：国勢調査

(5) 就業の状況

①女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。平成27年に比べ令和2年は25～29歳の就業率は高くなっています。

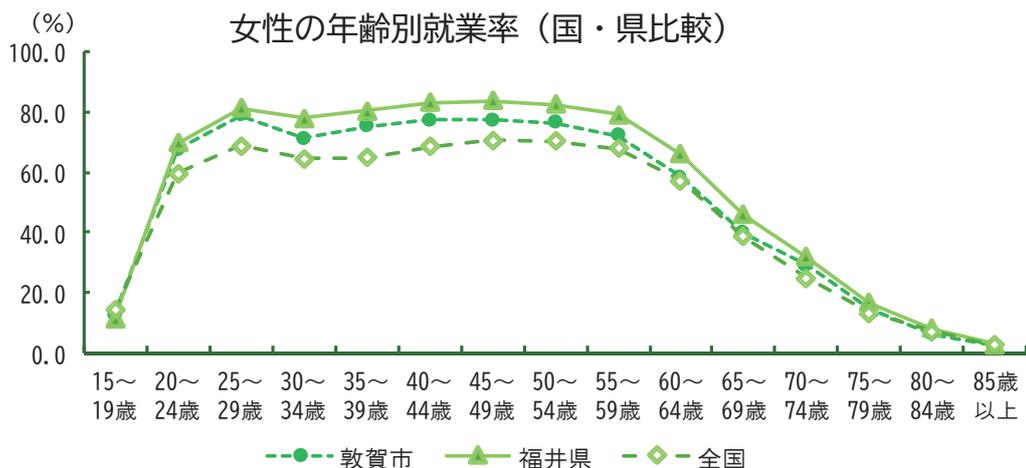
女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

②女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、福井県と比較すると、全国より高いものの、福井県よりは低い傾向となっています。

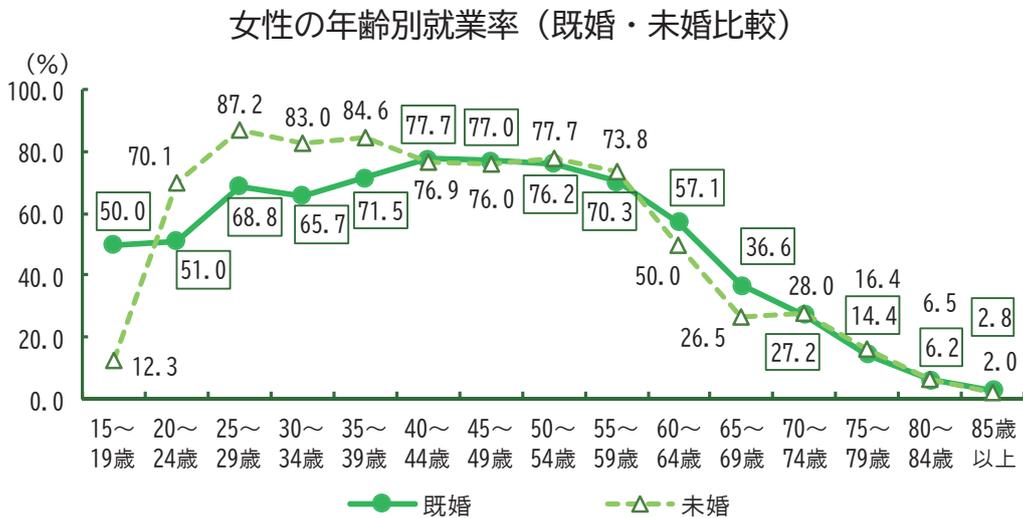


	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
敦賀市	12.5	67.7	78.8	71.4	75.1	77.5	77.4	76.6	72.1	58.5	39.7	29.0	14.7	6.3	2.3
福井県	11.3	69.8	81.2	78.0	80.3	83.3	83.7	82.6	79.1	66.0	45.9	31.9	16.6	8.0	2.7
全国	14.2	59.7	68.9	64.5	64.9	68.5	70.6	70.2	68.0	57.3	38.5	24.8	13.3	7.0	2.6

資料：国勢調査

③女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の令和2年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

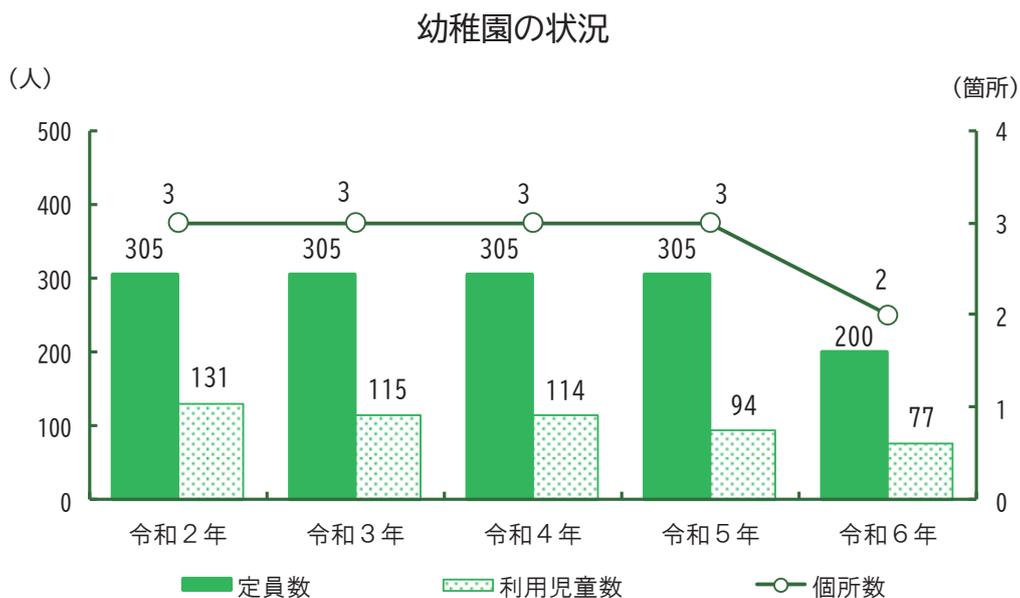


資料：国勢調査

(6) 教育・保育サービス等の状況

①幼稚園の状況

本市の幼稚園の状況をみると、箇所数は令和6年に1箇所減少し、定員数も減少しています。また、利用児童数は減少傾向となっており、令和6年で利用児童数は77人となっています。

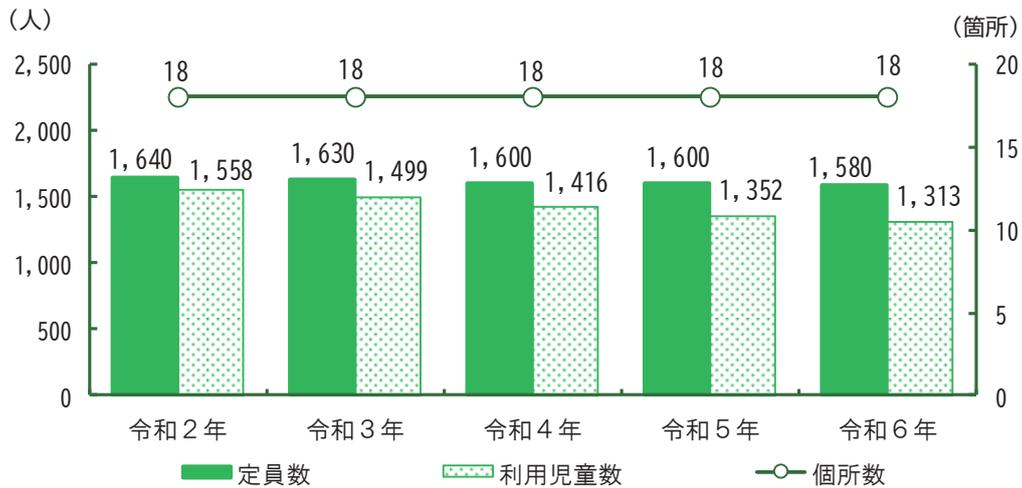


資料：市統計

②保育所の状況

本市の保育所の状況をみると、箇所数の変化はありませんが、定員数は減少しています。また、利用児童数は減少傾向にあり、令和6年で定員数は1,580人、利用児童数は1,313人となっています。

保育所の状況

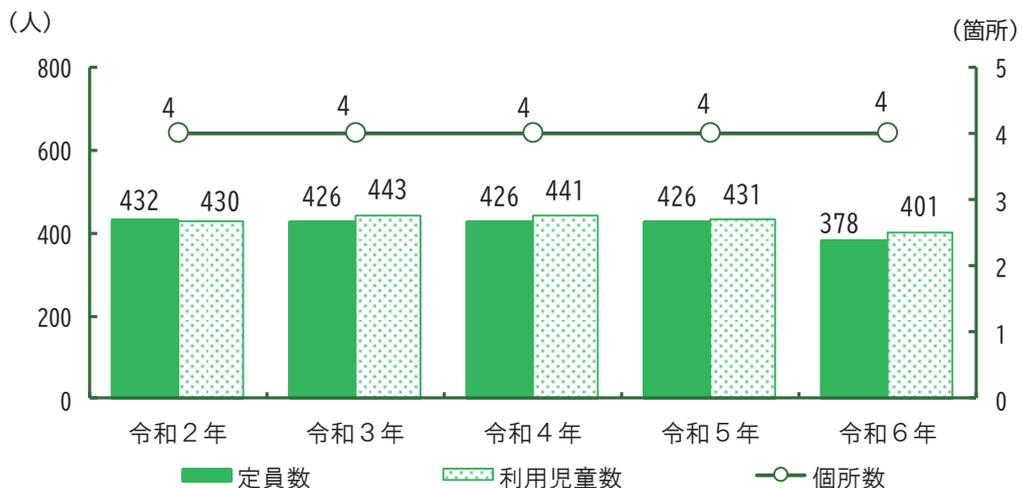


資料：市統計

③認定こども園の状況※2、3号認定のみ

本市の認定こども園の状況をみると、箇所数の変化はありませんが、定員数は令和6年に減少しています。また、利用児童数は令和4年以降減少傾向にあり、令和6年で利用児童数は401人となっています。

認定こども園の状況



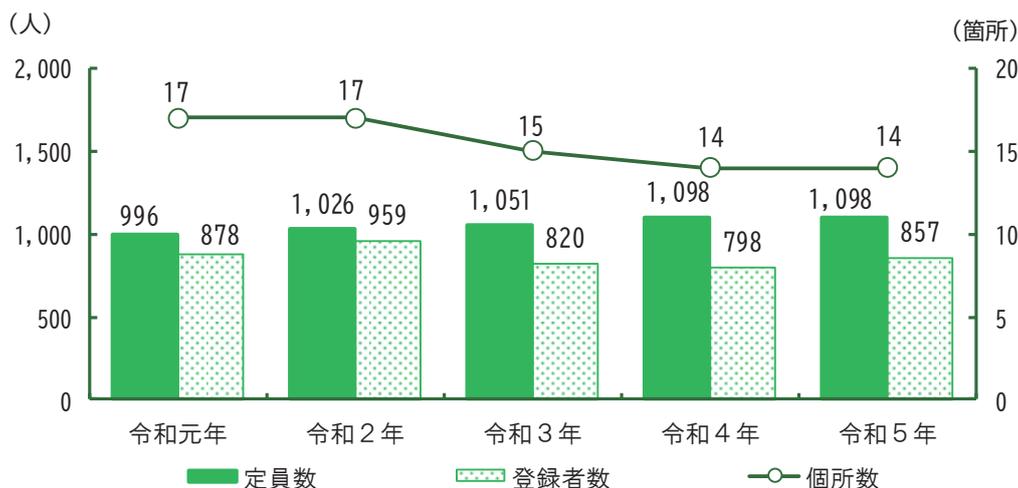
資料：市統計

(7) 放課後児童クラブの状況

①放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブにおける箇所数は減少傾向にあり、定員数は増加傾向でしたが令和4年以降は横ばいで推移しています。また、登録者数は減少傾向でしたが令和5年には増加し登録者数は857人となっています。

放課後児童クラブの状況



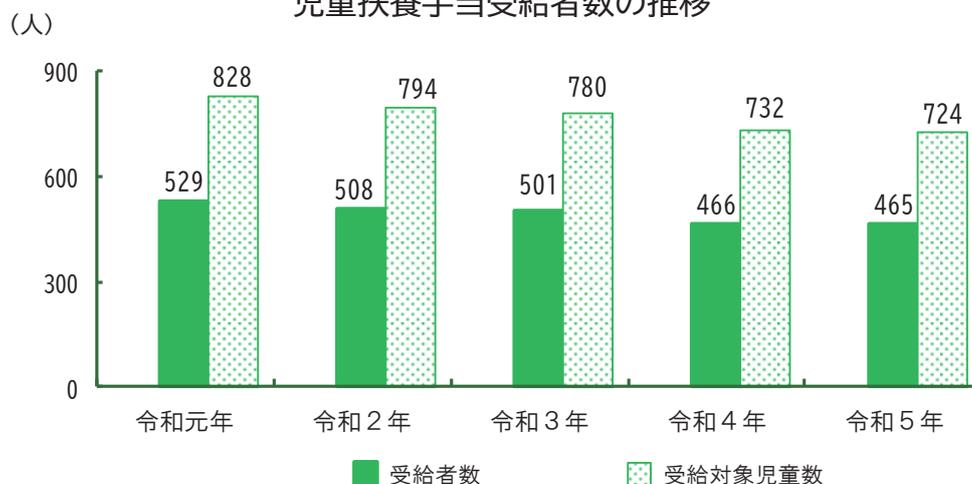
資料：市統計

(8) その他の状況

①児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数、受給対象児童数はともに減少傾向にあり、令和5年では受給者数が465人、受給対象児童数が724人となっています。

児童扶養手当受給者数の推移



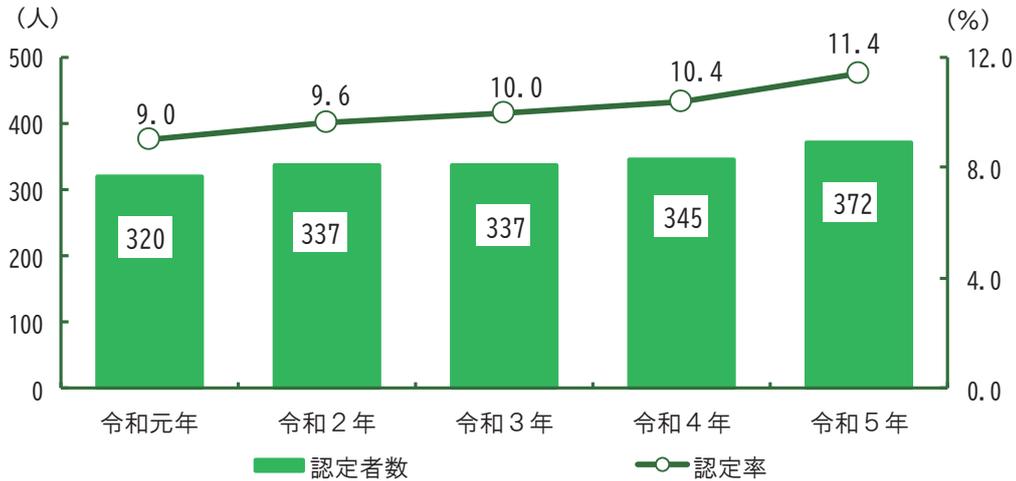
資料：市統計

※児童扶養手当 父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護・養育している人に支給される手当

②就学援助認定者数（小学生）の推移

本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は令和元年以降年々増加しており、令和5年で認定者数が372人、認定率が11.4%となっています。

就学援助認定者数（小学生）の推移

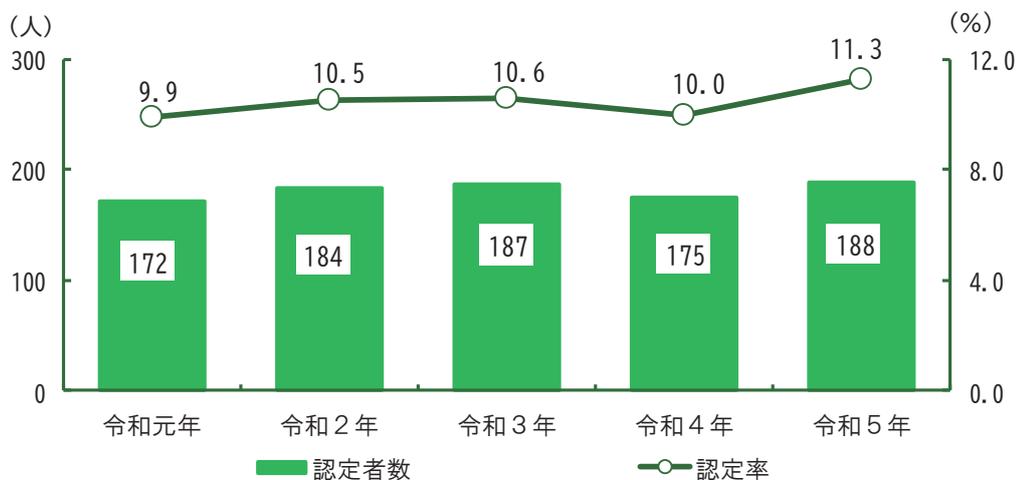


資料：市統計、福井県学校基本調査

③就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助認定者数、認定率は令和元年に対して増加しています。令和5年で認定者数が188人、認定率が11.3%となっています。

就学援助認定者数（中学生）の推移



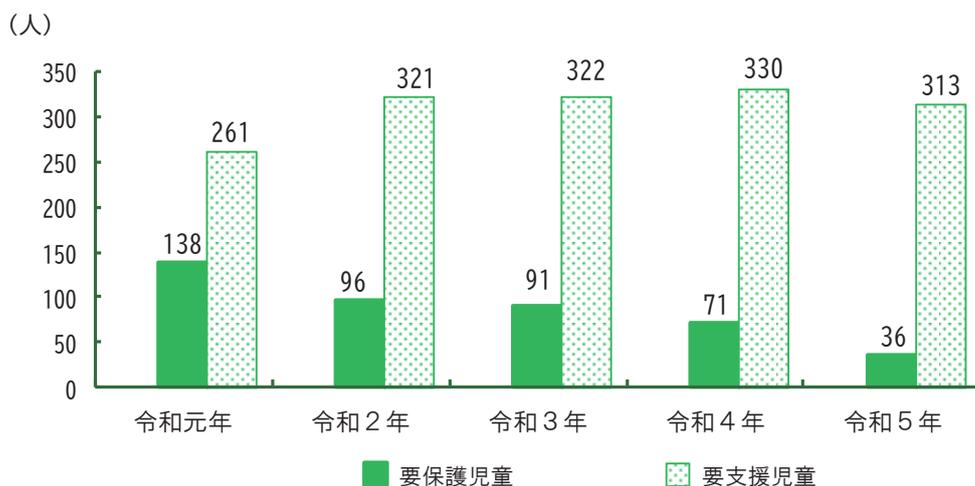
資料：市統計、福井県学校基本調査

※就学援助認定者 経済的理由によって就学困難と認められ、敦賀市が認める基準に該当する人（学用品費・学校給食費・校外活動費等を援助）

④要保護児童数・要支援児童数の推移の推移

本市の要保護児童の数は減少傾向にあり、令和5年で36人となっています。また、要支援児童数の数は令和元年に対して増加しており令和5年度で313人となっています。

要保護児童数・要支援児童数の推移の推移



資料：市統計

- ※要保護児童 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童
- ※要支援児童 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

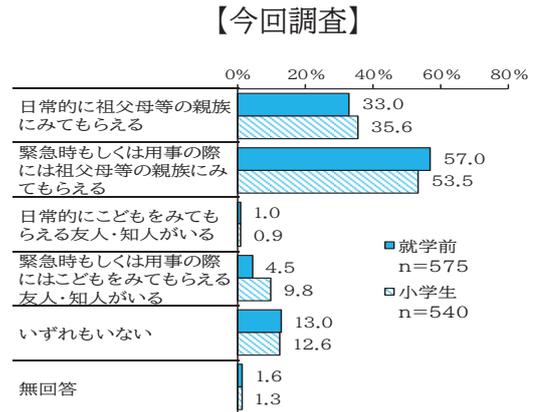


2 アンケート調査結果からみえる現状

※グラフ中の「%」は、小数第2位を四捨五入しているため、単数回答の設問（1つだけに○をつけるもの）であっても合計が100.0%にならない場合があります。

(1) 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

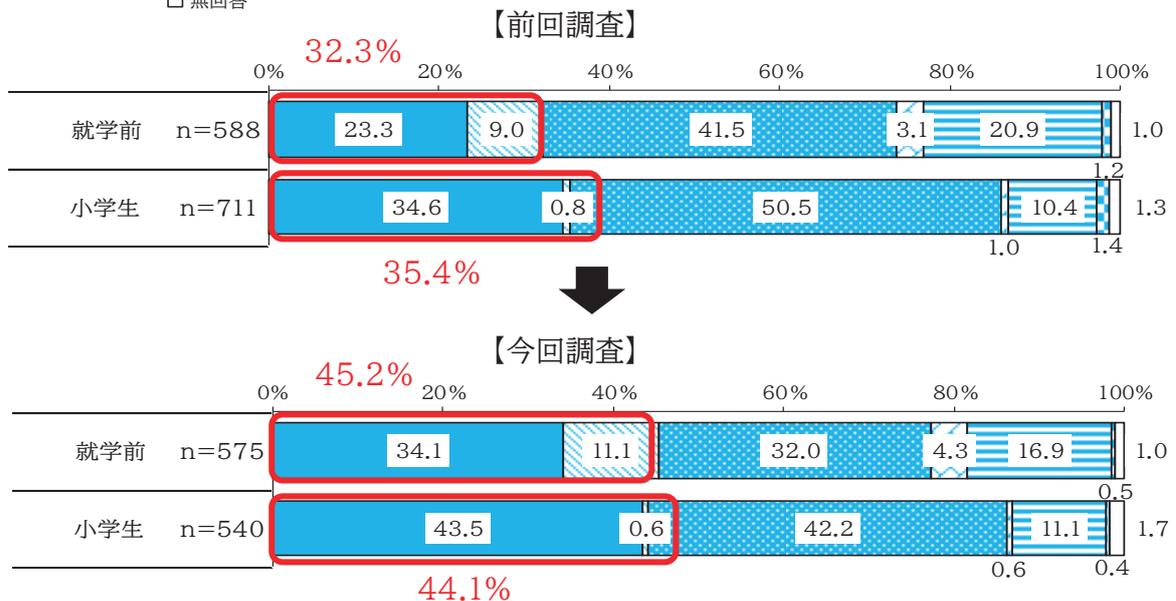
- 就学前・小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が最も高くなっています。



(2) 母親の就労状況

- 母親の就労状況について前回調査と比較すると、「フルタイム」の割合が、就学前 (32.3%⇒45.2%)・小学生 (35.4%⇒44.1%) とともに増加しており、フルタイムで働く母親の増加がうかがわれます。

- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

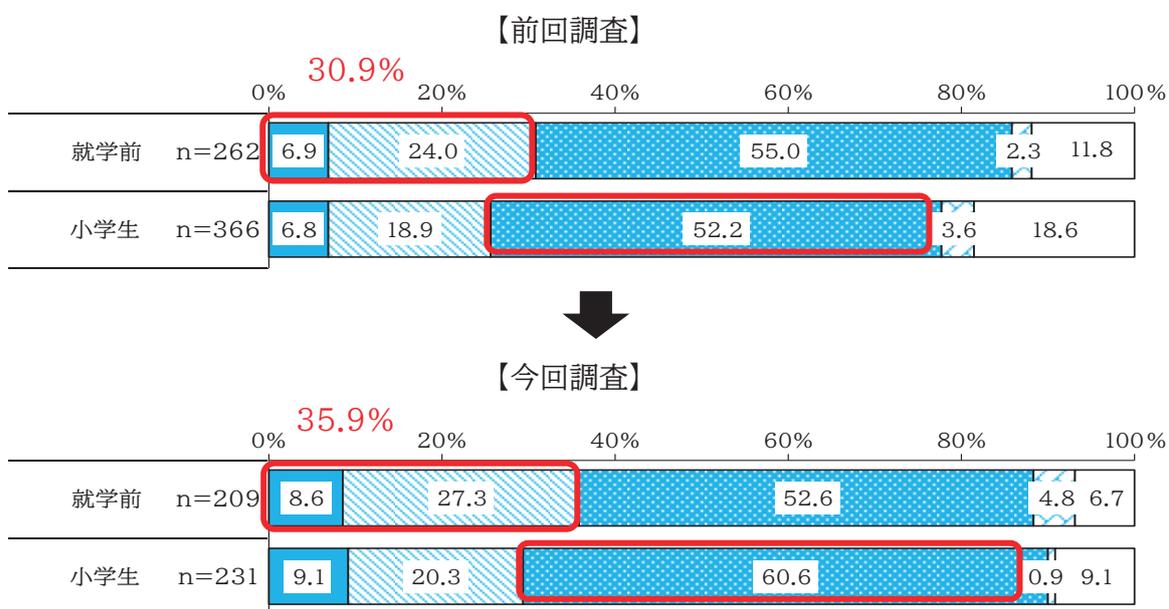


資料：子育て支援に関するアンケート調査【就学前・小学生】

(3) 母親のフルタイムへの転換希望（「パート・アルバイト等で就労している」と回答された方）

- 就学前で、パート・アルバイト等で働いている方でフルタイムへの転換希望を持っている人は前回調査と比較すると、30.9%から 35.9%に増加しています。
- 小学生で、パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する人は 52.2%から 60.6%に増加しています。

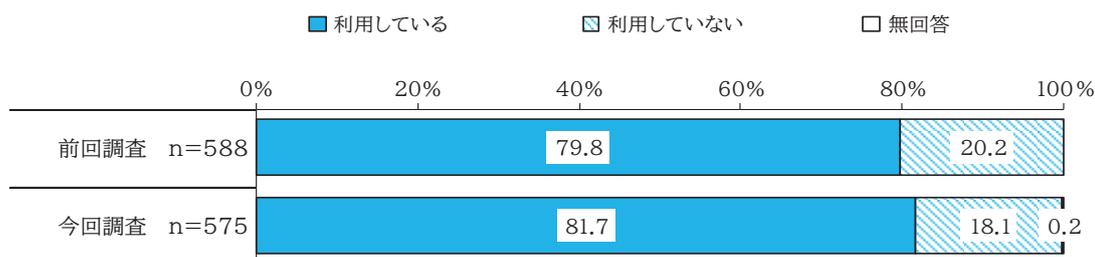
- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
- ▨ フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい
- 無回答



(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 定期的な教育・保育事業の利用の有無

- 定期的な教育・保育事業の利用状況について前回調査と比較すると、前回調査と同様の傾向となっています。

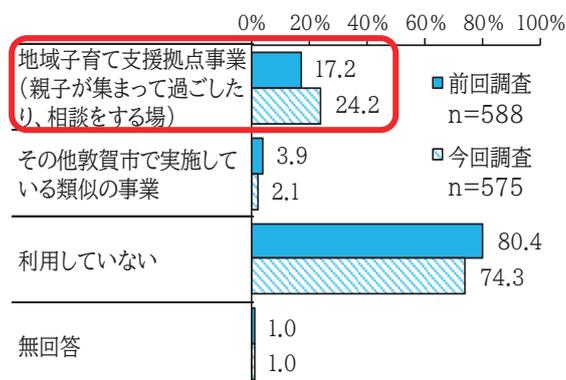


資料：子育て支援に関するアンケート調査【就学前・小学生】

(5) 地域の子育て支援事業の利用状況について

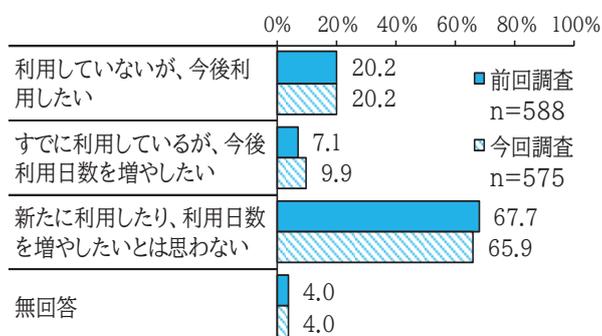
①地域子育て支援拠点事業の利用状況

- 地域子育て支援拠点事業の利用状況について前回調査と比較すると、「地域子育て支援拠点事業」の割合が増加しています。



②地域子育て支援拠点事業の利用希望

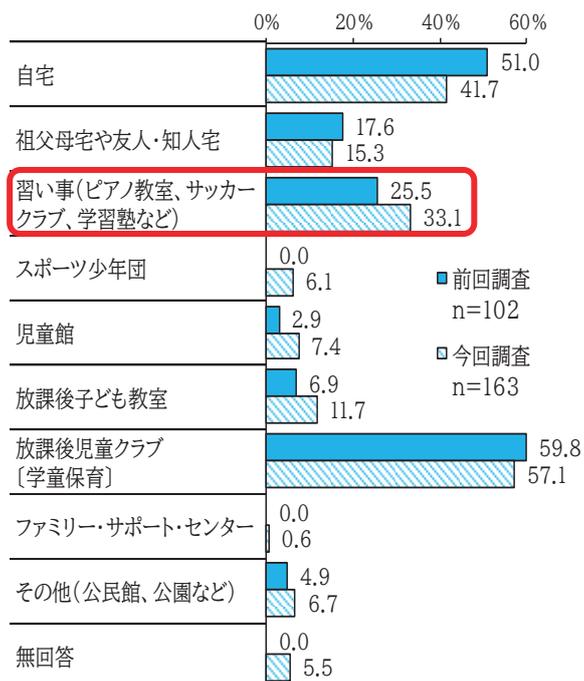
- 地域子育て支援拠点事業の利用希望について前回調査と比較すると、前回調査と同様「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が高い傾向となっています。



(6) 小学校就学後の過ごし方について

①就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

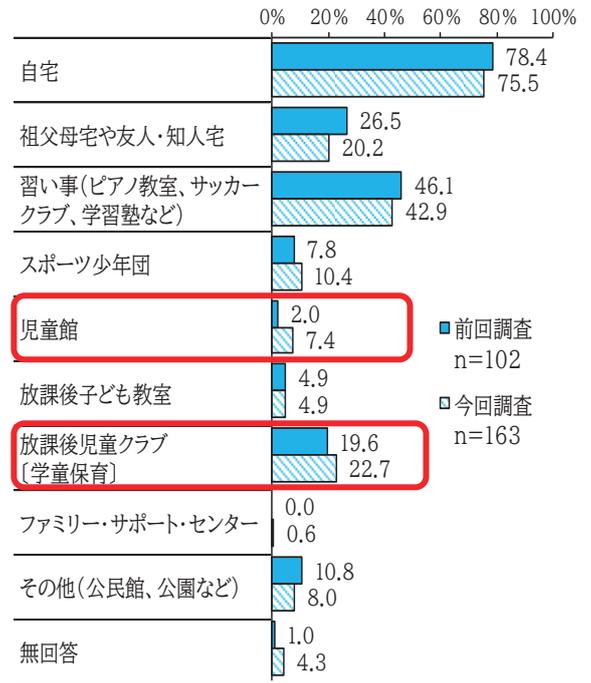
- 小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所について前回調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」の割合が高くなっています。



資料：子育て支援に関するアンケート調査【就学前・小学生】

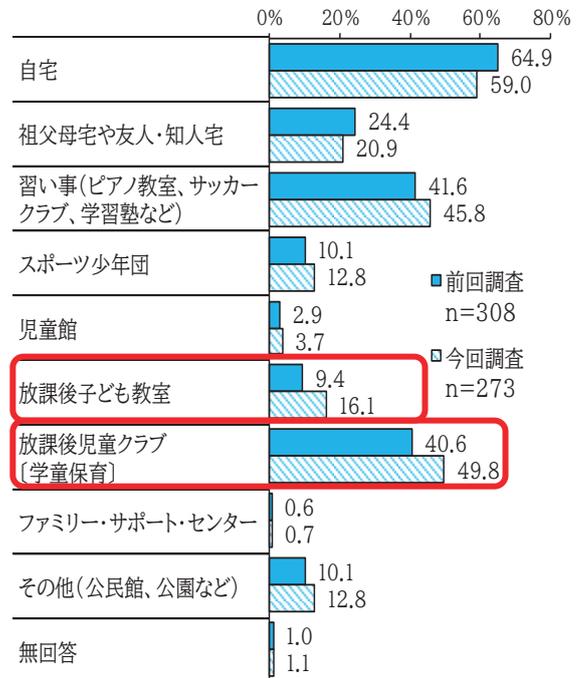
②就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

- 小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所について前回調査と比較すると、「児童館」「放課後児童クラブ [学童保育]」の割合が高くなっています。



③小学生保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

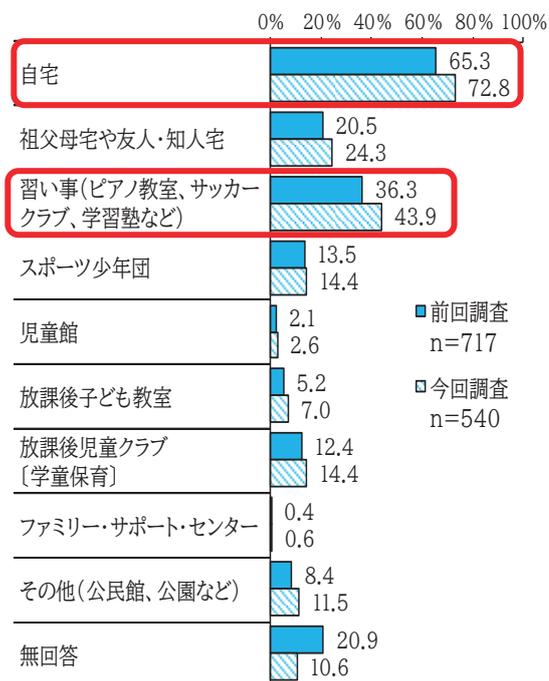
- 小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所について前回調査と比較すると、「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ [学童保育]」の割合が高くなっています。



資料：子育て支援に関するアンケート調査【就学前・小学生】

④小学生保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

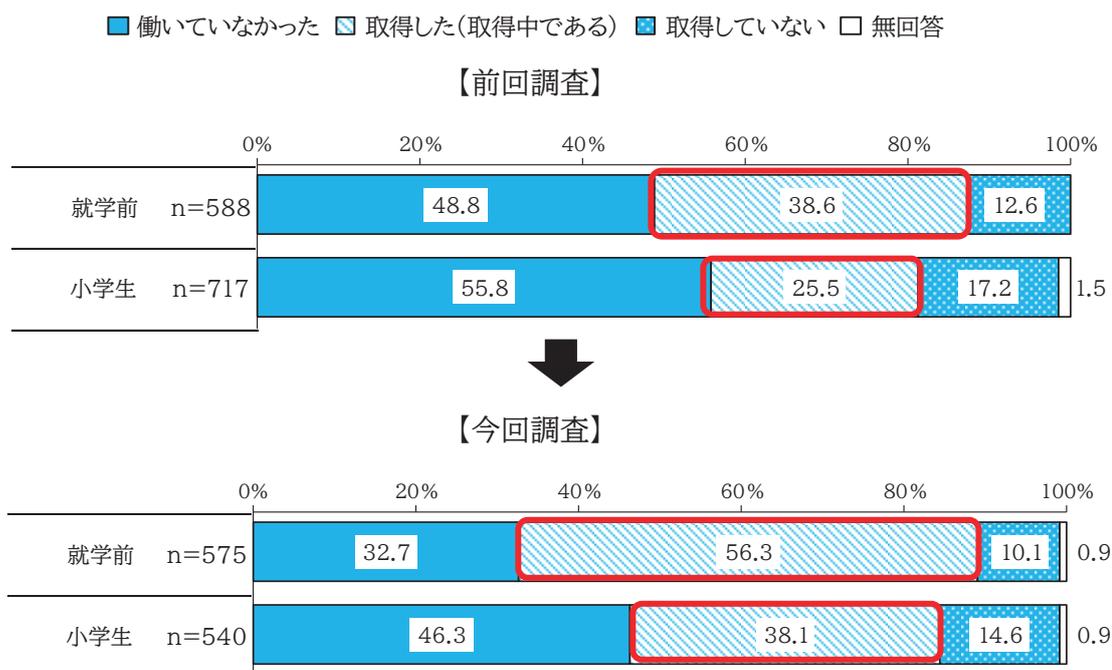
- 小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所について前回調査と比較すると、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」の割合が高くなっています。



(7) 育児休業制度の利用状況について

①母親の育児休業取得状況

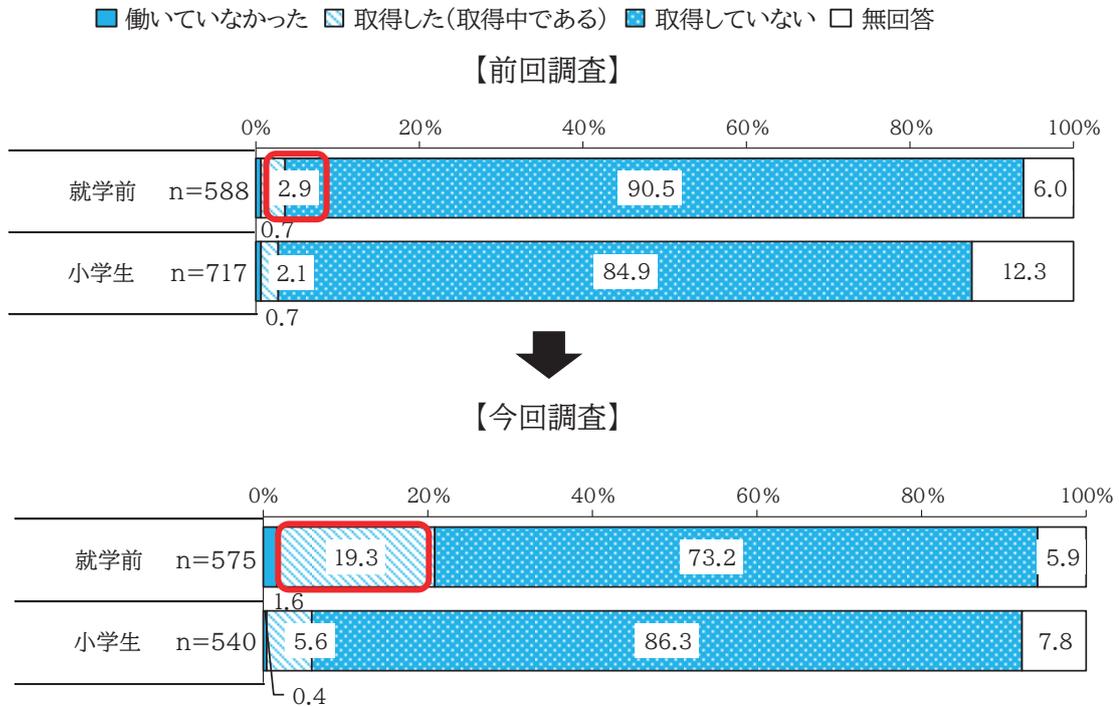
- 母親の育児休業の取得状況について前回調査と比較すると、就学前・小学生ともに「取得した（取得中である）」の割合が高くなっています。



資料：子育て支援に関するアンケート調査【就学前・小学生】

②父親の育児休業取得状況

- 父親の育児休業の取得状況について前回調査と比較すると、就学前は「取得した（取得中である）」の割合が高くなっています。

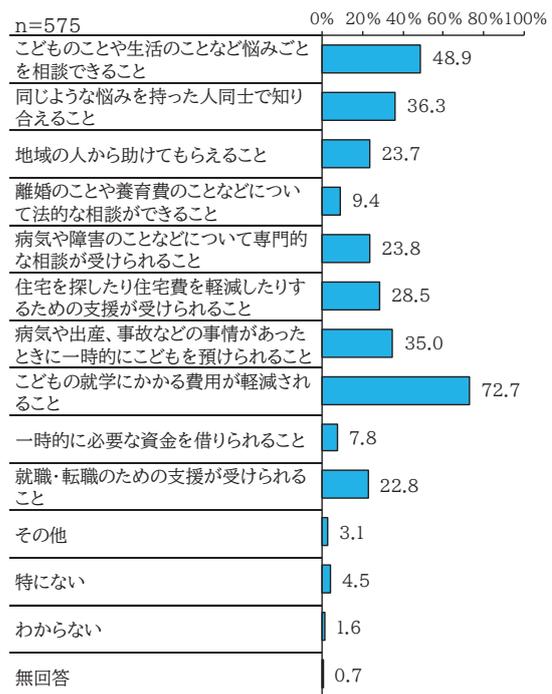


資料：子育て支援に関するアンケート調査【就学前・小学生】

(8) 子育て全般について

①敦賀市で現在必要としていること、重要だと思う支援等

- 「こどもの就学にかかる費用が軽減されること」が 72.7%で最も高く、次いで「こどものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」が 48.9%、「同じような悩みを持った人同士で知り合えること」が 36.3%となっています。

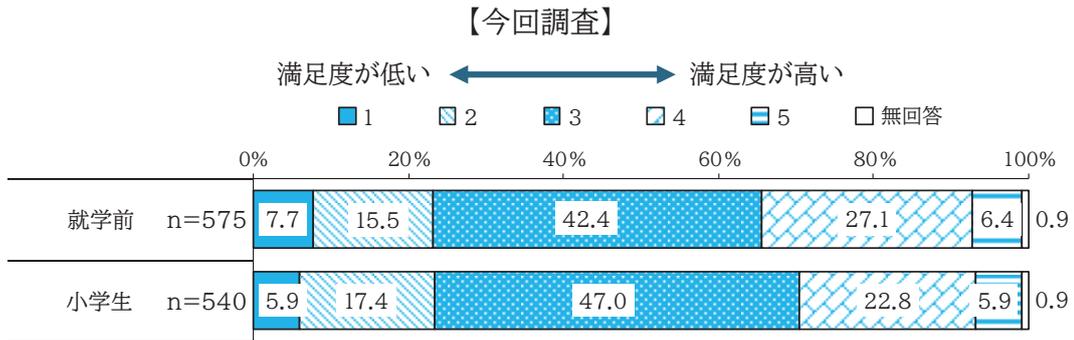


資料：子育て支援に関するアンケート調査

【就学前】

②地域における子育ての環境や支援への満足度

- 就学前は満足度が低い・高いの中間値である「3」が 42.4%で最も高く、次いで『満足』（「4」と「5 満足度が高い」の計）が 33.5%、『不満』（「1 満足度が低い」と「2」の計）が 23.2%となっています。
- 小学生は「3」が 47.0%で最も高く、次いで『満足』が 28.7%、『不満』が 23.3%となっています。

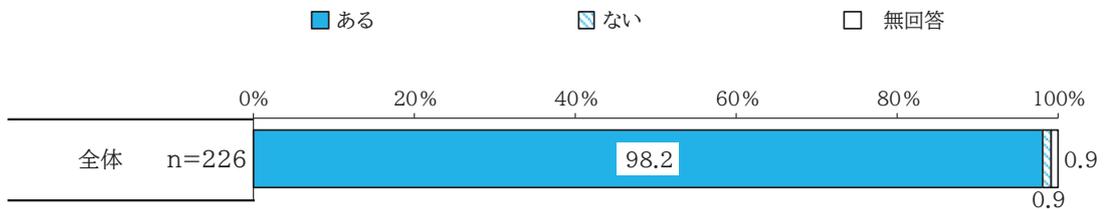


資料：子育て支援に関するアンケート調査【就学前・小学生】

(9) こどもの生活状況について

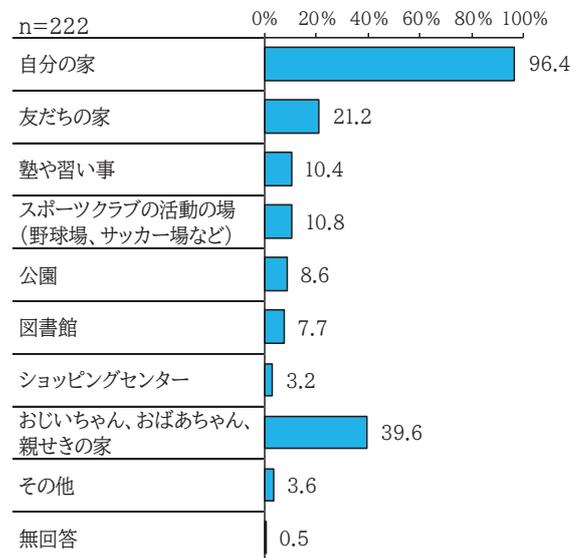
①生活の中で「安心できる居場所」の有無

- 「ある」は 98.2%となっています。



②「安心できる居場所」の場所（安心できる居場所が「ある」と回答した方）

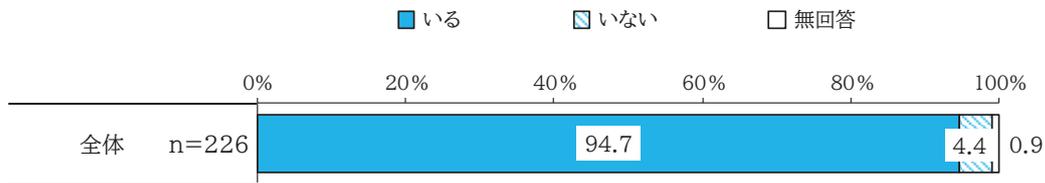
- 「自分の家」が 96.4%で最も高く、次いで「おじいちゃん、おばあちゃん、親せきの家」が 39.6%、「友だちの家」が 21.2%となっています。



資料：こどもの生活状況に関するアンケート調査
【小学4年生以上】

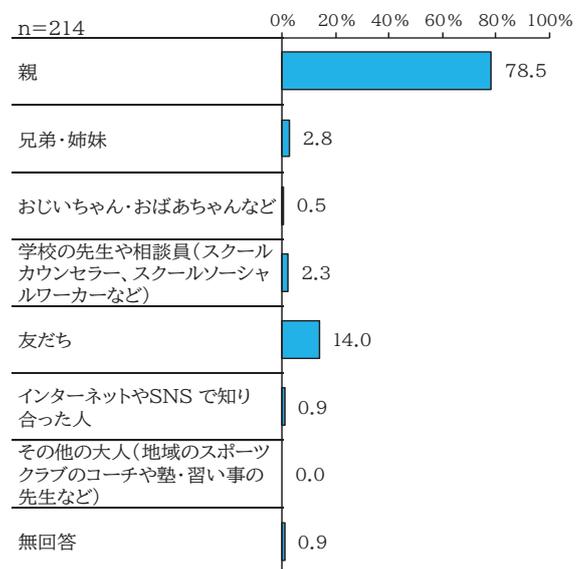
③ふだん困っていることや悩みごとを相談できる相手の有無

- 「いる」は94.7%となっています。



④ふだん困っていることや悩みごとを相談できる相手（ふだん困っていることや悩みごとを相談できる相手が「いる」と回答された方）

- 「親」が78.5%で最も高く、次いで「友だち」が14.0%、「兄弟・姉妹」が2.8%となっています。



⑤スマートフォン・携帯電話の所持について

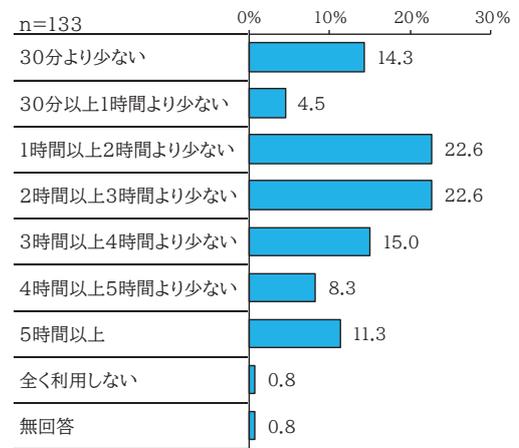
- 「持っている」は58.8%となっています。



資料：こどもの生活状況に関するアンケート調査【小学4年生以上】

⑥スマートフォン・携帯電話の1日当たりの利用時間（スマートフォン・携帯電話の所持の有無について「持っている」と回答された方）

- 「1時間以上2時間より少ない」「2時間以上3時間より少ない」がともに22.6%で最も高く、次いで「3時間以上4時間より少ない」が15.0%、「30分より少ない」が14.3%となっています。

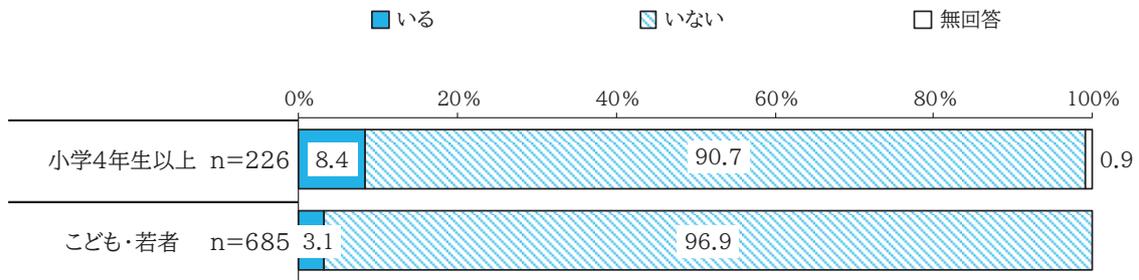


資料：こどもの生活状況に関するアンケート調査【小学4年生以上】

⑦家族の中にあなたがお世話をしている人の有無

※ここで「お世話」とは、本当なら大人がするような家事や家族の世話、日本語ができない家族の通訳（市役所などでの手続きなど大人の用事や通院のときの通訳）などをすることを示す。

- 小学4年生以上、こども・若者ともに「いる」は1割未満となっています。



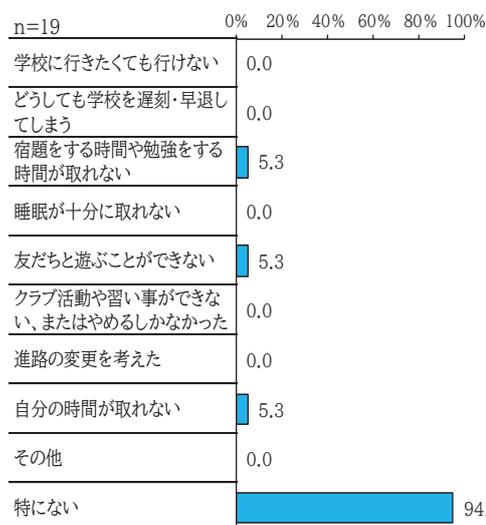
資料：こどもの生活状況に関するアンケート調査【小学4年生以上】

資料：こども・若者ニーズ調査

【参考】お世話をしていることで、やりたいけど、できていないこと

- 「宿題をする時間や勉強をする時間が取れない」「友だちと遊ぶことができない」「自分の時間が取れない」がそれぞれ 5.3%となっています。また、「特にない」が 94.7%で最も高くなっています。

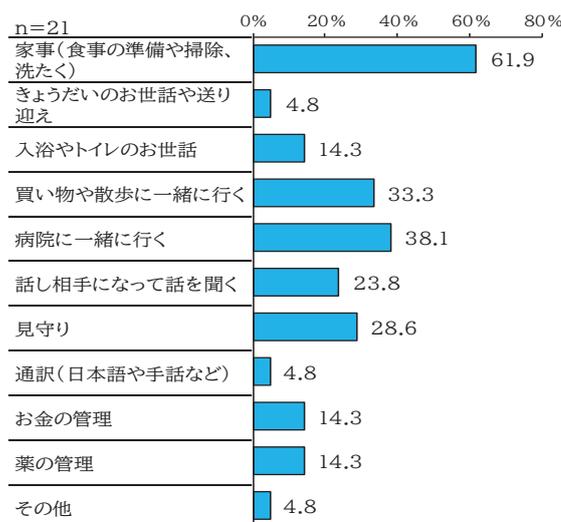
資料：こどもの生活状況に関するアンケート調査
【小学4年生以上】



【参考】お世話の内容

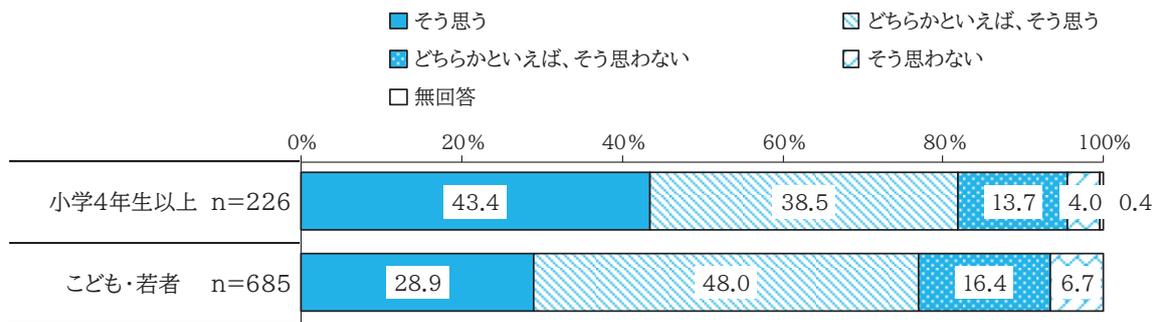
- 「家事（食事の準備や掃除、洗たく）」が 61.9%で最も高く、次いで「病院に一緒に行く」が 38.1%、「買い物や散歩に一緒に行く」が 33.3%となっています。

資料：こども・若者ニーズ調査



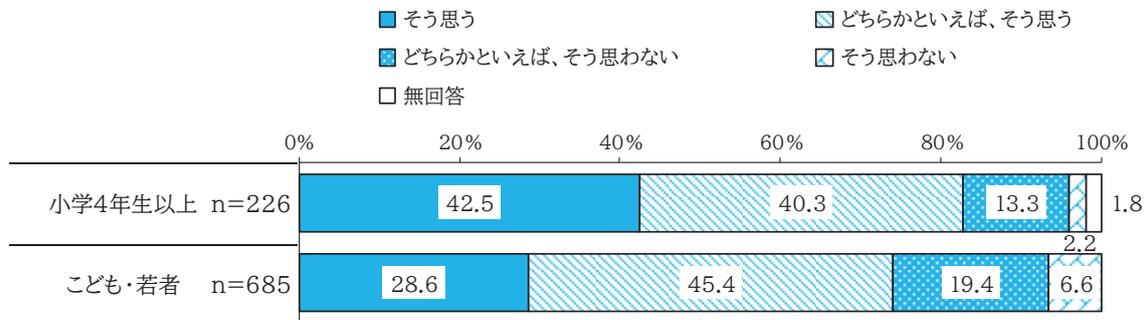
⑧今の自分が好きか

- 小学4年生以上では、『そう思う』(『そう思う』と『どちらかといえば、そう思う』の計)が81.9%、『そう思わない』(『どちらかといえば、そう思わない』と『そう思わない』の計)が17.7%となっています。
- こども・若者では、『そう思う』が76.9%、『そう思わない』が23.1%となっています。



⑨自分の将来について明るい希望があるか

- 小学4年生以上では、『そう思う』(『そう思う』と『どちらかといえば、そう思う』の計)が82.8%、『そう思わない』(『どちらかといえば、そう思わない』と『そう思わない』の計)が15.5%となっています。
- こども・若者では、『そう思う』が74.0%、『そう思わない』が26.0%となっています。



資料：こどもの生活状況に関するアンケート調査【小学4年生以上】

資料：こども・若者ニーズ調査

(10) こども・若者ニーズ調査の対象者属性・家庭の経済状況等について

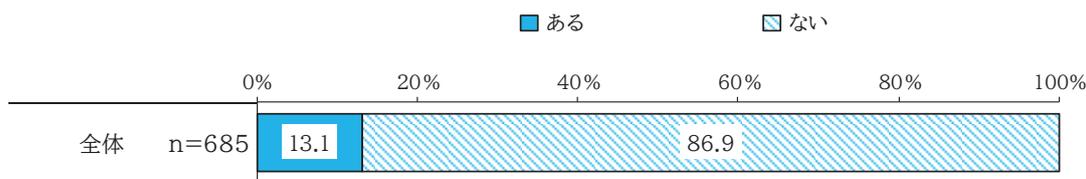
①調査対象者の主な職業

- 全体では、「正社員・正職員」が 31.5%で最も高く、次いで「中学生」が 23.8%、「高校生」が 20.6%となっています。

	全体 (件)	中学生	高校生	専修・ 専門学校生	短大・ 高専生	大学生	大学院生	正社員・ 正職員	派遣・ 契約社員	自営業	経営者・ 会社役員	専業主婦・ 主夫	無職	その他	
(%)															
全体	685	23.8	20.6	0.7	1.0	6.9	0.3	31.5	4.8	0.9	0.6	2.9	0.9	5.1	
性別	男性	288	28.5	20.5	0.3	1.0	8.0	-	36.1	1.4	0.7	0.7	-	1.0	1.7
	女性	392	20.2	20.4	1.0	1.0	6.1	0.5	28.3	7.4	1.0	0.5	5.1	0.8	7.7
	その他	5	40.0	40.0	-	-	-	-	20.0	-	-	-	-	-	-
年齢	13～14歳	132	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	15～19歳	200	15.5	70.5	2.0	1.5	5.5	-	3.0	0.5	-	-	-	1.5	
	20～24歳	109	-	-	0.9	1.8	33.0	-	45.9	6.4	-	0.9	1.8	4.6	4.6
	25～29歳	99	-	-	-	2.0	-	1.0	66.7	9.1	3.0	1.0	8.1	1.0	8.1
	30～34歳	145	-	-	-	-	-	0.7	64.8	11.0	2.1	1.4	6.9	-	13.1

②家庭の経済状況を理由に進路変更をしたこと

- 「ある」が 13.1%となっています。

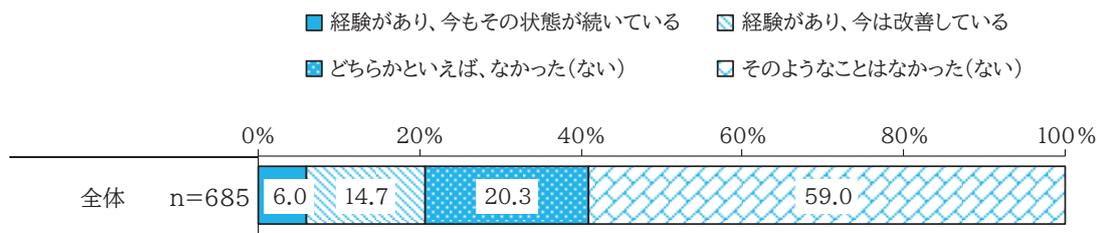


資料：こども・若者ニーズ調査

(11) ふだんの生活について

① 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験

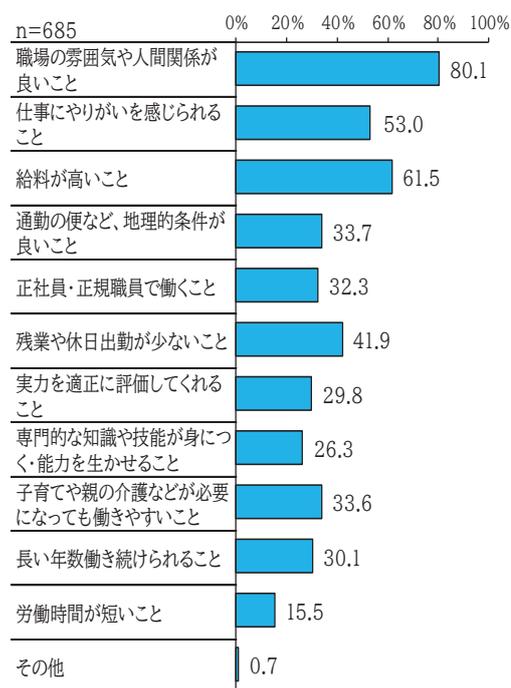
- 『経験がある（あった）』（「経験があり、今もその状態が続いている」と「経験があり、今は改善している」の計）が 20.7%、『なかった（ない）』（「どちらかといえば、なかった（ない）」と「そのようなことはなかった（ない）」の計）が 79.3%となっています。



(12) 就業経験について

① 仕事を選ぶ上で重視していること（生徒・学生は今後仕事を選ぶ上で重視したいことを選択）

- 「職場の雰囲気や人間関係が良いこと」が 80.1%で最も高く、次いで「給料が高いこと」が 61.5%、「仕事にやりがいを感じられること」が 53.0%となっています。

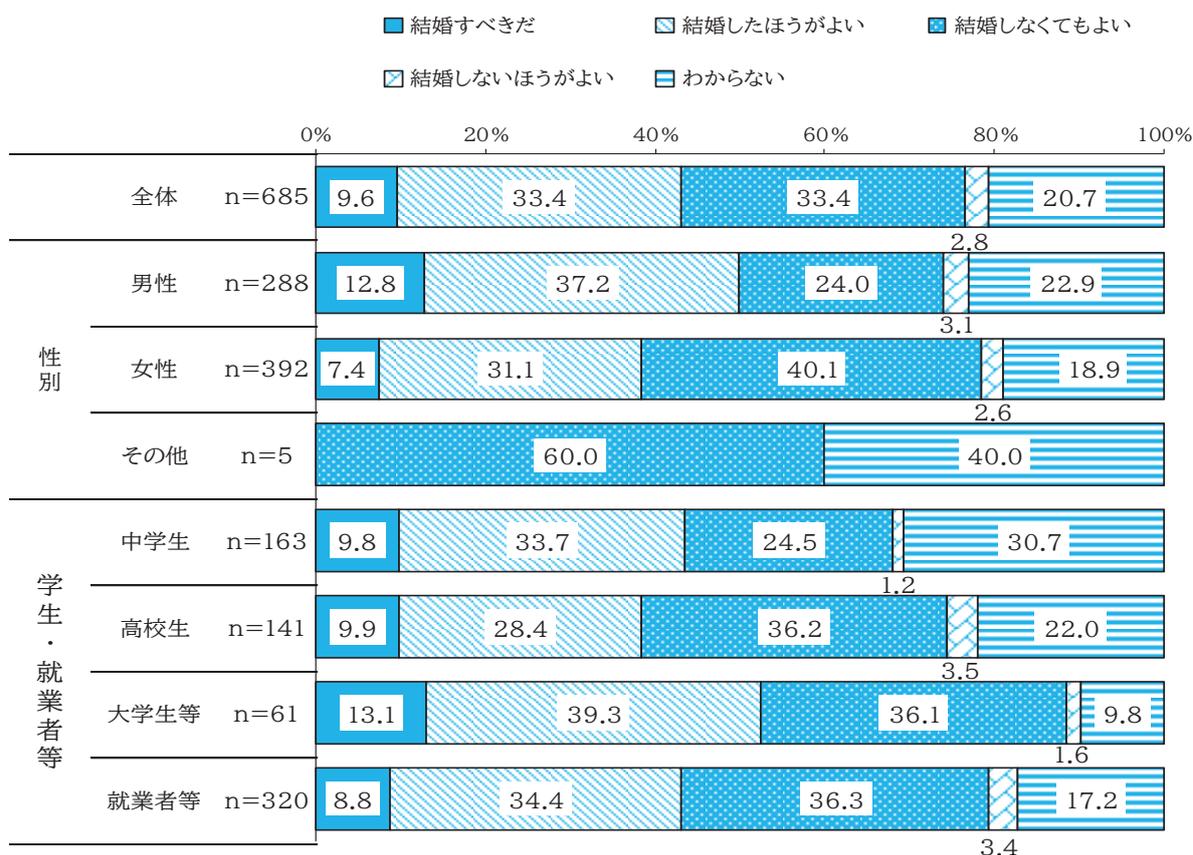


資料：こども・若者ニーズ調査

(13) 将来への考え等について

①結婚について

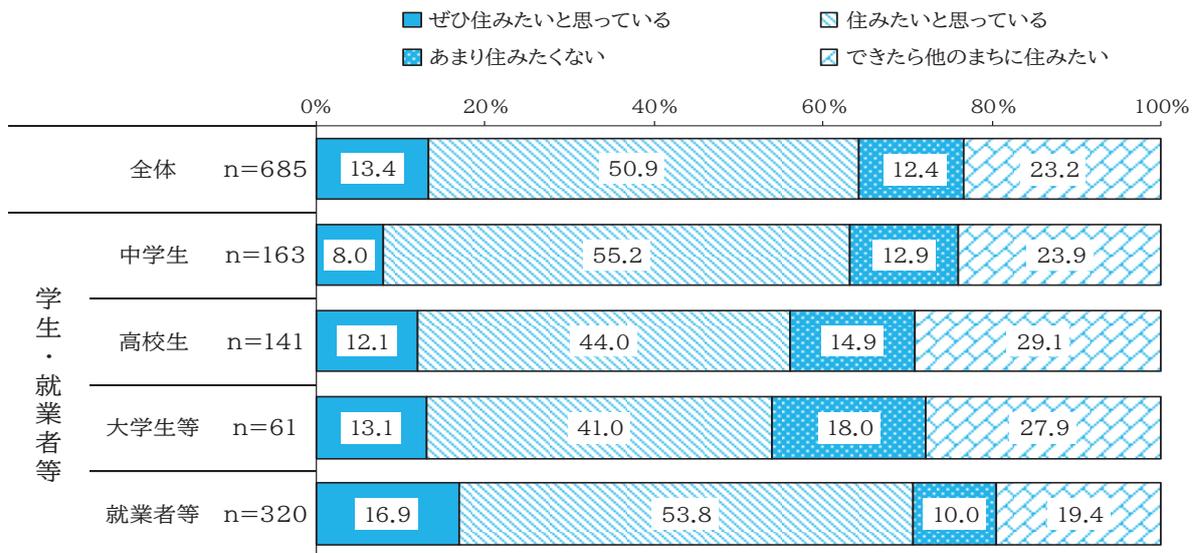
- 全体では、『結婚したほうがよい』（「結婚すべきだ」と「結婚したほうがよい」の計）が 43.0%で最も高く、次いで『結婚しなくてもよい』（「結婚しなくてもよい」と「結婚しないほうがよい」の計）が 36.2%、「わからない」が 20.7%となっています。
- 性別では、男性で『結婚したほうがよい』が 50.0%で最も高く、次いで『結婚しなくてもよい』が 27.1%、「わからない」が 22.9%となっています。女性では『結婚しなくてもよい』が 42.7%で最も高く、次いで『結婚したほうがよい』が 38.5%、「わからない」が 18.9%となっています。
- 学生・就業者等別では、大学生等で『結婚したほうがよい』（52.4%）の割合が高くなっています。また、高校生、就業者等で『結婚しなくてもよい』（ともに 39.7%）の割合が高くなっています。



資料：こども・若者ニーズ調査

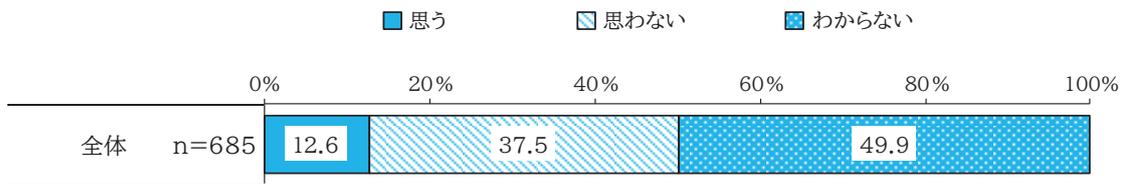
②将来的にも敦賀市に住みたいと思う

- 全体では、『住みたいと思っている』（「ぜひ住みたいと思っている」と「住みたいと思っている」の計）が 64.3%、『住みたいとは思わない』（「あまり住みたくない」と「できれば他のまちに住みたい」の計）が 35.6%となっています。
- 学生・就業者等別では、就業者等で『住みたいと思っている』（70.7%）で割合が高くなっています。また、高校生、大学生等で『住みたいとは思わない』（44.0%、45.9%）の割合が高くなっています。



③「こどもまんなか社会」の実現に向かっていていると感じている

- 「わからない」が 49.9%で最も高く、次いで「思わない」が 37.5%、「思う」が 12.6%となっています。



資料：こども・若者ニーズ調査

④敦賀市が取り組む青少年や若者の施策に望むこと

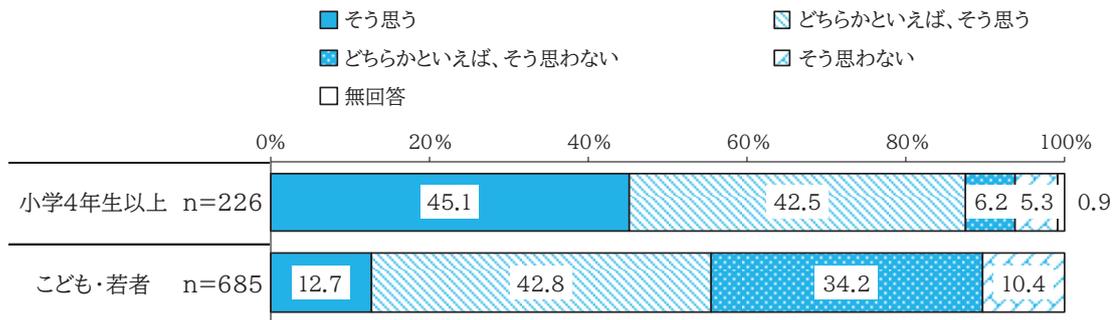
- 全体では、「安心して出産・子育てのできる環境づくりを進める」が 65.1%で最も高く、次いで「学校教育を充実する」が 41.0%、「ほっとできる居場所を提供する」が 39.3%となっています。
- 学生・就業者等別では、学生・就業者等ともに「安心して出産・子育てのできる環境づくりを進める」（中学生 47.2%、高校生 53.9%、大学生等 67.2%、就業者等 78.8%）が高くなっています。また、中学生・高校生で「学校教育を充実する」（中学生 57.1%、高校生 43.3%）「ほっとできる居場所を提供する」（中学生 50.3%、高校生 51.1%）が高く、大学生等で「若者が結婚しやすい環境をつくる」が 47.5%と高くなっています。

	全体 (件)	安心して 出産・子 育ての でき る環 境づ くり を 進 め る	ほ っ と で き る 居 場 所 を 提 供 す る	学 校 教 育 を 充 実 す る	情 報 を 提 供 す る イ ベ ン ト な ど の	参 加 し や す い イ ベ ン ト な ど の	庭 を 支 援 す る	経 済 的 な 困 難 を 抱 え て い る 家	若 者 が 結 婚 し や す い 環 境 を つ	就 職 に 向 け た 相 談 や サ ポ ー ト	受 け た 経 験 の あ る 人 を 支 援 す る	虐 待 を 受 け て い る 人 、 虐 待 を 受 け た 経 験 の あ る 人 を 支 援 す る	実 際 に 相 談 で き る 窓 口 を 充 実 す る	社 会 に 出 ら れ な い 人 が 自 立 で き る よ う な 支 援 す る	の 取 組 や 環 境 づ くり や 犯 罪 防 止 な ど	青 少 年 の 非 行 や 活 動 に 関 する 支 援 す る	確 保 す る	地 域 活 動 や 社 会 参 加 の 機 会 を 確 保 す る	自 分 の 意 見 を 発 表 で き る 機 会 を 確 保 す る	そ の 他
全体	685	65.1	39.3	41.0	24.4	38.0	33.1	31.4	29.5	26.9	24.4	24.8	11.7	14.6	12.0	2.3				
就 業 者 ・ 学 生 ・ 大 学 生 等	中学生	163	47.2	50.3	57.1	30.7	40.5	22.1	37.4	36.2	37.4	31.9	38.0	18.4	18.4	2.5				
	高校生	141	53.9	51.1	43.3	23.4	41.8	25.5	33.3	34.0	30.5	29.1	24.8	12.8	15.6	2.1				
	大学生等	61	67.2	31.1	41.0	19.7	36.1	47.5	29.5	29.5	16.4	18.0	13.1	14.8	13.1	1.6				
	就業者等	320	78.8	30.0	31.9	22.5	35.3	39.4	27.8	24.1	21.9	19.7	20.3	7.2	12.5	6.9	2.5			

資料：こども・若者ニーズ調査

⑤敦賀市の将来について明るい希望があるか

- 小学4年生以上では、『思う』（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の計）が 87.6%、『思わない』（「どちらかといえば、そう思わない」と「そう思わない」の計）が 11.5%となっています。
- こども・若者では、『思う』（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の計）が 55.5%、『思わない』（「どちらかといえば、そう思わない」と「そう思わない」の計）」が 44.6%となっています。



資料：こどもの生活状況に関するアンケート調査【小学4年生以上】

資料：こども・若者ニーズ調査

3 こどもの意見聴取

「敦賀市こども計画」の策定にあたって、こどもの意見を把握し、計画策定に反映するための基礎資料を得ることを目的として、こどもワークショップを実施しました。

(1) 調査概要

調査対象	市内の小学校4年生～中学校3年生
実施日時	令和6年12月21日(土)
実施方法	グループをつくり、意見や要望等を付箋に記入し、その後意見交換を行いました。 <内容> 「敦賀こどもみらいのまちの居場所のアイデア」

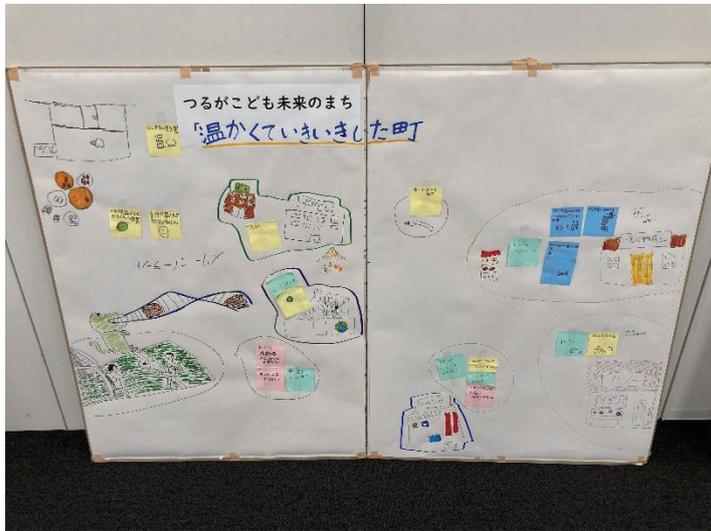
(2) ワークショップの結果

①ワークショップで出た「敦賀こどもみらいのまちの居場所のアイデア」

Aグループ

温かくていきいきした町
宿泊施設
・ホテル
運動場施設
・大きな運動場(大会、イベントが開ける) ・運動できる場所 ・サッカー場がほしい
娯楽施設
・テーマパーク ・誰でも遊べる施設 ・メリーゴーランド
商業施設
・服がたくさんあるお店 ・ショッピングセンター ・大型ショッピングモール

飲食店
<ul style="list-style-type: none"> ・ビュッフェできるところ ・すべての食べ物の組み合わせがおいしい世界 ・好きなものが食べられる世界 ・何でも食べられる世界 ・ラーメン、お肉、ハンバーグなど ・おしゃれなカフェ、ケーキ、いろんなドリンク
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化がなくなった敦賀 ・事件や事故がなくなってほしい ・暮らしやすい敦賀



Bグループ

HAPPY シティ ～みんなが望む町つるが～
運動施設
<ul style="list-style-type: none"> ・体をいっぱい動かせる公園があるまち（小さい子たちなど） ・安全な公園（ケガをしない） ・運動コート（バスケットボール、スケボー） ・テニスチームが増えてほしい（宣伝） ・テニスの試合をするために、もっと試合ができる場所が増えてほしい
娯楽施設
<ul style="list-style-type: none"> ・お化け屋敷

商業施設
<ul style="list-style-type: none"> ・もっと大型のショッピングモール ・広めのゲームセンター ・ゲーセンがほしい ・クレーンゲームのできる場所 ・本屋さんがいっぱいあるまち
文化施設
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史の博物館がほしい（大谷吉継） ・フリーの勉強スペース ・図書館をもっと増やしてほしい ・水族館 ・自然の家
公共施設
<ul style="list-style-type: none"> ・小さいお友達から大きいお友達まで色々な人が過ごせるような場所
飲食店
<ul style="list-style-type: none"> ・アイスクリーム屋があってほしい ・駄菓子屋がいっぱいあるまち
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・自由にピアノを弾くことができる場所 ・自由に絵が描けるスペース（商店街のシャッターなど） ・絶景スポット



Cグループ

誰でも安心して楽しめるまち
運動施設
<ul style="list-style-type: none">・野球とかサッカーとかスポーツできるところ・クーラーがついている体育館
娯楽施設
<ul style="list-style-type: none">・色々な動物と触れ合う場所・遊園地、観覧車・今の遊びで交流できる場所 例 携帯型ゲーム機、トレーディングカード
商業施設
<ul style="list-style-type: none">・複合ビル<ul style="list-style-type: none">①買い物エリア（服、食べ物） ②雑貨屋、小物を売るところ ③ゲームセンター・閉まっているシャッターが多い→店を増やす・駅前のシャッターだらけのところをもっとにぎやかに・服を買うところ
文化施設
<ul style="list-style-type: none">・「ちえなみき」みたいなスペース・昔遊びなどで、昔を理解できたりする所、昔遊びなどを教えてもらえる所・集中して勉強できる場所、家だと集中が途切れるので、徒歩で行けるところ・学習スペースを増やす・近くで勉強できる所
公共施設
<ul style="list-style-type: none">・こどもたちが遊べる施設（何歳でも）・雨が降っていても外で遊べるスペース・小中高生などが安心して遊べる場所・友達とリラックスして過ごせる所、公園のように休憩できる場所（ベンチ、机と椅子）・幅広い年代の人が楽しめる公園・駅までが遠い。皆が集まりやすい、広い年代が使えるような場所・駅前にあるような休憩所 駅前、駅が遠い
飲食店
<ul style="list-style-type: none">・勉強ができるカフェ・食べ物屋、自分が住んでいる地区は店が少ない

その他

- ・遊ぶ場所が制限されているだけで、その代わりになる場所がないから
- ・駅は広くて迷いやすいので、QR で読み取りマップのような物がほしい
- ・小学生～高校生、広い年代にとって安全な道、柵で道路と歩道の境目をつける
- ・公園に柵、柵によってボールが止まる



4 敦賀市の課題

本市のこどもをめぐる現状やアンケート調査の結果等から、すべてのこどもの支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

(1) こどもの数の減少、未婚率の増加

敦賀市では、出生数は、平成 29 年から令和 4 年との比較では 2 割以上（133 人減）の減少となっています。また、未婚率については、国・県と比較して低いものの、平成 27 年と令和 2 年の比較では、20～24 歳を中心に全体的に増加傾向がみられます。さらには合計特殊出生率では、平成 29 年の 1.64 から令和 4 年では、1.46 と下降しています。

このように、出生数、未婚率、合計特殊出生率等のこどもに関する指標は減少傾向にあるため、敦賀市でこどもを産み育てたいと思う施策や子育て環境の整備充実が必要となります。

(2) 女性の就労状況やニーズを踏まえた環境整備

敦賀市では、女性の就業率をみると、令和 2 年では平成 27 年の状況と比べて、20 代後半の年代を中心に全体的に増加しています。20 代後半の就業率は全国の 68.9%と比較して、本市では 78.8%と 1 割程度高く、全般的に労働力率は高い本市の特徴がうかがえます。

また、今年度実施した就学前と小学生の保護者に対するアンケート調査では、就労している割合も、5 年前の調査と比べて増加しており、フルタイムで就労している人は、就学前で 32.3%から 45.2%、小学生で 35.4%から 44.1%に増加し、4 割以上がフルタイムで働いていることがわかりました。

こうした女性の就業率の高さや就労の状況を踏まえて、保育ニーズにあわせたサービス提供を行い、安心して子育てができる環境整備が必要となります。

(3) 相談ニーズへの対応

敦賀市では、令和 2 年の核家族世帯の割合は 6 歳未満のこどもがいる世帯では 88.7%、18 歳未満のこどもがいる世帯では 85.8%とそれぞれ 8 割を超えています。このように、核家族化が進む中、保護者へのアンケート調査では、日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無で「いずれもない」と回答した人は、就学前の保護者で 13.0%、小学生の保護者で 12.6%と 1 割強の割合で、私的な支援が受けられない環境にあることがわかりました。また、就学前の保護者のアンケート調査では、子育て全般の重要だと思える支援として、「こどものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」が 48.9%と半数近くあり、相談ニーズがあることがわかりました。

日常的な支援者のいない人の現状や子育てに関する相談のニーズの高さを踏まえ、子育て支援センター等の施設やより相談しやすい環境づくりが必要となります。また、子育て総合支援センターの利用者支援窓口「ほほえみ」（子育てコーディネーター）を利用する等気軽に相談できる窓口があることを広くPRしていく必要があります。

（４）ヤングケアラー等SOSを受け取る体制

近年、顕在化してきている社会問題として、ヤングケアラーの問題があります。小学生高学年の児童本人のアンケート調査では、家族の中にあなたがお世話している人の有無について、「いる」と回答した人は8.4%と1割弱の割合で、家庭の中で何らかのお世話をしているこどもがいる事がわかりました。

その中で“宿題や勉強する時間がない”“友達と遊ぶことができない”“自分の時間が取れない”という回答をした人もおり、学業や友人関係に支障が出ている一面もうかがえます。また、家族のお世話をしている人や家族も、ヤングケアラーという認識がなく、当然のこととしている場合もあります。

こうした状況に対して、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携を行い、SOSを受け取る体制を構築し、こどもに寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。

（５）自己肯定感・将来の希望

学童期（6～12歳）は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性等を育む時期です。

小学生高学年の児童本人のアンケート調査を通じて、自己肯定感、将来の希望等について、様々なこどもの思いを把握することができました。

「今の自分が好き」と思う自己肯定感については、81.9%とこども大綱に定められている国の目標の70%を上回っていました。“敦賀”のこどもたちは自己肯定感が高い中で成長していることがうかがえます。さらに自己肯定感を高め、大きく成長することができる環境づくりが必要と考えられます。

「自分の将来の明るい希望」については、82.8%と8割以上が“希望がある”という回答をしており、国の目標の80%をこちらも上回っています。また“敦賀市の将来は明るい”と回答した人も87.6%と自分の将来と同様に敦賀市の将来も明るいと考えているという結果となりました。

こうした結果を受けて、こどもが成長する中で、明るい将来の展望を持っていきいき暮らすまちづくりを目指していく必要があります。

(6) こどもの居場所づくり

こどもワークショップの中で「敦賀こどもみらいのまちの居場所のアイデア」をこどもたちから募りました。

様々な意見が出ていましたが、共通して多かったのは、テーマパーク、ショッピングセンター等娯楽施設や商業施設等の“楽しさ”や“活気”を望む意見がありました。遊びに関しては、カードゲーム等を通じて交流できる場所、昔の遊びを教えてもらえるところ等、娯楽を通じて交流できる場所という提案もありました。

運動に関しては、サッカー、バスケットボール、テニス、スケートボード等のコートや施設、体をいっぱい動かせる公園、雨が降っても外で遊べるスペースといった小中学生が安心して運動できる場所を望む意見がありました。

図書館等の文化施設、自由にピアノが弾ける場所、勉強が集中してできる学習スペースなど様々な学びのニーズがあることがわかりました。

こどもの居場所づくりは、こうしたこどもたちの遊び・運動・学び等様々な意見に寄り添いながら進める必要があります。また、こども食堂や学習支援等地域の活動を支援する等のこどもの居場所づくりに関する事業の充実を図る必要があります。

(7) 敦賀市のこども・若者の結婚観、将来の居留意向

今後のこども・若者の支援は、少子化対策の側面もあり、様々なニーズを把握し、結婚支援や定住支援等の的確な施策を講じることが必要となります。

中学生から34歳の市民に対して実施した「こども・若者ニーズ調査」では、結婚観については、『結婚したほうがよい』（「結婚すべきだ」と「結婚したほうがよい」の計）が43.0%で高くなっており、男性は『結婚したほうがよい』（50.0%）、女性は『結婚しなくてもよい』（「結婚しなくてもよい」と「結婚しないほうがよい」の計）（42.7%）がそれぞれ高くなっていました。

学生については、中学生・大学生等は『結婚したほうがよい』が高い一方、高校生は『結婚しなくてもよい』が高くなっていました。

こうした多様な価値観・考え方を踏まえて、自らの主体的な選択を尊重し、結婚を望んだ場合に、それぞれの希望に応じて若い世代を支えていくことが必要になります。

将来的に敦賀市に住みたいという居留意向については、『住みたいと思っている』（「ぜひ住みたいと思っている」と「住みたいと思っている」の計）が64.3%と6割を超えています。

学生については、『住みたいと思っている』が中学生63.2%、高校生56.1%、大学生等54.1%と高くなっているのですが、『住みたいとは思わない』（「あまり住みたくない」と「できれば他のまちに住みたい」の計）の割合が高校生44.0%、大学生等45.9%とあり、住みたくないという希望もみられます。

結婚や将来の居留意向等についての若い世代の多様な価値観を尊重しつつ、結婚や定住を望む人に対する支援の充実を図るとともに、結婚や定住を望んでいない人に対していかに結婚や定住をしようと思うようになるかの支援の充実を進めていく必要があります。

(8) こどもまんなか社会への取り組み

すべてのこども・若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる社会である「こどもまんなか社会」は国の方針であると同時に、敦賀市においても今後の重要な方針と位置付けられます。

「こども・若者ニーズ調査」では、「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思うと回答した人の割合は、12.6%と1割程度にとどまっており、市民への情報発信や意識の啓発によって、「こどもまんなか社会」という考え方を浸透させていく必要があります。

敦賀市が取り組む青少年や若者の政策についての意向について、調査では、「安心して出産・子育てのできる環境づくりを進める」が65.1%と最も高く、以下「学校教育を充実する」(41.0%)、「ほっとできる居場所を提供する」(39.3%)となっています。

学生については、中学生が“学校教育の充実”、高校生、大学生が“出産・子育て支援”が最も高く、中学生・高校生では2番目に“居場所づくり”が高くなっていました。

こうした結果を踏まえ、出産・子育て支援、学校教育の充実、居場所づくり等が優先的な課題となります。こども・若者の思いに寄り添うことで、「こどもまんなか社会」への実現に向けて取り組んでいく必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

<基本理念>

すべての子ども・若者がしあわせに暮らすまちづくり

本市では、子どもと子育て家庭への支援、地域で支える環境づくり等を通じて、様々な子育て支援に係る施策に取り組んできました。

第8次敦賀市総合計画では、子育て・教育を政策テーマに掲げ、ライフステージ別に結婚支援事業等出会いの場の創出や結婚に伴う経済的負担の軽減、出産に伴う負担の軽減、認定子ども園等整備事業等、結婚から妊娠・出産、子育てに係る一連の施策に取り組んできました。

国においては、令和5年4月1日に子ども基本法が施行され、それに伴い子ども大綱に子ども施策に関する基本的な方針、子ども施策に関する重要事項、子ども施策を推進するための必要な事項が定められました。子ども大綱では「子どもまんなか社会」すなわち、すべての子ども・若者が身体的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を目指すこととしています。

本市においても、「子どもまんなか社会」を目指し、子ども・若者及び子育て世代が将来に対して明るい展望を持てるようにしていくことが必要です。

本市では、子ども・若者の権利が尊重され、自ら意見を表明することができ、最善の利益が図られるまちの実現を目指して、本計画の基本理念を「すべての子ども・若者がしあわせに暮らすまちづくり」と定め、子ども・若者に関わる施策を全庁的に展開していきます。

2 基本的な視点

(1) こども・若者の権利を尊重する視点

- こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格や個性を持つ個人として尊重することを基本的な視点とします。こども・若者の権利を保障し、こども・若者の最善の利益を図ることをめざした取組を推進します。

(2) こども・若者・子育て当事者の視点を尊重する視点

- こども・若者が自らのことについて意見を形成して、表明することを尊重します。そのために必要な支援等を行い、こども・若者が意見を表明しやすい環境づくりを進めます。同時に、おとなは、こども・若者の意見に真摯に向き合い、その実現のために注力します。

(3) 切れ目のない子育て支援の充実の視点

- こども・若者や子育て家庭の状況に応じて必要な支援が途切れることなく提供されるよう、切れ目のない子育て支援の充実を図ります。同時に、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

(4) すべてのこども・若者の健全な成長を支援する視点

- 乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障し、すべてのこども・若者が愛着を土台として相互に人格と個性を尊重されながら、様々な学びや体験の機会を通じて自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるよう支援します。

(5) 若い世代の自立への支援

- 若い世代の多様な価値観や考え方を尊重することを前提に、若い世代の生活の基盤の安定、それぞれの希望に応じた結婚や子育てへの支援を通じて、若い世代の自立を支援します。

3 計画の体系

基本理念 すべての子ども・若者がしあわせに暮らすまちづくり	基本目標1 親と子への切れ目のない支援	①安心して出産ができる環境を整備する 【妊産婦への支援、プレコンセプションケア、不妊治療費助成】 ②心と体の健やかな成長を支援する 【母子保健事業】 ③こどもの発達を支援する 【医療的ケア児、障がい児、発達障がい】
	基本目標2 こども一人ひとりの成長を育む環境づくり	①質の高い教育・保育を充実させる 【幼児教育、保育、小中学校】 ②居場所づくりを推進する 【放課後児童クラブ、児童館】 ③豊かな体験や活躍の場をつくる 【各種体験機会】 ④子ども・若者の安全・安心な環境をつくる 【情報モラルに関する教育、犯罪防止】
	基本目標3 子育て家庭を地域で支える環境づくり	①地域社会における子育て支援活動を推進する 【子育て支援活動】 ②未就園の親子が集まる場を充実させる 【地域子育て支援拠点】 ③安全・安心の生活環境を整備する 【こどもの安全確保】
	基本目標4 すべての子ども・若者の立場に立った支援	①子ども・若者の権利を守る 【こどもの権利、意見表明の機会、ヤングケアラー】 ②困難な状況を抱える家庭を支える 【貧困対策、虐待、要保護児童対策、ひとり親】
	基本目標5 若い世代の生活基盤の安定の支援	①結婚・子育てを支援する 【結婚、ライフデザイン】 ②仕事と子育ての両立と経済基盤安定を支援する 【就労、ワーク・ライフ・バランス】

第4章 施策の展開

1 親と子への切れ目のない支援

基本目標の概要

本市では、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援体制の構築を目指します。また、不妊に悩む人にも、相談体制を強化するとともに治療費の助成等の支援を進めていきます。

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期のそれぞれの段階に応じて多様な経験や学習をしながら成長していきます。それぞれの発達段階に応じて必要とされる支援は異なりますが、切れ目なく連続的に行われるよう、様々な分野の関係機関が有機的に連携し、教育、保育、保健、医療、療育、福祉の切れ目のない支援を行います。

1-1 安心して出産ができる環境を整備する

施策の方向性

- 妊婦や子育て家庭が安心して妊娠・出産・育児に臨めるように、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援体制の構築を図ります。また、不妊に悩む人への支援として、治療費の助成により経済的負担の軽減を図ります。

主な関連事業等

(1) 乳幼児期の事故防止

取組	概要	担当課
乳幼児期の事故防止対策の啓発	「事業概要」 事故予防については、妊娠中や出生後の適切な時期をとらえて、保護者の認識を高められるよう具体的な啓発を行います。 「令和11年度目標値（推進方策）」 ママパパセミナーや7か月児すくすく相談等各セミナー時、パンフレットを配布するとともに媒体を用いて具体的な説明を行います。	健康推進課

(2) 保健医療水準の向上

取組	概要	担当課
感染症のまん延及び重症化予防のための各種予防接種の実施	<p>《事業概要》</p> <p>保護者が予防接種について正しく理解し接種行動がとれるよう周知を行うとともに、適切な時期に接種勧奨を行い、接種率の向上を目指します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》</p> <p>HPVワクチン1回目接種率を70%以上にします。</p>	健康推進課
生活習慣病予防対策の強化	<p>《事業概要》</p> <p>乳幼児期からの適切な食習慣の確立が、生活習慣病予防につながることを意識しながら、各セミナーや健診等で指導を行います。</p> <p>また、各セミナーや健診等の機会をとらえ、親世代に応じた健康づくりの情報を提供します。</p>	健康推進課

(3) 出産・育児相談の充実

取組	概要	担当課
【拡充】 妊産婦健康診査	<p>《事業概要》</p> <p>安全・安心に出産・子育てができる環境を整備するため、妊婦健康診査及び産婦健康診査を無料で受けられるよう助成することで、妊産婦の経済的負担の軽減を図ります。また、妊婦健康診査及び産婦健康診査の重要性について周知し受診を促し結果の把握に努めます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》</p> <p>妊産婦の健康診査の受診状況、健康状態を把握します。</p>	健康推進課
【新規】 妊婦のための支援給付等事業	<p>《事業概要》</p> <p>妊婦や子育て家庭の経済的負担を軽減するため、妊娠していることを市が認定した妊婦に対し、妊婦支援給付金を支給します。</p> <p>また、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない支援（伴走型相談支援）と組み合わせることで、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》</p> <p>母子健康手帳交付場面や相談、面談の際に、丁寧な説明を行うことで、支給率の向上につなげます。</p>	<p>子育て政策課</p> <p>※こども家庭センター設置に伴い、健康推進課から子育て政策課へ移管</p>

取組	概要	担当課
【新規】 妊婦等包括相談支援 事業	<p>《事業概要》 妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行います。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 妊婦や子育て家庭がいつでも気軽に相談できる体制を整備するとともに、相談があった際には、子育てガイドを活用した丁寧な説明を行うことで、必要とする支援やサービスの利用につなげます。</p>	<p>子育て政策課</p> <p>※こども家庭センター設置に伴い、健康推進課から子育て政策課へ移管</p>
【新規】 産後ケア事業	<p>《事業概要》 産後の母親の育児不安や身体的な疲労を軽減できるよう、ショートステイ型、デイサービス型、アウトリーチ型の3種類の方法により、育児指導や乳房ケア、休息のための支援を行います。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 母子健康手帳交付場面や相談、面談の際に、丁寧な説明を行うことで、支援を必要とする方の利用につなげます。</p>	<p>子育て政策課</p> <p>※こども家庭センター設置に伴い、健康推進課から子育て政策課へ移管</p>

(4) プレコンセプションケアの普及と不妊の方への支援の充実

取組	概要	担当課
【新規】 プレコンセプション ケアの普及・啓発	<p>《事業概要》 将来の妊娠・出産に向けて自分自身の生活や健康と向き合うことができるよう、健康や妊娠・出産に関する正しい情報を提供します。</p>	健康推進課
不妊治療費等の助成	<p>《事業概要》 不妊治療を受ける方の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療、一般不妊治療及び不育症治療に要する費用の一部を助成します。また、不妊の相談窓口について周知いたします。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 妊娠を希望される方の経済的負担の軽減を図ります。</p>	健康推進課

(5) 初期救急と二次救急医療体制の充実

取組	概要	担当課
休日急患センターの小児救急医療の充実	<p>《事業概要》 小児科医、薬剤師、看護師等、医療従事者の安定確保に努めます。</p>	健康推進課
市立敦賀病院の救急医療の確保	<p>《事業概要》 敦賀医療センターと輪番制を組み、小児科医師による診察等を実施します。 一般の医療機関では対応困難な救急患者に対し、小児科医師を待機させ診察等を実施します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 救急医の確保に努めます。</p>	敦賀病院 総務企画課
小児救急に対応できる医師等の医療従事者の育成	<p>《事業概要》 研修医をはじめ医療従事者に対して、小児救急勉強会を実施します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 継続して実施します。</p>	敦賀病院 総務企画課

(6) 周産期保健医療体制の整備

取組	概要	担当課
福井県周産期医療ネットワークの下、周産期における医療体制の確保	<p>《事業概要》 かかりつけ医や周産期母子医療センター等と連携し、地域周産期母子医療センターとして、周産期における医療を提供します。 医療従事者の技術向上のため、先進的医療に取り組んでいる母子医療センターにて研修を実施します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 産婦人科医の確保に努めます。</p>	敦賀病院 総務企画課



1-2 心と体の健やかな成長を支援する

施策の方向性

- 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成は、こども・若者の良好な成育環境を確保する上で重要です。親子がともに健やかに生活できるよう支援するとともに、様々な場面において大人との間に良好な関係を築き、安定した情緒と社会性を持つ大人に成長することができるよう、支援します。

主な関連事業等

(1) 育児相談・指導の充実

取組	概要	担当課
気軽に子育て相談ができる体制の整備	<p>《事業概要》 親子が安心して過ごし交流できる地域子育て支援拠点の特性を生かし、気軽に相談できる体制をつくります。</p>	子育て総合支援センター 栗野子育て支援センター
乳児家庭全戸訪問	<p>《事業概要》 子育てに関する、最も不安が大きい時期だと思われる時期に家庭訪問を実施し、保護者が子育てに対する困りごとについて、どこに相談すればよいか分かり、不安なく子育てができるよう支援します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 生後4か月頃までの訪問率100%を目指します。（訪問が困難なケースの把握率100%）</p>	子育て政策課 ※こども家庭センター設置に伴い、健康推進課から子育て政策課へ移管
乳幼児健康診査（乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査）	<p>《事業概要》 乳幼児を対象とした健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見及び健康の保持増進を図ります。また、新生児聴覚スクリーニング検査費用の一部助成を行い、難聴の早期発見・早期療育につなげます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 未受診者に対する受診勧奨を確実にを行います。</p>	健康推進課
【新規】 2歳の歯科健診	<p>《事業概要》 乳歯のむし歯予防のため、歯科健康診査やフッ化物歯面塗布を実施します。また、正しい歯みがき方法や間食の摂り方等について伝え、健全な歯と口腔の育成を図れるよう支援します。</p>	健康推進課

(2) 思春期保健対策の推進

取組	概要	担当課
性や生活習慣に関する教育	<p>≪事業概要≫ 保健体育や特別活動において学習の充実を図ります。また、「性に関する指導年間計画」に基づいて授業を実施します。</p> <p>≪令和 11 年度目標値（推進方策）≫ 全小中学校各学年において関係する授業を年間 1～2 時間継続して実施します。</p>	学校教育課
こどもが悩みを直接相談できる場の確保とカウンセラーの配置	<p>≪事業概要≫ 学校及びハートフル・スクールにカウンセラーを配置し、個別相談を実施します。少年愛護センターにおいても、家庭教育相談員を配置し青少年に対する相談活動の充実を図ります。</p> <p>こどもたちの心の悩みが年々増加、多様化する中、カウンセラー等によるきめ細かな対応を進めます。</p> <p>さらに多くの方に気軽に相談していただけるような広報に努めます。</p> <p>≪令和 11 年度目標値（推進方策）≫ 全小中学校、ハートフル・スクールにスクールカウンセラーを継続して配置し、ハートフル・スクールに専任の相談員、指導員を継続して配置します。</p> <p>家庭教育相談員を 1 名配置し、青少年の悩み相談や、家庭教育相談に対応します。</p>	学校教育課 少年愛護センター

(3) 食育の推進

取組	概要	担当課
食生活向上の意識の啓発	<p>≪事業概要≫ 栄養教諭だけでなく、全教員が共通認識を持って取り組むための情報共有を行います。</p> <p>≪令和 11 年度目標値（推進方策）≫ 給食研究部会を年間 2 回継続して実施します。</p>	学校教育課

取組	概要	担当課
食生活に関する情報の提供	<p>《事業概要》 乳児期のセミナーにおいて、「授乳・離乳の支援ガイド」に基づき個別に応じた栄養・保健指導を実施します。</p>	健康推進課 学校教育課
	<p>《事業概要》 1歳6か月児及び3歳児健康診査では、個別の食生活指導や食も含めた健康づくりに関するパンフレット等を配布し情報の提供に努めます。</p>	
	<p>《令和11年度目標値（推進方策）》 配布したパンフレット等を活用していただけるよう説明を加えます。</p>	
	<p>《事業概要》 小中学校において、栄養教諭等が食生活に関する情報を共有し、給食だよりや放送資料等を通じて各学校に提供します。</p>	
	<p>《令和11年度目標値（推進方策）》 各学校へ年間11回継続して提供します。</p> <p>《事業概要》 敦賀市食物小中学校アレルギー対応検討委員会を開催し、すべての児童・生徒に安全・安心な給食を提供するため、平成29年度（令和3年改訂）に作成した「食物アレルギー対応の手引き」を活用した対応を行います。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 検討委員会を年間2回継続して実施します。</p>	

取組	概要	担当課
食に関する学習の機会・場の充実	<p>《事業概要》</p> <p>乳幼児期の適切な食習慣の確立は、生活習慣病予防につながることを踏まえ、保護者とともに学びを深めることができるような内容で講座を実施します。</p> <p>学校では学級担任のほか栄養教諭等も加わって、様々な食に関する学習を実施します。</p> <p>敦賀産のかぼちゃを使用したコロックや東浦みかんを使用したデザートを給食で取り入れるとともに、敦賀産の米や野菜、魚を使用することにより、郷土野菜や地場産食材に関する学習機会を増やします。</p> <p>市の「学校給食水産物地産地消推進事業」を活用し、敦賀真鯛、福井サーモン、敦賀産のブリ等地場産の特産食材を使用した学校給食を児童生徒に供給するとともに、それらを教材とした授業を行い、地域の農林水産業や食文化への理解を深めます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》</p> <p>地場産の特産食材使用を年間3回継続して実施します。</p>	健康推進課 学校教育課
保育所等における食育の推進	<p>《事業概要》</p> <p>栄養士を中心に、給食時間や登園降園時間帯にこどもとその親を対象に、食材の栄養素やバランス等の基礎指導をしていきます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》</p> <p>地場産の特産食材を使用した給食を実施します。</p>	保育課
妊婦とその家族を対象とした栄養（生活習慣）の指導	<p>《事業概要》</p> <p>妊娠期の適切な食習慣の確立は、乳幼児の適切な食生活の確立につながることを踏まえながら指導を行います。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》</p> <p>講話とともに、試食を行うなどして具体的な説明を加えます。</p>	健康推進課

取組	概要	担当課
離乳食の意味、必要性、与え方と調理法等についての栄養士等による指導	<p>《事業概要》</p> <p>乳幼児期の適切な食習慣の確立は、生活習慣病予防につながることを踏まえた指導を行います。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》</p> <p>講話とともに、実際に調理を体験してもらいながら具体的な説明を加えます。</p>	健康推進課

1-3 こどもの発達を支援する

施策の方向性

- こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者が、地域社会への参加・包容を推進します。
- 障がいのあるこども・若者とその保護者が、障がいの状態に応じたきめ細かな支援を受けられるようにするとともに、地域で安心して生活できるよう、保健、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを進めます。

主な関連事業等

(1) 障がい・発達障がいの早期発見

取組	概要	担当課
妊婦、乳幼児健康診査等での早期発見体制の充実	<p>《事業概要》</p> <p>妊婦健診及び乳幼児健診の実施により、支援が必要なケースについては、医療機関等関係機関との連携を図ります。</p> <p>未受診者については、目視での確認を心がけ、受診の弊害になっていることや、児や保護者本人等に気がかりな点がないかなど、把握を徹底します。</p>	健康推進課

取組	概要	担当課
保育所等における早期発見	<p>《事業概要》 集団生活において配慮や支援が必要と思われる児童に対し、必要な支援につなげる相談や支援を継続的に行うため、保育カウンセラーが定期的に訪問します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 保育所等発達支援の場を随時巡回し、支援が必要な児童及び保護者、養育者に対し相談・指導を行います。</p>	保育課

(2) 療育支援体制の整備

取組	概要	担当課
発達支援の体制整備	<p>《事業概要》 発達に気がかりや障がいのある児童及び養育者に対し、相談や支援の場の充実を図ります。幼児健診後フォロー教室や発達相談、発達支援教室、保育カウンセラーの巡回相談、子ども発達支援センター等での療育を実施します。</p> <p>発達に気がかりがある乳幼児及び保護者に対して、医師及び臨床心理士等の専門員による発達相談と指導を行います。必要なケースについては、関係機関へつなぐ等連携を図ります。</p> <p>保育所等において発達に気がかりがある児童に対し、養育者と相談し支援を行い必要に応じ専門機関につなぎます。</p> <p>地域自立支援協議会等において市内の支援体制の現状把握を行うとともに、発達支援を含めた小児療育体制の整備を図ります。</p>	健康推進課 子育て総合支援センター 粟野子育て支援センター 地域福祉課 保育課

取組	概要	担当課
乳幼児からの一貫した支援体制の推進	<p>《事業概要》</p> <p>発達障害に関する支援については、早期発見、適時支援に向けて関係機関の連携強化に努めます。</p> <p>乳幼児健康診査、保育カウンセラーの保育所等への巡回相談等、あらゆる支援の機会を捉え、支援が必要なこどもと保護者のフォローに努め、必要な相談・支援につなぎます。</p> <p>発達に気がかりがある乳幼児及び保護者に対して、医師及び臨床心理士等の専門員による発達相談と指導を行います。必要なケースについては、関係機関へつなぐ等連携を図ります。</p> <p>保育所等において発達に気がかりがある児童に対し、養育者と相談し支援を行い必要に応じ専門機関につなぎます。</p>	健康推進課 地域福祉課 保育課
市立敦賀病院の小児療育体制の充実	<p>《事業概要》</p> <p>地域療育拠点病院として、障がい児に対する診療や訓練（リハビリテーション）を実施します。</p> <p>訓練（リハビリテーション）に必要な知識と技術の習得のため、研修等を実施します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》</p> <p>研修等を行い訓練に必要な知識と技術を習得します。</p>	敦賀病院 総務企画課
統合保育事業	<p>《事業概要》</p> <p>心身の発達のために集団保育が必要とされる障がいのあるこどもを、保育所等において保育をします。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》</p> <p>継続して実施します。</p>	保育課 学校教育課
保育所等での医療的ケア児の受け入れ体制の整備	<p>《事業概要》</p> <p>保育所等において、生活する中で医療的ケアが必要なこどもを受け入れます。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》</p> <p>継続して実施します。</p>	保育課
特別支援教育の推進	<p>《事業概要》</p> <p>小中学校特別支援教育学級就学奨励補助制度等を実施します。また、学校支援員を配置し、児童・生徒一人ひとりに応じた教育環境の充実を図ります。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》</p> <p>補助制度、学校支援員の配置を継続して実施します。</p>	学校教育課

(3) 相談・情報提供・参加支援体制の整備

取組	概要	担当課
相談体制と情報提供体制の整備	<p>《事業概要》 子ども発達支援センター、保育所、幼稚園、学校、子育て支援センター等の福祉、保健、教育機関が連携し、こどもの将来を見据えた総合的な相談支援を充実させます。 保育所等において発達に気がかりがある児童に対する支援を行い必要に応じ各機関につなぎます。</p>	健康推進課 地域福祉課 保育課 子育て総合支援センター 粟野子育て支援センター
特別支援教育コーディネーターによる校内支援体制の整備・促進	<p>《事業概要》 個別の支援計画をもとに、保護者と学校が協力して支援体制の整備を図ります。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 特別支援教育コーディネーターを公立幼稚園、全小中学校に継続して配置します。 公立幼稚園、全小中学校の特別支援教育コーディネーターの専門性を高め、支援体制の充実を図ります。</p>	学校教育課
児童文化センター、子育て支援センター、公民館、児童館等で、障害を持つこどもが気軽に参加できる支援体制の確立	<p>《事業概要》 行事において、障害の有無を問わず、こどもと一緒に過ごせる体制づくりを推進するとともに、ボランティアやコーディネーターの人材育成に努めます。</p>	地域福祉課 子育て総合支援センター 粟野子育て支援センター 児童文化センター 生涯学習課



2 こども一人ひとりの成長を育む環境づくり

基本目標の概要

「こども大綱」が掲げる「こどもまんなか社会」の考え方では、こどもたちが良好な成育環境の下で生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

本市においても、こどもまんなか社会の実現を目指し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、子育て支援を充実させていきます。また、個性や多様性が尊重される中で、自己肯定感を高く持ち、一人ひとりが健やかに成長できる環境づくりを進めていきます。

2-1 質の高い教育・保育を充実させる

施策の方向性

- 幼児期の教育・保育は、こどもの生涯にわたる人格形成を培う重要なものです。安全・安心な環境の中で教育・保育が提供される状態を実現するとともに、教育・保育関係者の資質の向上に取り組み、幼児教育から小学校への連続性のある質の高い教育の実現を目指します。

主な関連事業等

(1) 幼児教育・保育の量の拡充と質の向上

取組	概要	担当課
教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	<p>《事業概要》 0～2歳児の保育ニーズが高まっていることから、都度柔軟に本計画を見直し、財政効率を加味した上でより現状に見合う教育・保育環境の整備を実施します。 老朽化した施設の改修や統廃合について進めます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 施設の老朽化の状況や今後の人口動態を考慮し、統廃合も含めた検討を行います。 保護者のニーズや統廃合後の影響についても検討します。</p>	保育課
保育の必要性の認定	<p>《事業概要》 保護者の幅広いニーズや就労形態の多様化にこたえるため、保育の必要性の認定を行い、円滑な給付につなげます。</p>	保育課
通常保育	<p>《事業概要》 0～2歳児における増大する保育需要への的確な対応や、将来の保育需要の動向を見据えた対応を図るとともに、限りある資源を有効に利用するための効率的・効果的な保育所等の運営や保育所等の施設の老朽化へ対応します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 人口動態や保護者のニーズを考慮し、今後の施設整備について、統廃合も含めた検討を行います。</p>	保育課
時間外保育事業（延長保育）	<p>《事業概要》 世帯構造の変化や就労形態の多様化等による保育ニーズに対応し、延長保育を実施します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 公立保育所、私立保育所、地域型保育所、認定こども園で継続して実施します。</p>	保育課
時間外保育事業（休日保育）	<p>《事業概要》 就労等で、日曜・祝祭日に保育が必要な保育所等に通っている児童を対象に休日保育を実施します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 私立保育所1園、私立認定こども園1園で継続して実施します。</p>	保育課

取組	概要	担当課
幼稚園における幼児教育	<p>《事業概要》 幼稚園において、満3歳以上の園児に対し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育を行います。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 公立幼稚園、私立幼稚園で継続して実施します。</p>	学校教育課
認定こども園における教育・保育	<p>《事業概要》 保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できるよう、教育・保育を一体的に行う認定こども園での教育・保育を行います。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 認定こども園で継続して実施します。</p>	保育課 学校教育課
幼稚園における一時預かり	<p>《事業概要》 幼稚園及び認定こども園（幼稚部）において預かり保育事業を実施します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 私立幼稚園、認定こども園で継続して実施します。</p>	学校教育課
地域型保育事業の施設整備	<p>《事業概要》 新規参入や認可外保育施設からの移行の際に、必要な支援を行います。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 新入園の状況に応じて、認可等実施します。</p>	保育課
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	<p>《事業概要》 給付対象施設・事業所等への民間事業者の参入促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した給付対象施設・事業所等の設置、又は運営を支援します。</p>	保育課

(2) 多様な保育事業の推進

取組	概要	担当課
統合保育事業	≪事業概要≫ 心身の発達のために集団保育が必要とされる障がいのあるこどもを、保育所等において保育します。 ≪令和 11 年度目標値（推進方策）≫ 継続して実施します。	保育課 学校教育課
土曜保育	≪事業概要≫ 土曜日の午後の保育を行います。公立保育所は近隣の土曜日午後の保育のニーズを集約して行っています。各保育所の保育ニーズは少ないものの、集約して土曜保育を実施します。 ≪令和 11 年度目標値（推進方策）≫ 継続して実施します。	保育課
家庭的保育事業	≪事業概要≫ 保育の必要な乳幼児を、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的な雰囲気のもと保育を行います。 ≪令和 11 年度目標値（推進方策）≫ 必要に応じ認可・確認を行います。	保育課
小規模保育事業	≪事業概要≫ 0歳～2歳の保育の必要な乳幼児を、定員6～19人の範囲において、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。 ≪令和 11 年度目標値（推進方策）≫ 継続して実施します。	保育課
事業内保育事業	≪事業概要≫ 会社の事業所の保育施設等で、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します。 ≪令和 11 年度目標値（推進方策）≫ 継続して実施します。	保育課

取組	概要	担当課
居宅訪問型保育事業	<p>《事業概要》 障がい・疾病等で個別のケアが必要な場合等に、保護者の自宅に訪問して1対1で保育します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 必要に応じ認可・確認を行います。</p>	保育課
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	<p>《事業概要》 保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等で一定期間、こどもの養育・保護を行います。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 民間委託1個所で継続して実施するとともに、支援事業の周知・広報に努めます。</p>	子育て政策課
すみずみ子育てサポート事業	<p>《事業概要》 やむを得ない理由により一時的に児童を養育できない場合、一時預かりや子育て家庭における家事援助等をサポートします。 一時預かり事業の実績やニーズを注視しながら、当事業を実施します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 民間委託で継続して実施します。</p>	保育課
病児・病後児保育事業	<p>《事業概要》 病気又は病気の回復期の児童を対象とし、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育できない場合、保護者に代わって一時的に保育を提供しています。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 病児・病後児保育施設1個所で継続して実施します。</p>	保育課
【新規】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	<p>《事業概要》 令和8年度から、これまでの幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（こども誰でも通園制度）を実施します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 受入体制を整備し、ニーズに合わせて受入を行います。</p>	保育課

(3) 教育・保育関係者の研修や連携等の充実

取組	概要	担当課
保育所・幼稚園・小学校の連携並びに幼児・児童間及び保育士・教諭間の交流の促進	<p>《事業概要》 幼保小連携推進会議において、幼児児童の交流推進等のため、小学校区ごとに市内全園と小学校で、幼保小連携推進カリキュラムを作成し、カリキュラムにしたがって交流活動を実施します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 市内全小学校区の保育所等で交流活動を年 2～3 回以上継続して実施します。</p>	保育課 学校教育課
保育の質の向上に向けた研修等の充実	<p>《事業概要》 保育に必要な知識と技術の習得や保育の質の向上を図るため、必要な研修会を実施し、県内外の研修にも参加していきます。</p>	保育課
研修体制の整備	<p>《事業概要》 幼稚園教諭の資質・指導力向上のために、保幼小合同で幼児教育についての研修会を実施します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 研修会を年間 3 回を継続して実施します。</p>	保育課

(4) 敦賀市「知・徳・体」充実プランの実施

取組	概要	担当課
少人数指導、チーム・ティーチング指導、学校図書館支援員配置事業等による生きる力を育て、自ら学び、自ら考える教育の推進	<p>《事業概要》 習熟度別指導とチーム・ティーチングの教員配置については県の事業に基づいて実施します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 継続して実施します。</p>	学校教育課

取組	概要	担当課
体験的学習、情報教育等社会の変化に対応した教育の推進	<p>《事業概要》 体験学習を全学校で実施します。 情報教育においては、ICT機器を活用し、こどもたちの情報活用能力の育成を図ります。また、デジタル教科書を活用した授業を展開します。整備された機器機材を有効活用するため、教職員の研修を推進します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 社会体験活動（中学校2年生）を継続して実施します。 情報教育を小学校1年生から中学校3年生までのすべての学年で継続して実施します。</p>	学校教育課
地域教育コミュニティ推進事業の展開等、学校、家庭及び地域社会が連携した教育の推進	<p>《事業概要》 総合的な学習の時間等を活用して、すべての小中学校において、学校、家庭及び地域社会が連携して「ふるさと教育」を実施し、ふるさと意識の高揚を図ります。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 全小中学校において「ふるさと教育」を継続して実施します。</p>	学校教育課
教職員の資質や指導力の向上	<p>《事業概要》 年間2回（1学期・2学期）、指導主事が学校訪問を実施し、学習・生活指導への指導・助言を計画的に行います。 教員の資質向上を目指した研修会を開催します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 学校訪問年間2回、研修会を継続して実施します。</p>	学校教育課
特別支援教育の推進	<p>《事業概要》 小中学校特別支援教育学級就学奨励補助制度等を実施します。また、学校支援員を配置し、児童・生徒一人ひとりに応じた教育環境の充実を図ります。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 補助制度の実施、学校支援員の配置を継続して実施します。</p>	学校教育課

取組	概要	担当課
人権教育の推進	<p>《事業概要》 保育所・幼稚園等を含め小中学校に至る教育活動全般を通じて、互いに認め合い尊重しあう人権教育を推進していきます。 公平な社会について自ら考え行動できるこどもの育成をめざします。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 全小中学校において全校集会、道徳や社会等の授業での啓発を継続して実施します。</p>	学校教育課 保育課
地域や関係団体との連携をとった地域教育力の向上	<p>《事業概要》 各校区で担当者が小小・小中合同授業の実施内容（教科）等を検討し実施します。家庭、学校、地域が協力したオープンスクールを全小中学校において開催します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 小小・小中合同授業年間4回の実施や全小中学校においてオープンスクールを継続して実施します。</p>	学校教育課

（5）健やかな体の育成

取組	概要	担当課
指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等の推進による体育授業の充実	<p>《事業概要》 小学校低学年体育支援事業・トップアスリート派遣による体育の授業等により指導技術の向上を図ります。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 体育支援事業対象校1校あたり年間5回授業、トップアスリート体育授業対象校1校あたり年間1回授業を継続して実施します。</p>	学校教育課

取組	概要	担当課
外部指導者の活用や地域との連携を推進した学校におけるスポーツ環境の充実	<p>《事業概要》</p> <p>小・中学校の部活動の全国大会派遣に補助金を交付します。部活動の地域クラブ活動への移行を段階的に進めます。また、中学校の運動部活動では部活動指導員の活用によりスポーツ環境の充実を図ります。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》</p> <p>補助制度の実施、部活動の地域クラブ活動への一部移行、部活動指導員各中学校1人配置を継続して実施します。</p>	学校教育課

(6) 地域とともにつくる学校

取組	概要	担当課
学校評価制度による学校運営への反映	<p>《事業概要》</p> <p>学校評議員を設置し、各校において年間2～3回の会議を実施します。保護者や地域住民の願いや思いを学校経営に反映しながら協力を仰ぎます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》</p> <p>学校評議員会を年間2、3回継続して開催します。</p>	学校教育課

2-2 居場所づくりを推進する

施策の方向性

- こども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう支援します。
- すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後児童クラブの充実を図るとともに、児童館、公民館等こどもの居場所の充実を図ります。

主な関連事業等

(1) 放課後を含むこどもの居場所づくり

取組	概要	担当課
放課後児童健全育成事業	<p>《事業概要》 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を用意しその健全育成を図ります。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 公立、民間委託で継続して実施します。</p>	保育課
公民館での放課後地域子ども教室の実施	<p>《事業概要》 「放課後地域子ども教室」を実施している公民館同士の情報共有を密にし、より多様な事業を実施します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 放課後子ども教室開催回数 延べ 150 回</p>	生涯学習課
公民館による地域とのふれあい交流事業の実施	<p>《事業概要》 技術や知識を持つ地域の人を指導者として迎えた、各種教室やイベントを実施します。</p>	生涯学習課
公民館を地域のこどもが気軽に利用できる運営体制の整備	<p>《事業概要》 公民館及び生涯学習センターのオープンスペースを気軽に利用できるよう、公民館だよりや館内ポスターにより周知を図ります。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 公民館及び生涯学習センター内にポスターを掲示するとともに、ホーム&スクールアプリにて保護者へ継続して周知します。</p>	生涯学習課
施設整備について、市民や運営組織の意見が反映できる体制の整備	<p>《事業概要》 施設維持について、運営審議会等で地域住民の意見を聞き、利用しやすい施設になるよう修繕等を行います。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 公民館運営審議会を年 2 回以上実施します。</p>	生涯学習課

取組	概要	担当課
ボランティアセンター機能の確立	<p>《事業概要》 市民がボランティア活動に参加したり、ボランティアへ依頼できるように、相談や情報提供等、ボランティアセンターの充実を進めていきます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 市民が積極的にボランティア活動に参加できるように、相談しやすい環境づくりやボランティアセンターの充実を図ります。</p>	地域福祉課
児童文化センターの親子サークルの活動の拠点としての機能の充実とサークルに加われない親子への支援	<p>《事業概要》 「親子なかよしひろば」を開催します。 季節行事や運動、遊びを通して、集団の中で親子の絆を深めながら個々の発達を助長し、友達とのつながりや親同士の交流を深めます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 親子なかよしひろばを開催します。 開催数 年11回実施 対象者 主に未就園児とその保護者 参加目標人員 幼児250名 保護者220名</p>	児童文化センター
児童文化センターのサークル活動の場としての積極的な情報の発信	<p>《事業概要》 各種団体から依頼のあった行事関係のチラシ、ポスター等を館内掲示板に掲示し、来館者に情報の提供をします。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 随時掲示板を更新します。</p>	児童文化センター
【新規】こどもの居場所づくり支援事業	<p>《事業概要》 地域の中ですべてのこどもたちが安全安心に生活できる居場所づくりのため、こども食堂や学習支援等に取り組む団体への支援をします。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 こども食堂やフリースクール等の活動に係る支援を行い、安全安心に過ごせる居場所づくりの推進に努めます。</p>	子育て政策課

取組	概要	担当課
<p>児童文化センターのこどもをケアするボランティア組織の拠点機能の充実・異年齢交流の推進</p>	<p>《事業概要》 ボランティア組織に活動の場を提供します。 センターの行事に参加することによりボランティア間の交流と活動の促進を図ります。 春まつり等の事業に小中高生のボランティア等の協力を得て事業を実施し、異年齢交流活動の充実を図ります。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 ボランティア組織に活動の場を提供します。 主な行事 春まつり、秋のつどい、児童館フェスタ、あそびにチャレンジ 主な団体 市内高校 3校 各種団体（ジュニアリーダー外4団体）</p>	<p>児童文化センター</p>
<p>【拡充】 児童文化センターの児童の健全な遊び・交流の場としての充実</p>	<p>《事業概要》 児童文化センター（こどもの国）において、こどもたちが快適に利用できるよう屋内施設や屋外遊園等を改修することで環境整備（大規模改修、老朽化対策、遊具等その他必要となる箇所）を実施し、環境改善を図ります。 また、遊園、遊具の安全維持管理に努めます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 遊具点検を実施します。 委託業者 年1回実施 職員 毎月2回実施</p>	<p>児童文化センター</p>
<p>児童館の安全で安心できる場としての機能の充実</p>	<p>《事業概要》 地域において児童が自主的に参加し、安全に自由に遊べる場を提供します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 児童館2箇所で継続して実施します。</p>	<p>児童館</p>
<p>児童文化センターや児童館の児童の健全育成を図るための関係機関との連携強化</p>	<p>《事業概要》 児童センター運営委員会等を開催し各種行事の企画、運営及び実施について協議を行い、出された意見、提案を事業に反映します。 ホームページに活動風景の写真を添付する等更新します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 運営委員会を開催します。</p>	<p>子育て政策課 生涯学習課 児童文化センター 児童館</p>

2-3 豊かな体験や活躍の場をつくる

施策の方向性

- 遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点となります。こどもが、様々な学びや体験を通じて成長して若者となり、社会生活を送ることができるよう、様々な体験や活躍の機会をつくります。

主な関連事業等

(1) 体験を通じたこどもの心身の育成

取組	概要	担当課
体験教室等を通じて、こどもの人間性の育成と家族形成の支援	<p>《事業概要》 生涯学習センターにおいて、親子でも参加できる講座等を開催し、支援を実施します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 生涯学習センターで体験教室を年3回以上開催します。</p>	生涯学習課
各種スポーツ活動の支援	<p>《事業概要》 少子化及び多様化によりスポーツ少年団の団員数が減少傾向にあるので、継続した各少年活動の支援に努めます。 敦賀マラソン大会は参加者の増加に向けて、安全確保のための物品、スタッフとも拡充に努めます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 スポーツ少年団の団員数が減少傾向にあるが、今後も、継続的な活動を行うことができるよう、今後も引き続き各少年活動の支援に努めます。 また、敦賀マラソン大会において、魅力ある大会の運営や積極的な広報活動に取り組み、参加者を毎年+1%増できるように努めます。</p>	スポーツ振興課

取組	概要	担当課
スポーツ指導者の育成強化	<p>《事業概要》 地域における指導者の充実や、指導者が積極的に研修会等に参加するような工夫に努めます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 スポーツリーダーセミナーの参加者の増加のため、周知方法等の検討や、魅力的な講師の発掘に取り組む等、より質の高いセミナーの開催に努めます。</p>	スポーツ振興課
図書館、公民館等の児童書の充実	<p>《事業概要》 こどもにとっての良い本を配架できるよう、児童書の精選を行います。各施設からのリクエストに応えるとともに、図書館として薦められる本を届けられるよう努めます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 こどもにとっての良い本を配架できるよう、児童書の選書を行います。各施設からのリクエストに応えるとともに、図書館として薦められる本を届けられるよう努めます。</p>	図書館
読み語り活動の推進とボランティアグループの育成	<p>《事業概要》 学校やボランティアグループとの連携を図ります。 また、読み語り活動の講座や研修会の充実に努めます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 学校やボランティアグループとの連携を図ります。 また、読み語り活動の充実に努めるための支援を行います。</p>	図書館
読み聞かせの普及を通しての情操教育の推進（ブックスタート）	<p>《事業概要》 読み聞かせボランティアとの連携を図りながら、事業の積極的な周知を行うことで、対象者の参加率増加に努めます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 ブックスタートボランティアとの連携を図りながら、事業の積極的な周知を行うことで、少しでも多くの対象者の方に参加していただけるよう努めます。</p>	図書館

取組	概要	担当課
<p>保育所等での自然とのふれあい等による環境教育の推進</p>	<p>《事業概要》 「幼児期ならではの環境教育」に焦点を当てた研修の実施や情報提供をより一層充実します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 幅広い生活体験や自然体験を十分に積むため、地域の特色を生かした体験支援事業を行います。</p>	<p>保育課</p>
<p>自然環境と共生する環境保全意識の啓発</p>	<p>《事業概要》 子ども会やPTAとの連携協働等を行い、こどもたちが参加しやすい環境関連行事の充実に努めます。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 クリーンアップふくい大作戦松原一斉清掃活動を環境月間に合わせて実施します。 【開催 年1回】</p> <p>《事業概要》 こどもが集まるような場所への展示等を行い、かんきょうコンクール入賞作品を活用します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 つるが環境みらいネットワークにおいて、つるが環境フェアを実施します。 【開催 年1回】</p> <p>《事業概要》 中池見湿地の施設としての利用ルールを明確化し、こどもや家族連れに多く訪れてもらうための方策等、保全活用方法の具体化を進めます。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 かんきょうコンクール入賞作品をつるが環境フェアで展示します。 中池見の保全活用方法の具体化のため協議会を開催します。</p>	<p>環境政策課</p>

2-4 こども・若者の安全・安心な環境をつくる

施策の方向性

- こども・若者が成長する上で安全・安心な社会環境づくりが重要となるため、有害環境対策、インターネット等の情報モラルに関する教育、犯罪等から守るための活動等の充実を図ります。

主な関連事業等

(1) 有害環境対策の推進

取組	概要	担当課
地域住民や青少年健全育成に関する関係団体との連携による環境浄化の推進	「事業概要」 青少年育成敦賀市民大会による環境浄化の啓発や、有害図書等の取扱店・携帯電話販売店等の状況調査を実施します。 「令和11年度目標値（推進方策）」 青少年育成敦賀市民大会による環境浄化の啓発を行います。（年1回） 有害図書等の取扱店、携帯電話販売店等の状況調査を実施します。（年1回）	少年愛護センター

取組	概要	担当課
インターネット等の有害情報対策の強化	<p>「事業概要」</p> <p>学校の特別活動や道徳の時間において、情報モラルに関する教育及び研修会等を実施していきます。また、SNS等の利用については、保護者への情報提供及び家庭におけるルールづくり等の協力を依頼します。</p> <p>一般市民や保護者等への有害情報対策に関する啓発活動を実施していきます。</p> <p>ITサービスの複雑化・多様化により、常に最新の情報を入手し、教育・啓発を進めます。また、利用者の低年齢化により、より幅広い年代に対しての啓発活動を推進します。</p> <p>タイムリーで効果的な対策方法の発信に努めます。</p> <p>青少年育成敦賀市民大会や、補導員連絡協議会において、インターネット等の有害情報対策等に関する啓発や研修会を実施します。</p> <p>若者キャンペーンにおいて、架空請求詐欺やマルチ商法等の有害情報対策の注意喚起やクーリングオフ制度の周知等の啓発を実施しています。</p> <p>「令和11年度目標値（推進方策）」</p> <p>道徳の授業での教育、研修会を年間1回程度継続して実施します。</p> <p>青少年育成敦賀市民大会や、補導員連絡協議会においてインターネット等に関する啓発や研修会を開催します。</p> <p>若者キャンペーン等において啓発物を配布します。</p>	<p>学校教育課 少年愛護センター 生活安全課</p>

(2) 犯罪の被害防止活動と被害を受けたこどもの保護

取組	概要	担当課
家庭教育相談や青少年の悩み相談の充実	<p>「事業概要」</p> <p>家庭教育相談員を1名配置し家庭教育相談や青少年の悩み相談に対応します。</p> <p>多くの方が気軽に相談できるよう、相談窓口の周知に努めます。</p>	<p>少年愛護センター</p>

取組	概要	担当課
愛のひと声運動の推進・啓発	<p>《事業概要》 補導員2人1組で年間を通じた補導巡視を行い、青少年の気持ちによりそった「愛のひと声」をかけていきます。 広報誌「愛護センターだより」や敦賀市補導員連絡協議会広報誌「かたらい」を発行します。 補導員の研修を行い、青少年を取り巻く環境や青少年への理解を深めながら愛のひと声活動を進めるとともに、青少年健全育成に関する啓発に努めます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 補導巡視活動を継続して実施します。（延べ年540回） 愛護センターだよりを継続して発行します。（年6回発行） 補導員連絡協議会広報誌「かたらい」を継続して発行し、関係機関に配布します。（年1回発行） 補導員の研修を継続して実施します。（年3回）</p>	少年愛護センター
各関係機関との連携強化	<p>《事業概要》 相談内容に応じて関係機関との連携及び情報交換、ケース検討会への参加を行っています。 複雑多様化している案件に対し迅速かつ的確に対応するため、引き続き関係機関との連携を図ります。</p>	少年愛護センター

3 子育て家庭を地域で支える環境づくり

基本目標の概要

核家族化や地域のつながりの希薄化等家庭を取り巻く環境は変化しており、近くに支援者がいない子育て家庭も見受けられます。こうした状況の中、子育て家庭が、地域の支え合いの中で、安心して子育てできる環境を目指していく必要があります。そのため、子育て家庭のニーズを踏まえた多様な子育て支援を推進するとともに、子育て支援センター等の子育て支援拠点の充実を図ります。

また、こどもや子育て当事者の視点に立ったこどものためのまちづくりやこどもが暮らすまちの生活環境の向上等幅広い視点から子育て家庭への支援を進めていきます。

地域の子育て支援からまちづくりまで、本市の全庁的な取り組みにより、子育て家庭がより子育てしやすいと感じられる環境づくりを進めていきます。

3-1 地域社会における子育て支援活動を推進する

施策の方向性

- 地域は、こどもたちにとって身近な社会であり、こどもたちが地域社会で様々な経験をして成長していくことはとても大切なことです。そのため、地域社会には、こどもの成長を支援する役割が期待されます。地域の様々な資源を支援するとともに、地域社会における子育て支援活動の活性化を図ります。

主な関連事業等

(1) 市民団体等との連携による子育て支援ネットワークづくりと場の確保

取組	概要	担当課
地域の子育て支援・親育ち（親学び）支援	<p>《事業概要》</p> <p>「親支援事業（保健師・保育士による生後4カ月未満児戸別訪問相談）」による、妊娠時からのすべての親子への継続的な支援を行っています。子育て支援センター等の関係機関と連携し、子育て支援事業の拡大と充実を図ります。</p> <p>核家族化や生活・仕事の様式の都市化等により、家庭や地域の人々とのつながりが希薄化することを改善するため、子育て・親育ち・親子関係・育む環境について、幅広い「子育て支援」の展開をめざします。</p>	子育て政策課 子育て総合支援センター 栗野子育て支援センター
元気な高齢者等の地域住民の支えあいによる子育て支援	<p>《事業概要》</p> <p>世代間交流活動を行っている地域が限定的であるため、活動地域の拡大を目指します。また、保育園児との交流内容について、各地区や各保育所のニーズ等に合わせる等充実を図ります。</p>	長寿健康課
民生委員児童委員、ボランティア、地域住民等の協力による親子が気軽に集える場の確保	<p>《事業概要》</p> <p>児童館、少年自然の家、公民館、学校等の社会資源を活用し、親子が安全かつ有意義に過ごせる居場所づくりを推進します。</p> <p>親子が安全かつ有意義に過ごせる居場所づくりとともに、そのような場所があることを広くPRし、利用促進を図ります。</p>	子育て総合支援センター 栗野子育て支援センター 子育て政策課
子育てを終えた人による積極的なボランティア参加の推進	<p>《事業概要》</p> <p>多様化する市民ニーズの中、それぞれの自主性を尊重しながら、ボランティア人材の育成・確保を図るため、市民がいつでも気軽に参加できるボランティア活動や研修等の機会の充実を図ります。</p> <p>市民がいつでも気軽に参加できるボランティア活動や研修等の機会の充実を図りながら、ボランティア人材の育成・確保を図ります。</p>	地域福祉課

取組	概要	担当課
地域のリーダーの育成	<p>《事業概要》 地域で行われている様々な活動を継続させるため、後継者を育て、次世代の担い手に活動を継承させていきます。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 継続して実施します。</p>	地域福祉課
NPO法人をはじめとする市民団体やシルバー人材センター等の関係団体との情報共有による育児サポートの促進	<p>《事業概要》 子育て支援団体・保護者・地域・行政等、それぞれの役割を明確にし、情報共有及び相互の連携を図り育児サポートを実施します。 （地域子育て支援拠点事業、すみずみ子育てサポート事業）</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 民間委託で継続して実施します。</p>	子育て総合支援センター 粟野子育て支援センター 保育課

(2) 世代間交流の推進

取組	概要	担当課
世代を超えた地域住民によるイベントや学習機会の提供	<p>《事業概要》 地域団体が主体となって、様々な世代が参加する夏まつり、スポーツ大会、文化祭、各種教室等の各種行事を、公民館がサポートします。</p> <p>《令和 11 年度目標値》 地区によるコミュニティ運営協議会の設置を全公民館において継続して推進します。</p>	生涯学習課
各世代の子育て支援意識啓発活動の推進	<p>《事業概要》 園の独自性を発揮し多様な行事が組まれるよう、幼児と高齢者の世代間交流をテーマとして、一方的な関わりにならないよう留意しながら進めます。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 公立保育所に保育キーパーを配置します。</p>	保育課
保育所と幼稚園における地域活動の充実	<p>《事業概要》 地域開催のイベントに積極的に参加しています。また、お年寄りや小中学生と交流を持ち、地域活動の充実を図ります。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 公立 1 園では地域開催イベントへ継続して参加します。 小学生との交流を年間 2 ～ 3 回実施します。</p>	学校教育課 保育課

(3) 家庭教育の支援

取組	概要	担当課
少子化、核家族化等に伴う家庭教育の重要性を再認識させる活動の推進	<p>《事業概要》 小学校就学時健診時に、保護者に対して家庭教育リーフレットを配布し、子育て講座を実施します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 「子育て講座」を、全小学校で継続して実施します。</p>	生涯学習課
親もともに育っていくための地域や事業所での子育て学習の場の提供	<p>《事業概要》 中学校入学説明会時に、保護者に対して「スマホ・ケータイ安全教室」を実施します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 「スマホ・ケータイ安全教室」を各中学校1回、継続して実施します。</p>	生涯学習課
家庭の子育て相談窓口整備と機能充実	<p>《事業概要》 こども家庭センターに保健師・社会福祉士・臨床心理士・家庭児童相談員を配置し、対応します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 家庭や児童に関する相談に随時対応します。</p>	子育て政策課

(4) 地域社会全体での子育て支援

取組	概要	担当課
地域の子育て力の向上	<p>《事業概要》 地域の行事や祭り等の次世代への継承を進めています。地域の子育て支援団体（スポーツクラブ、子ども会等）の活動を推進します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 継続して実施します。</p>	子育て政策課
育ての喜びや楽しみを共感できる学習や体験活動の提供	<p>《事業概要》 保育所等での、中学生の社会体験、インターンシップ等の受入れ実施を進めます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 継続して実施します。</p>	保育課

3-2 未就園の親子が集まる場を充実させる

施策の方向性

- 子育て支援センター等の、未就園の親子が集まることができる場合は、子育て中の親の孤立感や育児の負担感を軽減するとともに、親同士の交流や情報交換の場にもなります。同時に、こども本人にとっても、他者と接することを通じて社会性を育む重要な機会です。今後も、未就園の親子が集まる場づくりの充実を図ります。

主な関連事業等

(1) 子育て支援センターの機能充実

取組	概要	担当課
利用者支援事業	<p>《事業概要》 こども及びその保護者や妊婦等が、教育・保育施設や子育て支援事業を円滑に利用できるよう、子育てに関する情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整を行います。</p> <p>令和7年度からは母子保健と児童福祉が連携協働し、妊娠期から出産・子育てにわたる切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」を設置し、多様なニーズに対応できるよう体制整備を行います。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 【実施施設】 基本型3箇所（Ⅰ型1箇所、Ⅲ型2箇所） こども家庭センター型1箇所</p>	子育て政策課 子育て総合支援センター 栗野子育て支援センター
地域子育て支援拠点事業	<p>《事業概要》 子育て中の親子が気軽に集い交流できる拠点を整備し、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座等を行います。また、子育て支援センターに出向けない保護者の支援のため、公民館及び保育園等において「出張子育てひろば」を実施します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 現体制を今後も継続します。</p> <p>【実施施設】 ・直営2箇所、民間委託1箇所：計3箇所 延べ利用者数 38,372人</p> <p>【出張すくすくひろば】 ・週1回：3箇所（公民館等） ・随時：市内各保育園</p>	子育て総合支援センター 栗野子育て支援センター

取組	概要	担当課
発達に気がかりのある児への支援	<p>《事業内容》 発達上の課題を抱える幼児の特性に合わせた対処方法や関わり方について、児童及びその保護者と一緒に考え実践することで、課題の改善を図る教室（親子すてっぴ教室）を実施します。 【実施施設】 栗野子育て支援センター</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 教室を担当する専門職員を確保し、継続して教室を実施します。 親子すてっぴ教室 年間 38 回</p>	栗野子育て支援センター
専門職員の配置及び関係職種との連携による事業の充実	<p>《事業概要》 地域子育て支援拠点には経験豊富な子育てコーディネーターや保育士を配置し、子育て講座やひろばでの行事等を実施します。 保護者の子育て力の向上のため、保健師・助産師・臨床心理士・子育てマイスター等の関係職種と連携し、各事業の推進を図ります。多様なニーズに対応できるように、研修の受講等で職員のスキルアップに努めます。 【主な連携事業】 ・ベビーすこやかセミナー ・すくすく健康相談 ・お誕生日訪問事業 ・子育て講座 ・子育てマイスター講座・相談</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 利用者ニーズの把握に努め、親子に寄り添う支援を継続して実施します。</p>	子育て総合支援センター 栗野子育て支援センター
関係機関との連携による子育て支援の実施	<p>《事業概要》 事業や相談の際に保健や福祉制度の支援が必要な児童や保護者を把握した場合には、関係機関と連携し支援を行います。 家庭の実情に応じた対応や支援方法について、関係機関との各種会議において検討を行い、協働した支援に取り組みます。 【関係会議】 ・要保護児童対策地域協議会 ・子ども家庭支援に関する情報共有会議 ・自立支援協議会 ・重層的支援体制推進会議</p>	子育て総合支援センター 栗野子育て支援センター

取組	概要	担当課
子育てサークルの育成支援	<p>《事業概要》 子育て中の親子が自ら集う「子育てサークル」に対し、活動場所や子育て情報の提供等の支援を実施します。 各サークルが継続できるようサークルの周知に努めます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 継続して実施します。 支援サークル：4団体</p>	子育て総合支援センター 粟野子育て支援センター
子育て支援団体・ボランティア育成支援	<p>《事業概要》 子育てを支援する団体及びボランティア団体に対し、活動する場所の提供や活動に対する支援を実施します。 また、ボランティアセンターの子育てサポートボランティア養成講座に対する支援も行っています。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 継続して実施します。</p>	子育て総合支援センター 粟野子育て支援センター
利用者ニーズの把握及び意見の反映	<p>《事業概要》 講座後のアンケートとセンターに設置する意見箱等から利用者の意見を聴取し、利用者ニーズに沿った事業や施設運営を行います。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 継続して実施します。</p>	子育て総合支援センター 粟野子育て支援センター

(2) 子育て支援に関する情報提供・相談支援の充実

取組	概要	担当課
<p>保育所、幼稚園、子育て支援センター、児童文化センター、NPO法人等における保育メニューや行事申し込み、利用手続き等のPRの実施</p>	<p>《事業概要》 園児保護者へ、チラシ・ポスター等により周知しています。親同士の交流による情報交換やPRを実施しています。 市の広報誌や掲示板、ホームページ、行政チャンネル、他の情報誌、マスメディアにおいてPRを実施しています。また、広報紙、掲示物等にQRコードを付し、検索方法の時間短縮と利便性を図ります。 市外の学校や施設に向けた広報活動を積極的に実施します。 市内ショッピングセンター掲示板において情報掲示に努めます。 多くの情報が錯綜する中で、保護者にとってわかりやすいPRの方法を進めます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 子育て支援センターについては、子育て情報誌「ほほえみつうしん」のほか、LINEでの情報発信に努めます。 また、入園を希望する保護者向けに、保育園見学や入園に関するミニ講座を実施します。</p> <p>【保育園見学】 市内すべての保育所、認定こども園、地域型保育事業所で実施します。</p> <p>【ミニ講座】 ・子育て総合支援センター 2回 ・栗野子育て支援センター 2回</p> <p>児童文化センターについては、市の広報誌や掲示板、ホームページ、行政チャンネル、他の情報誌、マスメディアにおいてPRを実施します。</p> <p>【広報誌】 毎月掲載 【ホームページ】 年間を通じ毎月実施事業を掲載、更新を実施します。 【行政チャンネル】 年間を通じ毎月実施事業を掲載</p>	<p>子育て総合支援センター 栗野子育て支援センター 学校教育課 児童文化センター</p>

取組	概要	担当課
利用上の問い合わせやニーズに対する速やかな対応	<p>《事業概要》 速やかな対応と回答の実施及び情報を随時提供しています。 関係機関との速やかな情報共有に努めます。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 利用者のニーズに合わせた最新の情報が提供できるよう、関係機関との顔の見える連携を行い、情報収集を実施します。</p>	子育て総合支援センター 栗野子育て支援センター
総合的な相談窓口による相談機能充実	<p>《事業概要》 子育て総合支援センターにおいて、子育てコーディネーターによる面接・電話相談を実施するとともに、メールによる相談についても、速やかな回答に努めています。必要時には関係機関と連携し情報共有を図り対応します。 また、各支援センターにおいて子育て支援に関する様々な情報を収集し情報提供に努めています。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 子育て総合支援センターは、子育て支援に関する総合相談窓口として、誰もが利用できるよう周知を図り、引き続き関係機関と連携した相談・支援体制を継続します。</p>	子育て総合支援センター 栗野子育て支援センター
子育て支援に関する相談やニーズに対する速やかな対応	<p>《事業概要》 子育て支援に対する相談に対して、速やかに対応・回答を行い、必要な情報を随時提供します。 関係機関と速やかに情報共有を行い対応します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 利用者のニーズに合わせた最新の情報が提供できるよう、随時、関係機関と連携し、情報収集を行います。</p>	子育て総合支援センター 栗野子育て支援センター

取組	概要	担当課
子育て支援について情報提供できる窓口の充実	<p>《事業概要》 各窓口において速やかな相談対応に努めます。 毎月発行する子育て情報誌「ほほえみつうしん」やLINE等で、敦賀市の子育て情報を発信します。 子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所等の施設や地域子育て支援拠点事業等から必要な支援を選択して利用できるよう、更なる情報の提供に努めます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 子育て総合支援センターの利用者支援窓口に、専任の子育てコーディネーターを配置し、迅速で的確な対応を継続して実施します。</p>	子育て政策課 子育て総合支援センター 栗野子育て支援センター
「子育てサポートブック」の作成及び配布	<p>《事業概要》 子育て情報の一元化として、関係機関との協働により妊娠期から就学期までの必要な情報についてまとめた「子育てサポートブック」を作成します。 妊娠届出時、転入時には子育て政策課で配布します。 希望される方には随時各子育て支援センターで配布します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 継続して実施します。</p>	子育て総合支援センター 栗野子育て支援センター
ホームページ等による子育て情報の提供	<p>《事業概要》 関係機関との連絡のもと情報提供内容の更新を行います。 子育て中の保護者の利便性も考慮し、情報提供方法を検討のうえ子育て情報の提供に努めます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 継続して事業を実施します。 ・子育て情報誌「ほほえみつうしん」発行（1回/月） ・子育てサポートブック発行（1回/年） ・ホームページの更新（随時） ・LINEでの情報発信（随時）</p>	子育て総合支援センター 栗野子育て支援センター

取組	概要	担当課
定住移住促進事業	<p>≪事業概要≫ 開設後6年が経過する移住定住専用ホームページKURAS TSURUGAをリニューアルし、情報発信の強化を行います。</p> <p>【掲載内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暮らしに関する情報 ・働き方に関する情報 ・都市部との比較情報 <p>≪令和11年度目標値（推進方策）≫ SNSを活用した関係人口への能動的なアプローチを実施し、閲覧者数の増加を図ります。</p> <p>【目標値】 閲覧者数 15,000人/年 以上</p>	政策推進課

3-3 安全・安心の生活環境を整備する

施策の方向性

- こどもや子育て当事者の目線に立ち、子育て関連施設、都市公園等の公共施設の快適性・利便性向上のための整備の充実を図り、こどもの遊び場づくりや親同士・地域住民との交流を生み出す環境づくり等を進めます。

主な関連事業等

(1) こどもがありのままに生活できる環境づくり

取組	概要	担当課
誰もが、自らの選択により自由に活動できる地域づくりの推進	<p>≪事業概要≫ 家族や地域の人とのふれあい、体験学習等を通じ、心身ともに豊かなこどもの成長をめざし活動を展開している、敦賀市子ども会育成連合会、青少年健全育成敦賀市民会議等団体を支援し、青少年の健全な育成に努めます。</p> <p>≪令和11年度目標値（推進方策）≫ 青少年健全育成敦賀市民会議との共催により青少年育成行事等を開催します。（親子のフェスティバル、青少年育成敦賀市民大会、ひまわり塾、青少年からのメッセージ・青少年へのメッセージ） 敦賀市子ども会育成連合会に補助金を交付し、青少年の健全育成を支援します。</p>	少年愛護センター

(2) こどもの遊び場・憩いの場となる公園・緑地の整備

取組	概要	担当課
街区公園等の整備充実	<p>《事業概要》 地域住民が安全かつ安心して公園を利用できるように、長寿命化計画に基づき、老朽化が進む遊具等の改修を行います。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 日常点検により劣化・損傷・故障等を確認するとともに、年1回定期点検を実施し、対応緊急度の高い遊具等から優先的に改修を行います。</p>	まちづくり推進課
施設整備について市民や運営組織からの意見反映	<p>《事業概要》 地域住民との連携による公園管理により、公園の良好な環境保全を図ります。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 日常的な維持管理を実施し、地域住民からの要望等に対しても適切に対応します。また、地域との公園自主管理協定の締結を推進していきます。</p>	まちづくり推進課
【新規】総合運動公園の整備充実	<p>《事業概要》 総合運動公園の多目的広場を芝生化し、フィールドスポーツも実施できる利用しやすいグラウンドの整備を進めます。</p>	総合運動公園

(3) こどもの交通安全を確保するための活動の推進

取組	概要	担当課
こども及び保護者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育の実施	<p>《事業概要》 敦賀市交通安全指導員が警察と連携をとり、市内の幼稚園、保育所、小中学校にて交通安全教室を実施します。 障害者に関するマークや標識等の周知を行います。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 交通安全教室を継続して実施します。年70回</p>	生活安全課
交通安全教育に当たる指導者の育成	<p>《事業概要》 敦賀市交通指導員が交通安全実技研修会に参加します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 敦賀市交通指導員が交通安全実技研修会に継続して参加します。年3回</p>	生活安全課

取組	概要	担当課
チャイルドシート及び後部座席シートベルトの使用効果及び正しい使用方法についての普及啓発活動の推進	<p>《事業概要》 チャイルドシート及び後部座席シートベルト装着の徹底に努めます。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 交通安全県民運動時におけるチラシ配布や保育所へのチラシの配布を実施します。</p>	生活安全課

(4) 良質な住宅・住環境の確保

取組	概要	担当課
入居資格を満たす世帯への市営住宅の随時提供	<p>《事業概要》 市営住宅の定期募集で入居の無かった住宅については、要件を満たす入居希望者が速やかに入居できるように随時募集を行います。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 要件を満たす入居希望者が速やかに入居できるように、市営住宅の随時募集を継続して行います。</p>	住宅政策課
住宅の確保に資する情報提供等の推進	<p>《事業概要》 ホームページや広報つるが等では、市営住宅の定期募集や随時募集の住戸の情報、要件を満たす場合に家賃補助がある優良賃貸住宅の入居者募集等の情報、空き家や空き地に関する情報等、住宅の確保に資する情報を随時提供しています。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 ホームページや広報つるが等で、市営住宅の定期募集や随時募集の住戸の情報、優良賃貸住宅の入居者募集等の情報、空き家や空き地に関する情報等、住宅の確保に資する情報の提供を継続して行います。</p>	住宅政策課

取組	概要	担当課
良好な居住環境の創出	<p>《事業概要》 敦賀市公営住宅等長寿命化計画に基づき、今後も老朽化等した市営住宅の解体及び改修等に計画的に取り組み、敦賀市公営住宅等長寿命化計画についても、現状に沿った計画とするため、適宜見直しを行います。また、敦賀市空き家等対策計画に基づき、老朽危険空き家等の対策を推進します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 敦賀市公営住宅等長寿命化計画に基づき、今後も老朽化等した市営住宅の解体及び改修等に計画的に取り組み、同計画についても、現状に合わせ適宜見直しを行います。また、敦賀市空き家等対策計画に基づき、老朽危険空き家等の対策を継続して行います。</p>	住宅政策課
シックハウス対策の推進	<p>《事業概要》 市営住宅の修繕工事や改修工事においては、入居者の健康面への影響を配慮し、基準に適合した建材の使用や性能の確認を慎重に行います。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 引き続き、市営住宅の修繕工事や改修工事において、入居者の健康面への影響を配慮し、基準に適合した建材の使用や性能の確認を慎重に行います。</p>	住宅政策課

(5) 安心して外出できる環境の整備（バリアフリー化の推進）

取組	概要	担当課
安全な歩道の確保	<p>《事業概要》 歩道のバリアフリー化、拡幅を計画的に推進し、安全に通行可能な歩道の整備を進めます。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 歩道整備延長 L=1,590m（R 7～R11）</p>	道路河川課

取組	概要	担当課
<p>【新規】 子育て関連施設、都市公園等の公共施設の快適性・利便性向上のための整備の充実</p>	<p>≪事業概要≫ 保育所、認定こども園、児童館等の児童福祉施設や幼稚園、放課後児童クラブ、子育て支援センター、健康センター等の子育て関連施設において、こどもたちが快適に過ごすことができるよう環境改善（大規模改修、老朽化対策、LED照明・空調・遊具・防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、園庭の整備、トイレの洋式化等その他必要となる箇所）を進めます。 また、都市公園の遊具改修やトイレ改修等、公共施設・公用施設等の快適性・利便性の向上のための環境整備を実施し、環境改善を図ります。</p> <p>≪令和11年度目標値（推進方策）≫ 子育て関連施設、公共施設・公用施設の整備等における環境改善のための整備を実施します。 新設・改修等の際、バリアフリー基準に従い整備を実施します。</p>	<p>子育て政策課 保育課 児童文化センター 子育て総合支援センター 栗野子育て支援センター 健康推進課 契約管理課 まちづくり推進課 住宅政策課 学校教育課 文化振興課 スポーツ振興課 総合運動公園 生涯学習課 図書館</p>
<p>ユニバーサルデザインについての意識の啓発</p>	<p>≪事業概要≫ 住宅の改造が必要な対象者の安全で快適な在宅生活の維持向上と介護者の負担軽減を図るため、バリアフリー化等の住宅改造に対する助成を行い、対象者が生活しやすい改修を支援します。 バリアフリー、ユニバーサルデザインの導入に際し、可能な限り障がい者の意見を聞き、整備計画に反映させるよう努めます。</p> <p>≪令和11年度目標値（推進方策）≫ 住宅改造が必要な方に対して、重度身体障害者住宅改造補助金の対象要件を満たした場合に、対象者の安全で快適な在宅生活の維持向上と介護者の負担軽減を図るため、バリアフリー化等の住宅改造に要した費用の一部を補助します。 また、障がい者団体の依頼に応じてバリアフリーに関する検討会に出席し、現状把握及び活動協力を努めます。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>公共施設等のトイレへのベビーシートやおむつ交換台・授乳設備の設置推進</p>	<p>≪事業概要≫ 各施設におむつ交換設備等を設置し、気軽に外出しやすい環境づくりに努めます。</p>	<p>子育て政策課</p>

(6) 安全・安心まちづくりの推進

取組	概要	担当課
地域ぐるみで実施する安全対策の推進	<p>《事業概要》 敦賀署管内の刑法犯の認知件数は、平成 23 年度以降は減少傾向にあるものの自転車の盗難が最も多く、安全安心なまちづくりの実現のために、鍵かけ等の徹底を啓発します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 敦賀市防犯隊や警察と連携し、駐輪場を含む地域のパトロール等地域の安全力向上活動を実施します。</p>	生活安全課
幼少年期の防災に関する教育の推進	<p>《事業概要》 全小中学校において防災に関する「危機管理マニュアル」を整備し、地域に応じた実践的な訓練を実施します。 教職員の防災意識を高めるための研修を行います。 また、教職員及び保護者を対象にプール事故、救急法、A E D の講習会等を実施します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 訓練を幼稚園、全小中学校において年間 1 回以上継続して実施し、講習会を年間 1 回継続して実施します。</p>	学校教育課
警察、消防等の関係機関との連携強化	<p>《事業概要》 福井県警から課長級職員が 1 名派遣されており、敦賀警察署との連携を強化しています。市民の安全と安心を守るために警察署と情報共有を行う等のさらなる連携を推進します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 福井県警からの課長級職員 1 名の派遣による警察との連携を強化します。</p>	生活安全課
市営住宅における防犯設備の整備推進	<p>《事業概要》 引き続き市営住宅における照明の交換、樹木伐採、除草等の維持管理にかかる経費の縮減に努めます。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 市営住宅における照明の交換、樹木伐採、除草等の維持管理にかかる経費の縮減に継続して取り組みます。</p>	住宅政策課

4 すべての子ども・若者の立場に立った支援

基本目標の概要

子ども・若者は、未来を担う存在であり、多様な人格を持った個人として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る必要があります。そのため、子ども・若者が、自らのことについての意見を形成して表明し、社会に参画できるよう環境づくりを進めていきます。

また、子ども・若者とその家庭が、様々な困難な状況に置かれても、必要な支援が受けられ、安心して暮らせる社会を実現していきます。

4-1 子ども・若者の権利を守る

施策の方向性

- 子ども・若者が、子ども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容を理解し、自らが権利の主体であることを認識できるよう周知・啓発します。また、お互いの人権を尊重する意識を高めることができるよう、人権教育を充実させます。
- 子ども・若者が、自らのことについて意見を形成して表明し、社会に参画できるよう、意見を表明しやすい環境づくりを行います。
- 本来大人が担う家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーの問題については、本人や家族に自覚がないことも多いため、問題を認識できるよう啓発するとともに、早期発見や適切な支援に取り組めます。

主な関連事業等

(1) こどもの権利の尊重・意見の表明機会の確保

取組	概要	担当課
こども基本法、こども大綱の周知啓発	<p>《事業概要》</p> <p>日本国憲法、子どもの権利条約の精神に則って施行された、こども基本法及びこども大綱の周知啓発を図ります。</p>	子育て政策課
【新規】 敦賀市こども条例(仮)の制定	<p>《事業概要》</p> <p>こどもの権利を尊重し、保障することで自らが権利の主体であることを認識できるよう周知啓発を図ります。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》</p> <p>こどもの権利について、敦賀市全体で保障していく必要があるためこども条例を制定します。</p>	子育て政策課
学校等における人権教育の推進	<p>《事業概要》</p> <p>道徳科の一貫として「いじめ」や「差別」について出前授業を実施します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》</p> <p>市内小中学校にて年 50 回程度継続して実施します。</p>	生涯学習課
体罰等によらない子育ての推進	<p>《事業概要》</p> <p>児童虐待の防止等に関する法律の改正を踏まえ、体罰等によらない子育てができるよう、子育ての各ライフステージにおいて、養育者、支援者、こども及び社会に対し、普及啓発を図ります。また、養育の相談や体罰等不適切養育によらない育児について研修を企画していきます。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》</p> <p>継続して実施します。</p>	子育て政策課 健康推進課 学校教育課 子育て総合支援センター 粟野子育て支援センター

(2) ヤングケアラーの早期発見・支援

取組	概要	担当課
【新規】 ヤングケアラー認知度向上の周知啓発	<p>《事業概要》</p> <p>ヤングケアラーの早期発見・相談につながるよう、こどもや市民に対しヤングケアラーについて周知啓発を図ります。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》</p> <p>継続して実施します。</p>	子育て政策課 学校教育課

4-2 困難な状況を抱える家庭を支える

施策の方向性

- こどもの貧困は、人間形成の重要な時期に、様々な機会が奪われることにより、成長・発達に大きな影響をおよぼし、その後の人生に多大な影響を与えてしまいます。このような状況下で、こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、経済的支援や必要な環境整備、教育の機会均等を図るとともに、すべてのこどもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指します。
- こどもが心身ともに健やかに育成されるよう「こども家庭センター」を設置し、関係機関と連携しながら、必要な支援を行っていきます。
- 貧困の他、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり等の困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、きめ細かな支援を行います。

主な関連事業等

(1) 子育て環境支援が必要な家庭への対策

取組	概要	担当課
出生、健診、予防接種等の機会を利用した早期把握と支援の促進	「事業概要」 支援が必要なケースについて、あらゆる場面において情報を意識的に共有し、適切な支援が継続できるよう関係機関との連携を図ります。	健康推進課
関係機関との連絡調整機能の充実	「事業概要」 要保護児童対策地域協議会の調整機関として、ケースの状況とニーズを把握し、関係機関で連携し家庭の実情に応じたきめ細やかな支援を行います。 「令和11年度目標値（推進方策）」 各関係機関と連携して支援を行うため情報共有を図る会議を実施します。【代表者会議 1回、実務者会議 11回、個別ケース検討会議 随時】	子育て政策課

取組	概要	担当課
生活困窮者等学習支援事業	<p>《事業概要》 生活困窮者の貧困の連鎖を防止するため、生活に困窮している家庭のこどもが自らの能力を伸ばし、社会で自立して生きていく力を身に付けるための学習支援を行います。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 各関係機関と連携し、継続して実施します。 実施場所 2会場 年間各 20 回以上実施します。</p>	地域福祉課

(2) 母子、父子、未婚等のひとり親家庭への支援

取組	概要	担当課
相談しやすい体制の整備	<p>《事業概要》 ひとり親家庭の状況を把握し、母子・父子自立支援員を中心として就労相談等を行います。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 ひとり親家庭に対して、それぞれの家庭の実情に応じたきめ細かな支援を行います。</p>	子育て政策課
母子・父子自立支援員の協力によるひとり親家庭への情報提供の推進	<p>《事業概要》 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭への情報提供を実施しています。（就労支援等）</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 「支援施策に関する情報提供」について、更なる周知と利用促進を図ります。</p>	子育て政策課
児童扶養手当、医療費助成等による経済的支援の充実	<p>《事業概要》 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、児童クラブ利用料補助、高校生の通学定期代補助等を行い、経済的負担を軽減します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 各種支援について、更なる周知と利用促進を図ります。</p>	子育て政策課

取組	概要	担当課
雇用の安定のためにハローワークや関係機関と連携した支援	<p>《事業概要》 母子・父子自立支援員を中心とした就労相談を実施し、また、敦賀公共職業安定所との連携を図っています。 転職、キャリアアップ支援等の就業支援関連事業の充実強化を図ります。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 支援強化のため、敦賀公共職業安定所との更なる連携を図ります。</p>	子育て政策課
ひとり親が子育てをしながら就職に必要な資格の習得を行うための支援	<p>《事業概要》 資格習得の支援のため、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 利用の増加につなげるため更なる周知と利用促進を図ります。</p>	子育て政策課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	<p>《事業概要》 ひとり親家庭等の経済的自立を図るため、修学資金等の貸し付けを行います。</p>	子育て政策課 県

(3) 児童虐待防止体制の整備

取組	概要	担当課
子ども家庭相談の充実	<p>《事業概要》 相談内容の複雑・深刻化により、緊急かつより高度な専門的対応が求められるケースに対応できるよう、専門的研修等により知識の向上に取り組み、相談体制の充実を図ります。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 多様な相談に対応できるよう相談員の専門性を高めるため専門的研修に取り組みます。 【保健師 2 名、社会福祉士 1 名、臨床心理士 2 名、家庭児童相談員 2 名体制】</p>	子育て政策課
虐待の当事者等への相談・支援	<p>《事業概要》 虐待等、不適切な養育環境にいる当事者に対し、要保護児童対策地域協議会を中心に児童相談所と連携し、支援及び相談を行います。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 継続して実施します。</p>	子育て政策課

取組	概要	担当課
<p>【新規】 こども家庭センター の設置</p>	<p>≪事業概要≫ 母子保健の一部と児童福祉機能を統合し、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目なく、漏れなく相談・対応していきます。</p> <p>≪令和 11 年度目標値（推進方策）≫ 令和 7 年度に設置し、支援体制の充実に取り組みます。</p>	<p>子育て政策課</p>
<p>要保護児童対策地域協議会の充実</p>	<p>≪事業概要≫ 要保護児童対策地域協議会における、各種会議において情報共有を図り、必要な支援内容や方向性を協議するとともに、関係機関が連携し継続的な支援を行っていきます。複雑多様化している案件に対し迅速かつ的確に対応するためのさらなる連携強化を図ります。</p> <p>≪令和 11 年度目標値（推進方策）≫ 各関係機関が連携し継続的な支援を行えるよう会議を実施します。【代表者会議 1 回、実務者会議 11 回、個別ケース検討会議 随時】</p>	<p>子育て政策課 健康推進課 学校教育課 地域福祉課 市民協働課</p>
<p>各種健診等の機会を利用した支援体制の確立</p>	<p>≪事業概要≫ 集団健診の場面において、関係スタッフが連携しながら気がかりさを見逃すことのないよう継続して実施します。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>養育支援訪問事業</p>	<p>≪事業概要≫ 子ども家庭相談や乳児家庭全戸訪問事業、母子保健事業等において把握した、子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、居宅において、養育に関する 相談、指導、助言等必要な援助を継続的に行い、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。</p> <p>≪令和 11 年度目標値（推進方策）≫ 養育支援が特に必要な家庭に対し相談に応じ、指導や助言等援助を継続していきます。</p>	<p>子育て政策課</p>

(4) いじめ、不登校、引きこもり児童等への対応

取組	概要	担当課
<p>専門カウンセラーの配置、ハートフル・スクールの相談員等による相談体制の充実</p>	<p>《事業概要》 全小中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、ハートフル・スクールでは、スクールカウンセラー、指導員、相談員を配置し、個別相談等を実施しています。今後も相談体制の充実に継続して取り組みます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 全小中学校、ハートフル・スクールにスクールカウンセラーを継続して配置し、ハートフル・スクールに専任の相談員、指導員を継続して配置します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>児童相談所等との連携強化による支援促進</p>	<p>《事業概要》 事例によっては児童相談所等と連絡会を実施し、個別ケースに対応していきます。児童・生徒の生活環境、家庭環境に係る不登校、引きこもりのケースにおいて、保護者に対する支援も進めていきます。SNS等、情報端末機器の利用状況は今後もますます増加すると考えられるため、ネットトラブルを起因とするいじめ防止等の指導を強化します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 関係機関との連絡会、指導を継続して実施します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>【新規】 校内サポートルームの整備</p>	<p>学校復帰を目指す児童生徒や、集団生活や学習が苦手等の理由から学校や教室に居づらさを感じ、不登校の兆しがみられる児童生徒に対して、校内に教室とは別の「居場所」となるサポートルームの環境を整えます。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 児童生徒一人一人が安心して過ごせる居場所づくりの推進に努めます。</p>	<p>学校教育課</p>

5 若い世代の生活基盤の安定の支援

基本目標の概要

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、若い世代に特定の価値観を押し付けることがあってはならず、多様な選択を尊重することが大切です。その上で、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合にそれぞれの希望に応じて社会全体で支えていく必要があります。

若い世代が自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができることが必要です。そのため、経済的基盤の確保に向けての支援や仕事と子育ての両立を支援する環境づくりを進めていきます。

5-1 結婚・子育てを支援する

施策の方向性

- 主体的な選択により結婚や子育てを望む若者を、社会全体で支えていくことが必要とされています。若者の未婚率の上昇や初婚年齢の上昇の背景には、若者の低い所得、不安定な雇用環境、出会いの場の減少等があると指摘されています。現状を踏まえた上で、若者の希望に応じた支援ができるよう施策の充実に努めます。

主な関連事業等

(1) 結婚・子育てへの支援体制の構築

取組	概要	担当課
結婚新生活支援事業	<p>《事業概要》 (結婚新生活支援事業) 結婚に伴う経済的負担を軽減し、結婚を希望する方々を後押しするため、新生活に向けた住居の取得費用、リフォーム費用、賃借費用等を支援します。</p> <p>(早婚夫婦支援事業) 結婚に伴う新生活のスタートアップに向けた支援のため、29歳以下の夫婦に対して支援金を給付します。</p>	子育て政策課
【新規】 結婚支援事業	<p>《事業概要》 結婚を希望する方が、誰でもその希望を叶えることができるよう、職場間での出会いを創出する異業種交流会の開催をはじめ、出会いの場の創出等を支援します。</p> <p>《令和11年度目標値(推進方策)》 出会いの場の創出支援等による新たな出会いを創出します。 【目標値】 新たな出会いの件数 50組/年</p>	政策推進課

5-2 仕事と子育ての両立と経済基盤安定を支援する

施策の方向性

- こどもに対する子育て教育を行うため、子育てに係る学習機会を設定して実施していきます。
- 共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、仕事と生活の両立支援のため、共働き・共育てを推進します。
- 子育て世代の経済基盤の安定を図るため各種手当の支給や助成を行うことにより、妊娠・出産や子育てに伴う経済的な負担の軽減を図ります。

主な関連事業等

(1) こどもに対する子育て教育の推進

取組	概要	担当課
子育てに係る学習機 会の設定	<p>《事業概要》 家庭科教育や、特別活動等でのキャリア教育において、子育てに係る指導を行います。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 全中学校において子育てに係る指導を継続して行います。</p>	学校教育課

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

取組	概要	担当課
家庭での性別による 役割分担意識の解消	<p>《事業概要》 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を目的とした啓発活動を実施します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 男性の家事・子育て等への参加促進や、夫婦・家族で家事をシェアする「共家事（トモカジ）」の促進に関する情報を発信します。</p>	市民協働課
地域、保育所、幼稚園、学校等の行事 へ、父親が参加しや すい環境づくり	<p>《事業概要》 保育・幼児教育の様々な行事やイベントで、父親が参加しやすい環境となるよう、保育士等がサポートを行います。</p>	保育課
【新規】 中小事業者の取組 みへの支援	<p>《事業概要》 中小事業者が取り組む、ワーク・ライフ・バランス推進を含めた企業の魅力を向上させる取り組みを支援します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 企業の魅力UP 応援補助金により年 1 件以上支援します。</p>	商工貿易振興課
国、県、関係機関等 との連携した啓発活 動の推進	<p>《事業概要》 福井労働局や福井県等の関係機関と連携した啓発活動を実施します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 国、県等が実施するセミナー等の開催について、共同して周知を実施します。</p>	商工貿易振興課

取組	概要	担当課
男女がともに柔軟な働き方を選択できる職場づくり	<p>《事業概要》 男女がともに「仕事」と「家庭生活」をバランスよく行えるよう、柔軟な働き方を選択できる職場づくりを推進するため、事業所を対象とした研修会等を開催します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 継続して実施します。</p>	市民協働課
県等と連携をとった再就職の情報提供、能力開発等の講習会の開催	<p>《事業概要》 県が開設しているミニジョブステーション敦賀に対し、一部運営を支援し、利用促進のため更なる広報に努めます。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 継続して実施します。（利用者：150 名、就職者：10 名）</p>	商工貿易振興課

（3）経済的な負担の軽減

取組	概要	担当課
児童手当の支給	<p>《事業概要》 国の制度に基づきながら、次代を担うことも一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、0歳から18歳（高校3年生相当）までの児童を養育している親を対象に支給します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 継続して実施します。</p>	子育て政策課
【拡充】 子ども医療費助成制度	<p>《事業概要》 こどもの保健の向上と福祉の増進を図るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、0歳から18歳（高校3年生相当）までのこどもの医療費を助成します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 0歳から18歳（高校3年生相当）までのこどもの医療費助成を実施します。</p>	子育て政策課
【新規】 ハイリスク妊婦交通費等支援事業	<p>《事業概要》 遠方の総合周産期母子医療センターを利用する必要があるハイリスク妊婦に対し、妊婦健康診査及び分娩時の交通費等の一部を助成します。</p> <p>《令和 11 年度目標値（推進方策）》 制度の利用を希望する方の経済的負担の軽減を図ります。</p>	健康推進課

取組	概要	担当課
適正な保育所等保育料の設定	<p>《事業概要》 満3歳以上の園児の利用者負担額（保育所等保育料）を無料とします。 多子世帯の保育料を軽減するとともに、負担能力に応じた保育料を設定します。【第2子以降無料】</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 国や県の施策に基づき、継続して実施します。</p>	保育課
適正な幼稚園保育料の設定	<p>《事業概要》 満3歳以上の園児の利用者負担額（幼稚園保育料）を無料とします。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 継続して実施します。</p>	学校教育課
就学援助奨励費の支給による就学困難家庭や児童に対する援助の促進	<p>《事業概要》 小学生、中学生要保護・準要保護児童・生徒に対し、就学援助の支給を行います。 さらに、翌年度入学者のうち就学困難な入学前児童と生徒の保護者に対して入学前準備金の補助を行います。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 継続して実施します。</p>	学校教育課
【新規】 敦賀市ホームタウン奨学金制度	<p>《事業概要》 敦賀に住む若者の進学機会を確保し、敦賀で住む選択をした方を応援する、働く方の奨学金の返還を支援する制度である敦賀市ホームタウン奨学金制度を実施します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 移住支援制度とあわせて、敦賀に住む人の増加を促進します。 【目標値】 敦賀に住む人の増加数 100人/年</p>	政策推進課
移住支援制度 (全国型)	<p>《事業概要》 県外から敦賀市へ就職・転職を伴う移住をした人に対し、福井県デジタル地域通貨「ふくいはいびコイン」を交付します。</p> <p>《令和11年度目標値（推進方策）》 ホームタウン奨学金とあわせて、敦賀に住む人の増加を促進します。 【目標値】 敦賀に住む人の増加数 100人/年</p>	政策推進課

取組	概要	担当課
家庭育児応援手当	<<事業概要>> 第2子以降の乳幼児を在宅で育児を行う世帯への経済的支援を実施します。 <<令和11年度目標値（推進方策）>> 対象児童の拡大について県と協議します。	子育て政策課



第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者やこどもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「第1期敦賀市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までのこどもの人口を令和2年から令和6年の4月1日の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までのこどもの将来推計は、今後も減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	376	368	362	359	358
1歳	361	384	376	370	367
2歳	402	358	380	373	367
3歳	433	395	352	374	367
4歳	412	429	391	348	370
5歳	438	411	428	390	347
6歳	423	431	404	420	383
7歳	509	422	430	403	419
8歳	526	507	419	428	401
9歳	531	527	508	420	429
10歳	514	530	526	507	418
11歳	590	514	530	526	507
合計	5,515	5,276	5,106	4,918	4,733

※コーホート要因法：年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法である。

3

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

- 1号認定 満3歳以上の学校教育を受ける小学校就学前のこども
- 2号認定 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前のこども
- 3号認定 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前のこども

【令和7年】

単位：人

		令和7年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,283		763	376	
量の見込み ①		236	32	1,009	511	142
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	193	1,343	525	126	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	40	17	
企業主導型保育事業		0	8	11	3	
認可外保育施設	認証保育所等上記以外の施設	0	0	0	0	
確保量合計 ②		193	1,351	576	146	
過不足 ③=②-①		△43	310	65	4	
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設 ④						
確保後の過不足 ③+④						

※確保量の不足分については、設備運営基準を満たした上で、定員の弾力化により定員を超えて受け入れます。

【令和8年】

単位：人

		令和8年度				
		1号 認定	2号認定		3号認定	
			教育を 希望	左記 以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,235		742	368	
量の見込み ①		227	31	971	494	139
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	193	1,343		525	126
確認を受け ない幼稚園	上記以外の 幼稚園	0	0		0	0
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0	0		40	17
企業主導型保育事業		0	8		11	3
認可外 保育施設	認証保育所 等上記以外 の施設	0	0		0	0
確保量合計 ②		193	1,351		576	146
過不足 ③=②-①		△34	349		82	7
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設④						
確保後の過不足 ③+④						

※確保量の不足分については、設備運営基準を満たした上で、定員の弾力化により定員を超えて受け入れます。

【令和9年】

単位：人

		令和9年度				
		1号 認定	2号認定		3号認定	
			教育を 希望	左記 以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,171		756	362	
量の見込み ①		215	29	921	505	137
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	193	1,308		513	123
確認を受け ない幼稚園	上記以外の 幼稚園	0	0		0	0
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0	0		40	17
企業主導型保育事業		0	8		11	3
認可外 保育施設	認証保育所 等上記以外 の施設	0	0		0	0
確保量合計 ②		193	1,316		564	143
過不足 ③=②-①		△22	366		59	6
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設 ④						
確保後の過不足 ③+④						

※確保量の不足分については、設備運営基準を満たした上で、定員の弾力化により定員を超えて受け入れます。

【令和10年】

単位：人

		令和10年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,112		743	359	
量の見込み ①		205	28	875	497	136
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	193	1,276		499	119
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0		0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0		40	17
企業主導型保育事業		0	8		11	3
認可外保育施設	認証保育所等上記以外の施設	0	0		0	0
確保量合計 ②		193	1,284		550	139
過不足 ③=②-①		△12	381		53	3
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設 ④						
確保後の過不足 ③+④						

※確保量の不足分については、設備運営基準を満たした上で、定員の弾力化により定員を超えて受け入れます。

【令和11年】

単位：人

		令和11年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,084		734	358	
量の見込み ①		199	27	853	490	136
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	193	1,276		499	119
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0		0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0		40	17
企業主導型保育事業		0	8		11	3
認可外保育施設	認証保育所等上記以外の施設	0	0		0	0
確保量合計 ②		193	1,284		550	139
過不足 ③=②-①		△6	404		60	3
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設 ④						
確保後の過不足 ③+④						

※確保量の不足分については、設備運営基準を満たした上で、定員の弾力化により定員を超えて受け入れます。

【 今後の方向性 】

本市の特定教育・保育施設は、認可保育所が18箇所（公立10箇所、私立8箇所）、認定こども園が4箇所（私立4箇所）で、特定地域型保育所が3箇所（私立3箇所）です。

児童数の減少、施設の老朽化などの課題に対し、良質な保育及び幼児教育を継続して提供するため、敦賀市公共施設等総合管理計画 個別施設計画に基づき、公立保育園を統廃合し、新たに幼保連携型認定こども園の設置を進めていきます。

また、保育士の人材確保対策の充実等、保育の質の担保・向上を図ります。

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等のサービスを円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

【 現状 】

単位：個所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置個所	1	1	1	1

【 量の見込みと確保策 】

単位：個所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	4	4	4	4	4
確保策②	4	4	4	4	4
差引②－①	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

基本Ⅰ型（子育て総合支援センター）：1個所

基本Ⅲ型（栗野子育て支援センター、民間委託）：2個所

こども家庭センター型：1個所

子育て総合支援センターの利用者支援窓口（基本型）において、子育て家庭の個別のニーズを把握し、保育サービス利用に対する相談業務、保育資源・保育サービスの情報収集・提供業務を行うとともに、令和7年度からは、地域子育て支援拠点の各施設においても、利用者支援事業に取り組みます。

また、令和7年度から子育て政策課内に「こども家庭センター」を設置し、妊娠・出産に関する相談や母子手帳の交付を行う母子保健の一部と、こどもや家庭に関する相談や支援を行う児童福祉を、一体的に行っていきます。

(2) 時間外保育事業

【 概要 】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	336	350	464	428

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	407	394	385	372	366
確保策②	407	394	385	372	366
差引②-①	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

実施施設

延長保育：公立 10 箇所、私立：15 箇所

休日保育：私立：2 箇所

ニーズに適切に対応しつつ、年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

(3) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

【 概要 】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録児童数	959人	820人	798人	857人

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	878	831	782	763	731
1年生	255	260	244	254	231
2年生	257	213	217	204	212
3年生	198	191	158	162	151
4年生	115	115	110	91	93
5年生	39	40	40	39	32
6年生	14	12	13	13	12
確保策②	1,098	1,098	1,098	1,098	1,098
差引②－①	220	267	316	335	367

【 今後の方向性 】

実施施設

14 箇所（公立 13 箇所、民間委託 1 箇所）

児童数の推移及び年度ごとの利用状況を踏まえ、ニーズに適切に対応し、事業を実施します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【 現状 】

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	33	67	155	132

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	155	143	140	135	133
確保策②	155	143	140	135	133
差引②－①	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

実施施設 1 箇所（民間委託）

施設種別：乳児院／児童養護施設

ニーズに適切に対応しつつ、利用者の実情や年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

市の保健師・助産師や訪問助産師が、生後 120 日までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の軽減、産後のメンタルヘルス対策、こどもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	429	410	407	363

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	340	347	341	337	335
確保策②	340	347	341	337	335
差引②－①	0	0	0	0	0
実施体制：9人 実施機関：敦賀市					

【 今後の方向性 】

社会的な支援を必要としている家庭を把握し、子育て家庭の孤立を防ぎます。

(6) 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、子育て家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【 現状 】

単位：件・回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	1	1	2	0
訪問回数	7	10	6	0

【 量の見込みと確保策 】

単位：件

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問 件数	量の見込み ①	1	1	1	1	1
	確保策②	1	1	1	1	1
差引②－①		0	0	0	0	0
実施体制：7人 実施機関：敦賀市						

【 今後の方向性 】

関係機関との連携を強化し相談体制の充実を図るとともに、支援を必要とする乳幼児や保護者等に居宅において、養育に関する専門的な相談、指導、助言等の援助を継続して行います。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	23,569	24,684	31,140	34,766

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	40,023	39,004	39,285	38,723	38,372
確保策②	40,023	39,004	39,285	38,723	38,372
差引②-①	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

実施施設3箇所（直営2箇所、民間委託1箇所）

現体制を維持するとともに、子育て中の育児不安等を解消するため、すべての施設において、利用者支援事業に取り組む等さらなる体制の充実を図ります。

(8) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【 現状 】

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	18,584	17,354	15,812	17,061
幼稚園における一時預かり	10,779	10,092	9,814	9,537
幼稚園における一時預かり以外	7,805	7,262	5,998	7,524

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	18,541	17,901	17,231	16,521	16,176
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	8,979	8,643	8,195	7,782	7,586
2号認定による 定期的な利用	36	35	33	31	31
その他	9,526	9,223	9,003	8,708	8,559
確保策②	18,541	17,901	17,231	16,521	16,176
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	8,979	8,643	8,195	7,782	7,586
2号認定による 定期的な利用	36	35	33	31	31
その他	9,526	9,223	9,003	8,708	8,559
差引②－①	0	0	0	0	0
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	0	0	0	0	0
2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

実施施設

幼稚園：3個所（私立3個所）

保育所：11個所（公立1個所、私立10個所）

利用状況やニーズを踏まえ、確保の内容を維持していきます。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 現状 】

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	162	293	232	641

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	867	839	819	792	779
確保策②	867	839	819	792	779
差引②－①	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

定員：8名 利用できる日時：平日午前8時から午後6時

ニーズに適切に対応しつつ、年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

(10) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

医療機関や助産所において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促すとともに、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。(多胎の場合5回分、超過の場合必要回数分を追加で助成します。また、初期血液検査等各種検査は、各1回、必要な方のみ精密検査1回分助成します。)

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診対象者数	464	430	377	355

【 量の見込みと確保策 】

単位：人・回

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象者数	量の見込み①	414	405	398	395	394
	確保策②	414	405	398	395	394
差引②－①		0	0	0	0	0
回数	量の見込み①	5,053	4,946	4,865	4,825	4,812
	確保策②	5,053	4,946	4,865	4,825	4,812
差引②－①		0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

母体や胎児の健康確保を図るため、引き続き積極的な受診を促します。

(11) 子育て世帯訪問支援事業

【 概要 】

家事や子育て等に対して不安や負担を抱える家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事や子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	—	—	—	—

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1	1	1	1	1
確保策②	1	1	1	1	1
差引②－①	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

令和6年度より新たに実施した事業です。関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会において対応を検討します。支援を必要とする乳幼児や保護者等に、居宅において、家事・子育て等の支援を継続して行います。

(12) 児童育成支援拠点事業

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へつなぐ等の支援を提供することにより、虐待防止、児童の最善の利益の保障や健全育成を図る事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児童数	—	—	—	—

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	33	33	33	33	33
確保策②	33	33	33	33	33
差引②－①	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

本事業は、新たに創設された事業であり、現在実施している事業ではありませんが、今後、ニーズを踏まえ、体制の構築、事業を行う人材確保等事業実施に向け、取り組んでいきます。また、利用量の見込みについては各年度における実施状況を把握し、適切に見直しを行います。

(13) 親子関係形成支援事業

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義等を通じて、児童の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象世帯数	—	—	—	—

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	41	41	41	41	41
確保策②	41	41	41	41	41
差引②－①	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

本事業は、新たに創設された事業であり、現在実施している事業ではありませんが、今後、ニーズを踏まえ、体制の構築、事業を行う人材確保等事業実施に向け、取り組んでいきます。また、利用量の見込みについては各年度における実施状況を把握し、適切に見直しを行います。

(14) 妊婦等包括相談支援事業

【 概要 】

妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行います。

【 現状 】

単位：回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
面談実施合計回数	—	—	117	754

【 量の見込みと確保策 】

単位：件・回

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	妊娠届出数	364	357	351	348	347
	1組当たりの面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	764	750	737	731	729
確保策②		764	750	737	731	729
差引②－①		0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

妊婦や子育て家庭がいつでも気軽に相談できる体制を整備するとともに、相談があった際には、子育てガイドを活用した丁寧な説明を行うことで、必要とする支援やサービスの利用につなげます。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 概要 】

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満の小学校就学前のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和8年度から、これまでの幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（こども誰でも通園制度）として実施します。

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0歳児	－	2	2	2	2
	1歳児	－	8	7	7	7
	2歳児	－	7	8	8	7
確保策②	0歳児	－	2	2	2	2
	1歳児	－	8	7	7	7
	2歳児	－	7	8	8	7
差引②－①		－	0	2	0	0

【 今後の方向性 】

令和8年度から新たな給付制度として始まる「こども誰でも通園制度」の開始に合わせて、受入体制を整備します。

(16) 産後ケア事業

【 概要 】

助産所、医療機関等で助産師等の専門職が、産婦のこころやからだのケア、育児に関する相談に対応し、育児不安や疲労の軽減を図る事業です。

【 現状 】

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用実績	63	203	396	578

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	730	714	702	696	694
確保策②	730	714	702	696	694
差引②-①	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

産後ケアを必要とする産後1年未満の方が利用できるように、母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問事業等と連動して、情報提供を行っていきます。

産後ケア事業については、宿泊型（ショートステイ型）、通所型（デイサービス型）、訪問型（アウトリーチ型）の3種類があり、事業者等に委託して事業を実施しています。

量の見込みの算出によらない事業

(17) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

これまで利用実績はありません。

必要に応じて、本市の状況や他市町の動向、地域のニーズを踏まえ、検討を行います。

国の動向を見据え、必要に応じて助成を行います。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び幼稚園（未移行）における食材費（副食費）に対する費用を助成する事業です。

これまで利用実績はありません。

国の動向を見据え、必要に応じて助成を行います。

(19) 多様な主体が制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

これまで実績はありません。

必要に応じて、地域ニーズに即した保育サービスの提供、新規参入支援、及び持続可能な施設・事業の運営支援を実施します。

5 教育・保育の一体的提供及び 推進体制の確保

認定こども園は、幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、こどもを受け入れられる施設です。

今後も3歳以上児の教育希望が見込まれることから、その確保体制が必要になってきます。幼稚園や認可保育所（園）から認定こども園への移行は有効な確保体制の1つであると考えます。

- ・幼稚園及び認可保育所（園）から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。
- ・認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）と小学校等との連携を推進します。
- ・認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながることから、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携により、切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。
- ・保育士の人材確保対策の充実等、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等の体制整備に努めます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等の外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。

6 子育てのための施設等利用給付の 円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付について、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務執行について、県と連携して実施します。

また、利用する保護者の利便性を考慮し、各利用施設との連携のもと、公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

第6章 計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

本計画の進行管理を円滑に進めるため、施策の進捗状況を把握し、「敦賀市子ども・子育て会議」において点検・評価を行い、その結果を公表し、必要な対応を実施します。

「施策の展開」については、利用者の視点に立ち、各事業を評価・分析し、検証します。

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとに見込み量と確保方策を示していることから、毎年実施状況及び進捗状況を管理し、利用者の動向や社会情勢の変化等をみながら、翌年度以降の事業展開に反映していきます。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、において、児童虐待防止・社会的養護体制の構築・母子父子家庭の自立支援等、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

資料編

1 敦賀市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者から広く意見を徴収するため、敦賀市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 敦賀市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 敦賀市次世代育成支援対策地域行動計画の評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

2 市長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ当該認可について、会議の意見を聞くものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の役員
- (3) 市民の代表
- (4) 関係機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、議長が非公開が相当であると認める場合には、会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉保健部子育て政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 敦賀市次世代育成支援対策地域行動計画推進委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 敦賀市子ども・子育て会議 委員一覧

氏名	所属団体	備考
徳本 達之	敦賀市私立幼稚園連絡協議会	会長
宮川 和彦	敦賀市医師会	
原田 弓子	敦賀市私立保育園連絡協議会	副会長
藤木 博子	障害児福祉団体連合会	
谷 晃人	東洋紡株式会社 敦賀事業所	
田谷 友香	株式会社アイケープラス	
河原 あけみ	敦賀市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員会	
岩崎 和子	敦賀市母子寡婦福祉連合会	
橋本 康博	敦賀市PTA連合会	
稲木 美紀	福井県嶺南振興局 敦賀児童相談所	
木原 茂子	敦賀市小学校校長会	
小坂 亮太	市民公募委員	
中村 幸恵	市民公募委員	

3 敦賀市こども計画（素案）に係るパブリックコメントの実施結果

1 募集期間 令和7年2月21日(金)～3月5日(水)

2 意見募集の結果 意見提出者 3名 意見件数 3件

3 ご意見・ご提案に対する市の考え方

番号	ご意見・ご提案(要旨)	ご意見・ご提案に対する市の考え方	計画へ反映
1	こどもがサッカーをがんばっているため親として応援したいが、気軽に練習できる場所があまりない。場所があっても決まりがあり使えない。陸上競技場をほとんど使用したことがない。やる気があってもこどもがかわいそう。芝生の上でボールを蹴らせてあげたい。	現在、総合運動公園多目的広場の芝生化の整備に向けて検討を進めているところです。 今後も、こどもたちのスポーツ環境の充実に向けて支援してまいります。	計画 P89 (2)こどもの遊び場・憩いの場となる公園・緑地の整備に「総合運動公園の整備充実」の取組を追加しました。
2	<上記に関係するご意見> (サッカーで)絶対に全国へ行く。		
3	市内出身の大学生、専門学生などの支援の充実を。	敦賀に住む若者の進学機会を確保し、敦賀で住む選択をした方を応援する、働く方の奨学金の返還を支援する制度である敦賀市ホームタウン奨学金制度につきまして、本計画の施策の展開として組み込んでおります。いただきましたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	修正なし

敦賀市こども条例制定に係る議会答弁

[令和7年3月議会 代表質問(市政会 大石議員)]

番号	代表質問	市長答弁	計画へ反映
1	現在、敦賀市こども計画の策定が進められています。こどもたちへの福祉の充実の観点から、県内の自治体でこども条例制定に向けた動きがあり、こどもの権利保護につながると考えますが、こども条例制定に対する敦賀市の考えをうかがいます。	こども基本法において、こどもは権利の主体であると定められており、こどもの権利を守るために、行政が果たすべき役割は大きいと考えています。 こどもの権利を守ることについて、敦賀市こども計画においても反映させているところですが、こども条例の制定についても検討したいと考えています。	計画 P95(1)こどもの権利の尊重・意見の表明機会の確保に「敦賀市こども条例(仮)の制定」の取組を追加しました。

4 こどもの権利条約

こどもの権利条約【4つの原則】

こどもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆるこどもの権利の実現を考える時に大切な「原則」であるとされています。これらの原則は、日本のこどもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

1 差別の禁止（差別のないこと）

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2 こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）

こどもにすることが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4 こどもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

こどもの権利条約【4つの柱】

こどもの権利条約は、こどもの権利を守るために大きく分けると次の4つのことを定めています。

そして、こどもにとって一番いいことは何かを考えなければならないと言っています。日本は、1994年にこの条約を批准しました。

1 生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられること。住む場所や食べ物があることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
紛争に巻き込まれず、難民になったら保護されること。

4 参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

こどもの権利条約 –日本ユニセフ協会 抄訳–

第1条 こどもの定義

18歳になっていない人をこどもとします。

第2条 差別の禁止

すべてのこどもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。こどもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第3条 こどもにもっともよいことを

こどもに関係のあることが決められ、行われるときには、こどもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

第5条 親の指導を尊重

親(保護者)は、こどもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

第6条 生きる権利・育つ権利

すべてのこどもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第7条 名前・国籍をもつ権利

こどもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。こどもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。

第8条 名前・国籍・家族関係が守られる権利

国は、こどもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

第9条 親と引き離されない権利

こどもには、親と引き離されない権利があります。こどもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

第10条 別々の国にいる親と会える権利

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

第11条 よその国に連れさられない権利

国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

第15条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

第16条 プライバシー・名誉の保護

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条 こどもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。

第19条 あらゆる暴力からの保護

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりするところがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条 家庭を奪われたこどもの保護

家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にすることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第 21 条 養子縁組

こどもを養子にする場合には、そのこどもにとって、もっともよいことを考え、そのこどもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

第 22 条 難民のこども

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となったこどもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

第 23 条 障がいのあるこども

心やからだに障がいがあるこどもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第 24 条 健康・医療への権利

こどもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

第 25 条 施設に入っているこども

施設に入っているこどもは、その扱いがそのこどもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

第 26 条 社会保障を受ける権利

こどもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

第 27 条 生活水準の確保

こどもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。

第 28 条 教育を受ける権利

こどもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべてのこどもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、こどもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第 29 条 教育の目的

教育は、こどもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。

第 30 条 少数民族・先住民のこども

少数民族のこどもや、もともとその土地に住んでいる人びとのこどもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。

第31条 休み、遊ぶ権利

こどもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

こどもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、こどもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第34条 性的搾取からの保護

国は、こどもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第35条 誘拐・売買からの保護

国は、こどもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、こどもの幸せをうばって利益を得るようなことからこどもを守らなければなりません。

第37条 拷問・死刑の禁止

どんなこどもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、こどもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。

第38条 戦争からの保護

国は、15歳にならないこどもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれたこどもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条 被害にあったこどもの回復と社会復帰

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあったこどもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

第40条 こどもに関する司法

罪を犯したとされたこどもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

[第41条以下省略]

5 用語集

【あ行】

育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

【か行】

家庭的保育

児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

企業主導型保育事業

平成 28 年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

協働

市民をはじめ自治会・団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術等の資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。

こども家庭センター

母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じ、すべての妊産婦や子育て家庭、こどもに対し一体的に相談支援を行う機関。

【さ行】

食育

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

小規模保育事業

0歳～2歳の保育の必要な乳幼児を、定員6～19人の範囲において、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。

【た行】

チーム・ティーチング

複数の教師がチームとなり、各教師の特性を生かしながら、一つのこども集団を対象に、指導の全部又は一部について共同で責任を負い、協力して指導に当たること。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

特定地域型保育事業

児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業のことで、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなっている。小規模保育（利用定員6人以上19人以下）、家庭的保育（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育（主として従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもにも保育を提供）に分けられる。

【は行】

プレコンセプションケア

プレコンセプションケアは、「女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康教育を促す取組」のこと。女性やカップルがより健康になること、元気な赤ちゃんを授かるチャンスを増やすこと、さらに女性や将来の家族がより健康な生活を送れることを目指す。

【や行】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている18歳未満のこどものこと。

ユニバーサルデザイン

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【英字】

ICT

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

敦賀市こども計画

～つるがいきいきこども未来総合プラン～

編集・発行：敦賀市福祉保健部 子育て政策課

住 所：〒914-8501

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

T E L：0770-22-8125

F A X：0770-22-8168

敦賀市 こども 計画



～つるがいきいきこども未来総合プラン～